

関原発第373号

2022年 8月23日

原子力規制委員会 殿

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

執行役社長 森 望

設計及び工事計画認可申請書の一部補正について

2020年6月26日付け関原発第144号をもって申請しました設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第319号、2021年1月23日付け関原発第486号及び2022年7月29日付け関原発第315号にて一部補正）について、別紙のとおり一部補正します。

本資料のうち枠囲みの内容は、
テロ等対策における機密に係る事項又は商業
機密に係る事項であるため公開できません。

別紙

大飯発電所第3号機

設計及び工事計画認可申請書の一部補正

関西電力株式会社

目 次

I. 補正項目

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

III. 補正前後比較表

IV. 補正内容を反映した書類

I . 補正項目

補正項目

補正項目及び補正箇所は下表のとおり。

補正項目	補正箇所
II . 工事計画 【申請範囲】 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 1 火災区域構造物及び火災区画構造物 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格	「III . 補正前後比較表」による。 追加する。「IV . 補正内容を反映した書類」による。 「III . 補正前後比較表」による。
V . 変更の理由	「III . 補正前後比較表」による。
VI . 添付書類 (1) 添付資料 資料 1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書 資料 1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書 「本文（五号）」との整合性 資料 2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書 資料 3 耐震性に関する説明書 資料 3-1 耐震設計の基本方針 資料 3-2 基準地震動Ssの概要 資料 3-3 重要度分類の基本方針 資料 3-4 地震応答解析の基本方針	「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。 「III . 補正前後比較表」による。

補正項目	補正箇所
資料 3－5 設計用床応答曲線の作成方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 3－6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針	「III. 補正前後比較表」による。
資料 3－7 機能維持の基本方針	「III. 補正前後比較表」による。
別添1 火災防護設備の耐震性に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
別添1－1 火災防護設備の耐震計算の方針	「III. 補正前後比較表」による。
別添1－2 火災感知設備の耐震計算書	「III. 補正前後比較表」による。
別添1－2－1 火災感知器の耐震計算書	「III. 補正前後比較表」による。
別添1－2－2 火災受信機盤の耐震計算書	「III. 補正前後比較表」による。
別添1－3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果	「III. 補正前後比較表」による。
資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書	「III. 補正前後比較表」による。
(2) 添付図面	
目次	「III. 補正前後比較表」による。
第1図 火災防護設備に係る図面	「III. 補正前後比較表」による。

II. 補正を必要とする理由を記載した書類

補正を必要とする理由

2020年6月26日付け関原発第144号にて申請した設計及び工事計画認可申請書（2020年10月8日付け関原発第319号、2021年12月3日付け関原発第486号及び2022年7月29日付け関原発第315号にて一部補正）について、「II. 工事計画」、「V. 変更の理由」、「資料1 発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書」、「資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」、「資料3 耐震性に関する説明書」、「資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書」、「（2）添付図面 目次」及び「第1図 火災防護設備に係る図面」の記載の適正化のため補正する。

III. 補正前後比較表

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 【申請範囲】】

変更前	変更後	備考
<p>【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p>	<p>【申請範囲】(変更の工事に該当するものに限る)</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>1 火災区域構造物及び火災区画構造物 ・原子炉周辺建屋</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>4 火災防護設備に係る工事の方法</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>4 火災防護設備</p> <p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>用語の定義は「発電用原子炉設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 淹水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針</p> <p>変更なし</p>	<p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 淹水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針においては、原子炉冷却系施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格</p> <p>(1) 基本設計方針</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>用語の定義は「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の技術基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に関する規則」(平成25年6月19日原子力規制委員会)による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 火災防護設備の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>火災防護設備の共通項目である「1. 地盤等、2. 自然現象(2. 2 津波による損傷の防止を除く。)、4. 淹水等、5. 設備に対する要求(5. 8 電気設備の設計条件を除く。)、6. その他(6. 4 放射性物質による汚染の防止を除く。)」の基本設計方針においては、原子炉冷却系施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画】その他の発電用原子炉の附属施設

変更前	変更後	備考
<p>については、原子炉冷却系系統施設の基本設計方針「第1章 共通項目」に基づく設計とする。</p> <p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわぬよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行なうに当たり、行なうに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区域画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである。設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行なうに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区域画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである。設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁への記載内容繰り上がり)</p>
<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれない(注1)よう、火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区域画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである。設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処する(注2)ために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計</p>	<p>第2章 個別項目</p> <p>1. 火災防護設備の基本設計方針</p> <p>1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれない(注1)よう、火災防護対策を講じる設計を行うに当たり、火災防護上重要な機器等を設置する区域を火災区域及び火災区域画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、運転時の異常な過渡変化又は設計基準事故の発生を防止し、又はこれらの拡大を防止するために必要となるものである。設計基準対象施設のうち、原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等とする。</p> <p>原子炉の安全停止に必要な機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するためには反応度制御機能、1次冷却系のインベントリと圧力の制御機能、崩壊熱除去機能、プロセス監視機能及び電源、補機冷却水等のサポート機能、非常用炉心冷却機能を確保するための構築物、系統及び機器とする。</p> <p>放射性物質を貯蔵する機器等は、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を確保するために必要な構築物、系統及び機器とする。</p> <p>重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処する(注2)ために必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
変更前	変更後	記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)
<p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行いうに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及びの火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている。火災区域は、耐火壁上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考えるとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p> <p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行いうに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及びの火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている。火災区域は、耐火壁上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考えるとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p>	<p>重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処するためには必要な機能が損なわれないよう、火災防護対策を講じる設計とする。火災防護対策を行いうに当たり、重大事故等対処施設を設置する区域を火災区域及び火災区画に設定し、火災防護対策を講じる。</p> <p>建屋内、原子炉格納容器、アニュラス部及びの火災区域は、耐火壁により囲まれ、他の区域と分離されている。火災区域は、耐火壁上重要な機器等及び重大事故等対処施設並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>建屋内のうち、火災の影響軽減の対策が必要な原子炉の安全停止に必要な機器等並びに放射性物質の貯蔵、かつ、閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器を設置する火災区域は、3時間以上の耐火能力を有する耐火壁として、設計上必要なコンクリート壁厚である150mm以上の壁厚を有するコンクリート壁又は火災耐久試験により3時間以上の耐火能力を有することを確認した耐火壁（貫通部シール、防火扉、防火ダンバを含む。）により他の火災区域と分離する。</p> <p>火災区域の目皿は、煙等流入防止装置の設置によって、他の火災区域又は火災区画からの煙の流入を防止する設計とする。</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、火災防護上重要な機器等を設置する区域及び重大事故等対処施設の配置を考えるとともに火災区域外への延焼防止を考慮した管理を踏まえた区域を、火災区域として設定する。この延焼防止を考慮した管理については、運用を定める。</p>	<p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>火災区画は、建屋内及び ■ で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分離して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を内包する設備は、溶接構造、シール構造、オイルパン、ドレンリム、堰、油回収装置、液面の監視及び点検による潤滑油、燃料油の漏えいの早期検知により、潤滑油又は燃料油の漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の安全機能及</p> <p>火災区域は、建屋内及び ■ で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準事故対処施設と重大事故等対処設備の配置に応じて分離して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造やシール構造の採用、オイルパン、ドレンリム、堰及び油回収装置の設置並びに液面の監視及び点検により、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検知、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の安全機能及</p>	<p>火災区画は、建屋内及び ■ で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準事故対処施設と重大事故等対処設備の配置に応じて分離して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造やシール構造の採用、オイルパン、ドレンリム、堰及び油回収装置の設置並びに液面の監視及び点検により、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検知、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の安全機能及</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p>
<p>変更前</p> <p>火災区域は、建屋内及び ■ で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分離して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造又はシール構造の採用、オイルパン、ドレンリム、堰及び油回収装置の設置並びに液面の監視による潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検知により、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の火災により、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に応じる機能が損なわれないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行</p>	<p>変更後</p> <p>火災区域は、建屋内及び ■ で設定した火災区域を系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準事故対処施設と重大事故等対処設備の配置に応じて分離して設定する。</p> <p>設定する火災区域及び火災区画に対して、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のそれぞれを考慮した火災防護対策を講じる設計とする。</p> <p>発電用原子炉施設の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、火災の発生防止、火災の早期感知及び消火並びに火災の影響軽減の3つの深層防護の概念に基づき、必要な火災防護対策を講じることを保安規定に定め、その他の設計基準対象施設、可搬型重大事故等対処設備、多様性拡張設備及びその他の発電用原子炉施設は、保安規定に設備に応じた火災防護対策を講じることを定め、管理する。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域に設置する潤滑油及び燃料油を内包する設備並びに水素を内包する設備を対象とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備は、溶接構造やシール構造の採用、オイルパン、ドレンリム、堰及び油回収装置の設置並びに液面の監視及び点検により、潤滑油又は燃料油の漏えいの早期検知、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とし、潤滑油又は燃料油を内包する設備の安全機能及</p>	<p>記載の適正化 (次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>処する機能を損なわないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を内包する設備がある火災区域に、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油及び燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペローズ及びダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する火災区域は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内へ水素を内包するボンベを持ち込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は██████████に警報を発する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>び重大事故等に対処する機能が損なわれないよう、壁の設置又は離隔による配置上の考慮を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を内包する設備がある火災区域又は火災区画は、空調機器による機械換気又は自然換気を行う設計とする。</p> <p>潤滑油又は燃料油を貯蔵する設備は、貯蔵量を一定時間の運転に必要な量にとどめる設計とする。</p> <p>水素を内包する設備のうち気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、溶接構造、ペローズ又はダイヤフラムによって、漏えい防止、拡大防止及び防爆の対策を行う設計とする。</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体廃棄物処理設備、体積制御タンク及びこれに関連する配管、弁は、発電用原子炉施設の安全機能及び重大事故等に対する機能を損なわないよう、壁の設置による配置上の考慮を行う設計とし、水素を内包する設備を設置する火災区域又は火災区画は、多重化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災区域内又は火災区画内へ水素を内包するボンベを持ち込む場合は、火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4vol%の1/4以下の濃度にて中央制御室又は██████████に警報を発する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は□に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気にに対する対策として、火災区域において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気によつて、有機溶剤の漏留を防止すること及び引火点の高い潤滑油及び燃料油を使用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気にに対する対策として、火災区域には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を含んだ固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物として処理するまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域に設置しないことによって、可燃性の蒸粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、登火源への対策として、金属製の本体内</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は□に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸気にに対する対策として、火災区域又は火災区域^(注4)において有機溶剤を使用する場合は、使用する作業場所の局所排気によつて、有機溶剤の漏留を防止すること及び引火点の高い潤滑油又は^(注5)燃料油を使用する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域^(注4)に設置しないことによって、可燃性の蒸粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、登火源への対策として、金属製の本体内</p>	<p>変更後</p> <p>する設計とする。</p> <p>蓄電池室の換気空調設備が停止した場合には、中央制御室又は□に警報を発する設計とする。また、蓄電池室には、直流開閉装置やインバータを設置しない。</p> <p>放射性廃棄物處理設備及び放射性廃棄物貯蔵設備を設置する火災区域又は火災区域^(注4)には、崩壊熱による火災発生の考慮が必要な放射性物質を貯蔵しない設計とする。また、放射性物質を含んだ固体廃棄物である使用済イオン交換樹脂、チャコールフィルタ及びHEPAフィルタは、金属製の容器に保管する。なお、固体廃棄物として処理するまでの間、金属製の容器や不燃シートに包んで保管する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、可燃性の蒸粉を発生する設備及び静電気が溜まるおそれがある設備を火災区域又は火災区域^(注4)に設置しないことによって、可燃性の蒸粉及び静電気による火災の発生を防止する設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、登火源への対策として、金属製の本体内</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によつて故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機開閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高压水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素について は、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>b. 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若し</p>	<p>変更後</p> <p>に収納し、火花が設備外部に出ない設備を設置するとともに、高温部分を保溫材で覆うこと又は原子炉格納容器水素燃焼装置は通常時に電源を供給せず、高温とならない措置を行うことによって、可燃性物質との接触防止や潤滑油等可燃物の加熱防止を行う設計とする。</p> <p>火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の電気系統は、保護継電器、遮断器によつて故障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び焼損を防止する設計とする。</p> <p>安全補機開閉器室は、電源供給や機器状態の計測制御を行う目的のみに使用し、電気盤のみを設置する運用とする。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却材系統は高压水の一相流とし、また、加圧器内も運転中は常に1次冷却材と蒸気を平衡状態とすることで、放射線分解により発生する水素や酸素の濃度が高い状態で滞留、蓄積することを防止する設計とする。</p> <p>重大事故時の原子炉格納容器内及びアニュラス内の水素について は、重大事故等対処施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。</p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とし、不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>くは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金屬で覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金屬に覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び^(注12)金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金屬に覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び^(注12)金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>を有するもの（以下「代替材料」という。）を使用する設計、若しくは、当該構築物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構築物、系統及び機器における火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、機器、配管、ダクト、トレイ、電線管、盤の筐体及びこれらの支持構造物の主要な構造材は、ステンレス鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコンクリート等の不燃性材料を使用する設計とするが、配管のパッキン類は、その機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難であるため、金屬に覆われた狭隘部に設置し直接火炎に晒されることのない設計とする。また、金属に覆われた機器の駆動部の潤滑油及び^(注12)金属で覆われた機器躯体内部に設置する電気配線は、機器躯体内部の設置によって、発火した場合でも他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する保溫材は、原則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃材料、建築基準法に基づき認定を受けた不燃性材料並びに消防法に基づき認定を受けた不燃性材料でない材料を使用する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とするが、核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災が起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設において火災が発生する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>性能を有することを試験により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく防炎物品又はこれと同等の性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただし、原子炉格納容器内部コンクリートの表面に塗布するコードイング剤は、不燃材料であるコンクリートに塗布すること、火災により燃焼し難く著しい燃焼をしないこと、加熱源を除去した場合はその燃焼部が伝がらず他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉格納容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>また、中央制御室の床面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は ^(注9)重大事故等対処施設に使用するケーブルは、原則、自己消火性を確認する UL1581 (Fourth Edition) 1080, VW-1 垂直燃焼試験並びに延焼性を確認する IEEE Std 383-1974 垂直トレイ燃焼試験又は IEEE Std 1202-1991 垂直トレイ燃焼試験によって、自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。^(注13)核計装ケーブル、放射線監視設備用ケーブル及び通信連絡設備の専用ケーブルのように実証試験により延焼性等が確認できないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするか、難燃ケーブルと同等以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難な場合は、当該ケーブルの火災に起因して他の火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (織維製品の燃焼性試験方法)」又は「IAGA No. 11A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないもののを使用する設計とする。</p> <p>c. 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によつて、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護又は□</p>	<p>において火災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、換気空調設備のフィルタは、チャコールフィルタを除き、「JIS L 1091 (織維製品の燃焼性試験方法)」又は「IAGA No. 11A (空気清浄装置用ろ材燃焼性試験方法指針(公益社団法人 日本空気清浄協会))」を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設のうち、屋内の変圧器及び遮断器は、可燃性物質である絶縁油を内包していないもののを使用する設計とする。</p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によつて、発電用原子炉施設内の構築物、系統及び機器に火災が発生しないように、避雷設備を設置する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等は、耐震クラスに応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、耐震クラスに応じた耐震設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支持性能をもつ地盤に設置する設計とするとともに、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」に従い、施設の区分に応じた耐震設計とする。</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災から、防火帯による防護又は□</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>■に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）から、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策や空冷式非常用発電装置の燃料油が漏えいした場合の拡大防止対策、建屋内及び■に設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認することとで、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重い地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し(注19)、防火帯による防護又は■に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻（風（台風）を含む。）に対し(注16)、竜巻飛来物防護対策設備の設置、空冷式非常用発電装置の固縛、潤滑油又は燃料油を内包した車両の衝突防止を考慮して実施する飛散防止対策(注16)や空冷式非常用発電装置の潤滑油又は燃料油(注17)が漏えいした場合の拡大防止対策並びに(注8)建屋内又は(注5)に設置することにより、火災の発生防止を講じる設計とする。地すべりについては、安全施設の安全機能及び重大事故等に対処する機能に影響を及ぼすおそれがないことを影響評価で確認することで、火災の発生防止を行う設計とする。</p> <p>(2) 火災の感知及び消火 火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行う設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行なう設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>■に設置することにより、火災発生防止を講じる設計とし、竜巻飛来物防護対策設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行なう設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重い地震後においても、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加振試験又は解析・評価による</p> <p>重大事故等対処施設は、森林火災に対し(注19)、火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行なう設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画に設置する火災感知設備及び消火設備は、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に対する火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行なう設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(a) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎感知器又は紫外線又は赤外線感知器、煙や熱が感知器に到達する時間が遅れる赤外線感知器には、火災の早期感知機能を有するアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空隙監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナロ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計（注18）</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎感知器又は紫外線又は赤外線感知器、煙や熱が感知器に到達する時間が遅れる赤外線感知器には、火災の早期感知機能を有するアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空隙監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナロ</p>	<p>変更後</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）及び火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」以下同じ。）を設置する火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>グ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かゝる火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができることを優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度</p>	<p>変更後</p> <p>変更後</p> <p>なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎感知器又は紫外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する赤外線を感知するため、火災の早期感知に優位性があるアナログ式ではなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない、煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器、熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する設計とする。</p> <p>(周辺設備からの影響を含む。)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む。)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない防爆型(光電分離型)及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)及び環境</p>	<p>変更後</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況(温度、煙の濃度)を監視し、かつ、火災現象(急激な温度や煙の濃度上昇)を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件(温度(周辺設備からの影響を含む。)、煙の濃度(塵埃及び水蒸気の影響を含む。)、外光の影響)を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>炎感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器(光電分離型)及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器(差動分布型)は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式の煙感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない炎感知器の誤作動を防止するため、アナログ式でない炎感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

変更前

変更後

備考

変更前	変更後
	<p>環境条件（放射線の影響、引火性気体の滯留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方針により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、<u>火災予防上支障がないことを確認した上で</u>、以下の i・から iii・に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法 ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法 iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向に、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法

変更前	変更後
	<p>視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p>なお、基本設計のとおりに火災感知器を設置できない箇所は、環境条件を考慮し、アナログ式でない熱感知器、防爆型の熱感知器、防爆型の炎感知器、熱を感知できる光ファイバケーブルを設置する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滯留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「(a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条までに定める感知性能と同等以上の方針により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。また、感知器の設置方法については、<u>火災の感知に支障がないことを確認した上で</u></p>

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-4-3-16、03-II-8-4-3-17 同様に記載内容繰り下がり))

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>く、火災感知器を設置しない。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 なお、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及び ■においても監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源並びに■から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設■を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によつても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及び ■においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 なお、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及び ■においても監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源■から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設■を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>(c) 火災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源並びに■から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設■を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によつても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及び ■においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。）は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 なお、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及び ■においても監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源■から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設け、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設■を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、全域ハロン消火設備（「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、局所ハロン消火設備、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、水槽塞消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、水槽塞消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、フロアケーブルダクト消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、遠隔放水装置（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ヒットエリア及び復水ヒットエリアは、可燃物を置かず発火原がないことから、火災が発生するおそれはない</p>	<p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に対処するための機能を有する電気及び機械設備に影響を与えない消火設備を設置する。消火設備として、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、全域ハロン消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、局所ハロン消火設備、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、水槽塞消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、水槽塞消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、フロアケーブルダクト消火設備（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））、遠隔放水装置（「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））により消火を行う設計とし、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二酸化炭素消火設備並びに可搬型の消火器又は消火栓により消火を行う設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によっても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する火災感知設備は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な火災感知器を設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、火災感知器の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によつても、機能を保持する設計とする。</p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>く、消防設備を設置しない。</p> <p>スプリンクラーは、消防対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消防状況の確認、消防状況を踏まえた消防活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消防活動が困難となる場合は、早期に消火が可能な場合である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消防活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>プロアケーブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消防を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消防設備の消防剤の容量</p> <p>消防設備の消防剤は、想定される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を配備するため、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消防設備、水噴霧消防設備及びプロアケーブルダクト消防設備については消防法施行規則に基づく消防剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消防設備の消防剤は、実証試験により消防性能を確認した試験の消防利濃度以上となる容量以上を確保するよ</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消防活動が困難となる場合は、早期に消火が可能な場合である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消防活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>プロアケーブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消防を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消防剤の容量</p> <p>消防設備の消防剤は、想定される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を配備するため、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消防設備、水噴霧消防設備及びプロアケーブルダクト消防設備については消防法施行規則に基づく消防剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消防設備の消防剤は、実証試験により消防性能を確認した試験の消防利濃度以上となる容量以上を確保するよ</p>	<p>スプリンクラーは、消防対象が放水範囲内に入る設計とし、動作後は消防状況の確認、消防状況を踏まえた消防活動の実施、プラント運転状況の確認を行う運用とする。</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消防活動が困難となる場合は、早期に消火が可能な場合である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消防活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>プロアケーブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消防を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消防剤の容量</p> <p>消防設備の消防剤は、想定される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇)に応じた十分な容量を配備するため、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消防設備、水噴霧消防設備及びプロアケーブルダクト消防設備については消防法施行規則に基づく消防剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイ消防設備の消防剤は、実証試験により消防性能を確認した試験の消防利濃度以上となる容量以上を確保するよ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>でない感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水剤を採用する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及びにおいても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時ににおいても火災の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるとまでに必要な容量を有した消防蓄電池を設け、所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電路を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によつても、機能を保持する設計とする。^(注18)</p> <p>b. 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注19)重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させたための機能又は重大</p> <p>変更後</p> <p>でない感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽光の影響を防ぐ遮光板の設置や防水剤を採用する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>また、重大事故等に対応する場合を考慮して、緊急時対策所及びにおいても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時ににおいても火災の感知を可能とするため、非常用電源である[]から電力が供給開始されるとまでに必要な容量を有した消防蓄電池を設け、所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電路を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>火災区域又は火災区画の火災感知設備は、自然現象のうち凍結、風水害、地震によつても、機能を保持する設計とする。^(注18)</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注19)重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画には、設備の破損、誤動作又は誤操作により消火剤が放出されても、原子炉を安全に停止させたための機能又は重大</p>	<p>記載の適正化</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>う設計する。エアロゾル消火設備の消火剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計する。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計とする。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計する。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消防用水供給系の水源である淡水タンク（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消防水バックアップタンク（「3・4号機共用」（以下同じ。））は、スプリンクラーの最大放水量で、消防を2時間継続した場合の水量（260m³）を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置については、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消防ポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、ディーゼル消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））及び廃棄物車消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合には、2台の消防水バックアップポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、6基の消防水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>消火用水供給系は、電動消防ポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、ディーゼル消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））及び廃棄物車消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合には、2台の消防水バックアップポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、6基の消防水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消防ポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、ディーゼル消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））及び廃棄物車消防ポンプ（「1・2・3・4号機共用」（以下同じ。））の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合には、2台の消防水バックアップポンプ（「3・4号機共用」（以下同じ。））、6基の消防水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>プロアケーブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注5)重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消防剤の容量</p> <p>消火設備の消防剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するため、スプリンクラー、全域ハロノン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消防設備、水噴霧消防設備及びプロアケーブルダクト消防設備については消防法施行規則に基づく消防剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイン消防設備の消防剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消防剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消防剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消防用水供給系の水源である淡水タンク（「1・2・3・4号機</p>	<p>変更後</p> <p>原子炉格納容器は、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響により消火活動が困難とならない場合は、早期に消火が可能である消火要員による消火を行うが、火災発生時の煙の充満又は放射線の影響のため、消火要員による消火活動が困難である場合は、原子炉格納容器スプレイ設備による消火を行う設計とする。</p> <p>プロアケーブルダクトを除く中央制御室及び中央制御盤は、常駐運転員による早期の消火を行う設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は^(注5)重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の消防設備は、以下の設計を行う。</p> <p>(a) 消火設備の消防剤の容量</p> <p>変更なし</p> <p>消火設備の消防剤は、想定される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）に応じた十分な容量を配備するため、スプリンクラー、全域ハロノン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消防設備、水噴霧消防設備及びプロアケーブルダクト消防設備については消防法施行規則に基づく消防剤を配備する設計とする。</p> <p>また、ケーブルトレイン消防設備の消防剤は、実証試験により消火性能を確認した試験の消防剤濃度以上となる容量以上を確保するよう設計する。エアロゾル消火設備の消防剤は、UL2775(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防剤濃度以上となる容量以上を確保する設計とする。遠隔放水装置は、試験により消防対象空間全域に放水可能なよう設計する。</p> <p>消防用水供給系の水源である淡水タンク（「1・2・3・4号機</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイボンブ、1基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消防時間を考えた容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロノ消火設備、局所ハロノ消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び消火バックアップタンクは、動的機器の单一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火バックアップタンクには、「(a) 消火設備の消防剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p>	<p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイボンブ、1基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消防時間を考えた容量とする。</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロノ消火設備、局所ハロノ消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び消火バックアップタンクは、動的機器の单一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共に用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火バックアップタンクには、「(a) 消火設備の消防剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>共用」(以下同じ。)、地震等により淡水タンクが使用できない場合に使用する消火水バックアップタンク(「3・4号機共用」(以下同じ。))は、スプリンクラーの最大放水量で、消火を2時間継続した場合の水量(260m³)を確保する設計とする。</p> <p>屋内消火栓及び屋外消火栓の容量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、遠隔放水装置について、屋内消火栓に要求される放水量以上の容量を確保するよう設計する。</p> <p>(b) 消火設備の系統構成</p> <p>イ. 消火用水供給系の多重性又は多様性</p> <p>消火用水供給系は、電動消火ポンプ(「3・4号機共用」(以下同じ。))、ディーゼル消火ポンプ(「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))及び薬物噴射消火ポンプ(「1・2・3・4号機共用」(以下同じ。))の設置による多様性並びに水源である淡水タンク2基の設置による多重性を有する設計とする。</p> <p>また、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の消火水バックアップポンプ(「3・4号機共用」(以下同じ。))、6基の消火水バックアップタンクの設置により多重性を有する設計とする。</p> <p>原子炉格納容器スプレイ設備は、地震等により淡水タンクが使用できない場合に備え、2台の多重性を有する格納容器スプレイボンブ、1基の燃料取替用水ピットを設置する設計とする。静的機器である燃料取替用水ピットは、原子炉格納容器スプレイ設備による消防時間を考えた容量とする。</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロノ消火設備、局所ハロノ消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び消火バックアップタンクは、「(a) 消火設備の消防剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共に用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火バックアップタンクには、「(a) 消火設備の消防剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔離等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火水バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、ケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>イ. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるように、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火水バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリンクラー、全域ハロン消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、ケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>イ. 火災による二次的影響の考慮</p> <p>スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール対策により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフロアケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>ロ. 系統分離に応じた独立性</p> <p>火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行ったため設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消火設備及び消火水バックアップタンクには、「(a) 消火設備単一故障を想定したスプリンクラーの予作動弁の多重化又は火災防護対象機器の系列ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>ハ. 消火用水の優先供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共にしない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「(a) 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔壁等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p> <p>ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも起動できるよう、蓄電池により電源が確保される設計とする。</p> <p>消火水バックアップポンプ及び原子炉格納容器スプレイ設備は、非常用電源又は代替電源から受電することで、外部電源喪失時又は</p>	<p>(b) 系統分離に応じた独立性</p> <p>変更なし</p> <p>(c) 消火用水の優先供給</p> <p>火災発生時において、消火用水供給系は、所内用水系と共にしない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、水源である淡水タンク及び消火水バックアップタンクには、「(a) 消火設備の消火剤の容量」に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所内用水系を隔壁等の運用により、消火を優先する設計とする。</p> <p>(c) 消火設備の電源確保</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のポンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のポンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>ハ、消火栓の配置</p>	<p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>水噴霧消火設備及び遠隔放水装置は、消火剤として放射性廃棄物の閉じ込め機能に影響を及ぼさないよう、水を採用することにより、火災が発生していない火災防護上重要な機器等が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>また、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に悪影響を及ぼさないよう、ガス消火設備のポンベ及び制御盤は、消防法施行規則に基づき、消火対象空間に設置しない設計とする。</p> <p>ガス消火設備のポンベは、火災による熱の影響を受けても破損及び爆発が発生しないよう、ポンベに接続する安全弁によりポンベの過圧を防止する設計とする。</p> <p>ロ、管理区域内からの放出消火剤の流出防止</p> <p>管理区域内で放出した消火水は、放射性物質を含むおそれがある場合には、管理区域外への流出を防止するため、各フロアの目皿や配管により回収し、液体廃棄物処理設備で処理する設計とする。</p> <p>ハ、消火栓の配置</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>全交流動力電源喪失時においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スプリンクラー、全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、フローケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>(d) 消火設備の配置上の考慮</p> <p>イ、火災による二次的影響の考慮</p> <p>スプリンクラーは、閉鎖型のスプリンクラーヘッドの採用、ケーブルトレイへのシール装置により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、二酸化炭素消火設備及びフローケーブルダクト消火設備は、電気絶縁性の高い消火剤の採用により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p> <p>ケーブルトレイ消火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高い消火剤の採用、ケーブルトレイ内又は電気盤内に消火剤を留める設計により、火災が発生していない火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が、火災の火炎、熱による直接的な影響並びに煙、流出流体、断線及び爆発の二次的影響を受けない設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮</p> <p>(a) 火災による二次的影響の考慮</p> <p>変更なし</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、消防水バッファップポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、屋外消火栓等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、消防水バッファップポンプ、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消防設備、エアロゾル消防設備、水噴霧消防設備、水噴霧消防設備、プロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、プロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、プロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消防設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、屋外消火栓等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、消防水バッファップポンプ、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消防設備、エアロゾル消防設備、水噴霧消防設備、水噴霧消防設備、プロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、プロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消防設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、屋外消火栓等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、消防水バッファップポンプ、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消防設備、エアロゾル消防設備、水噴霧消防設備、水噴霧消防設備、プロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、プロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消防設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、屋外消火栓等対処施設を設置する火災区域又は火災区画に設置する消火栓は、消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は屋外消火栓を設置する。</p> <p>(e) 消火設備の警報 イ. 消火設備の故障警報 ディーゼル消火ポンプ、電動消防ポンプ、電動消防ポンプ、陸運物貯消火ポンプ、消防水バッファップポンプ、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、スプリンクラー、二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消防設備、エアロゾル消防設備、水噴霧消防設備、水噴霧消防設備、プロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は[]に発する設計とする。</p> <p>ロ. 固定式ガス消火設備の退出警報 固定式ガス消火設備として設置する全城ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、プロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ. 凍結防止対策 外気温度が約0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時における消防設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>ロ、風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 消火水バッカアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、 局所ハロン消防設備、スプリンクラー、スプリンクラー、 消火水バッカアップポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 全域ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、 ケーブルトレイ消防設備、エアロソル消火設備、水噴霧消防設備、 フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消防設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>ハ、地盤変位対策</p> <p>消火配管は、地震時における地盤変位対策として、建屋接続部には溶接継手を採用するとともに、地上化又はトレンチ内に設置する。</p> <p>また、建屋外部から建屋内部の消防栓に給水することができる給水接続口を建量に設置する。</p> <p>(g) その他 イ、移動式消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」 以下同じ。）</p> <p>移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>ロ、風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 消火水バッカアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、 局所ハロン消防設備、スプリンクラー、 消火水バッカアップポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 全域ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、 ケーブルトレイ消防設備、エアロソル消火設備、水噴霧消防設備、 フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p> <p>屋外に設置する消防設備は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。</p> <p>(g) その他 イ、移動式消火設備（「1・2・3・4号機共用、3号機に保管」 以下同じ。）</p> <p>移動式消火設備は、複数の火災を想定した消火活動が可能な水源を有し、機動性のある化学消防自動車及び化学消防自動車が点検又は故障の場合に備え、予備を1台配備する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>イ、消火設備の故障警報</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 消火水バッカアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、スプリンクラー、 二酸化炭素消火設備、ケーブルトレイ消防設備、エアロソル消火設備、 フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、設備異常の故障警報を中央制御室又は■に発する設計とする。</p> <p>ロ、固定式ガス消火設備の退出警報</p> <p>固定式ガス消火設備として設置する全域ハロン消火設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備、フロアケーブルダクト消火設備は、動作前に運転員その他の従事者の退出ができるように警報を発する設計とする。</p> <p>(f) 消火設備に対する自然現象の考慮 イ、凍結防止対策</p> <p>外気温度が約0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を微開し通水する運用を定め、気温の低下時ににおける消防設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p> <p>ロ、風水害対策</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、廃棄物庫消火ポンプ、 消火水バッカアップポンプ、スプリンクラー、全域ハロン消防設備、局所ハロン消防設備、二酸化炭素消火設備（ディーゼル発電機室）、 ケーブルトレイ消防設備、エアロソル消火設備、水噴霧消防設備、 フロアケーブルダクト消火設備及び遠隔放水装置は、風水害により機能及び性能が阻害されないよう、屋内に設置する。</p>	<p>変更後</p> <p>(a) 消火設備の故障警報 変更なし</p> <p>(b) 固定式ガス消火設備の退出警報 変更なし</p> <p>(a) 凍結防止対策 変更なし</p> <p>(b) 風水害対策 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画】 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

変更前

変更後

備考

変更前	変更後	
<p>ロ、消火用の照明器具</p> <p>建屋内の消火栓、消防設備現場盤の設置場所及び設置場所への経路には、移動及び消防設備の操作を行うため、30分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p>	<p>ハ、ボンプ室の煙の排気対策</p> <p>自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消防設備を設置するボンプ室は、固定式消防設備によらない消防活動も考慮し、消防要員による運搬が可能な排風機（「3・4号機共用、3号機に保管」）の配備によって、排煙による消火要員の視界の改善が可能な設計とする。</p>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
<p>二、燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>	<p>三、燃料貯蔵設備</p> <p>使用済燃料貯蔵設備は、消火水が流入しても未臨界となるように使用済燃料を配置する設計とする。</p> <p>新燃料貯蔵設備は、消火水が噴霧されても臨界とならないよう、新燃料を保管するラックを一定のラック間隔を有する設計とする。</p>	記載の適正化
<p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災ための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災</p>	<p>(3) 火災の影響軽減</p> <p>a. 火災の影響軽減対策</p> <p>火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災</p>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)

- 03-II-8-4-3-27 -

- 03-II-8-4-3-28 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待しても、少なくとも 1 つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災画面における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。 ロ. 1時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して 1 時間の耐火力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離</p>	<p>防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。</p> <p>火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待しても、少なくとも 1 つ確保する必要がある。</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災画面における火災の影響を軽減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(c) ポンプ室の煙の排気対策 変更なし</p> <p>(d) 燃料貯蔵設備 変更なし</p> <p>1. 1. 3 火災の影響軽減 (1) 火災の影響軽減対策 変更なし</p> <p>二. 燃料貯蔵設備 ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消防活動も考慮し、消防員による運動が可能な排風機（13・4号機共用、3号機に保管）の配備によって、排煙による消防要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>二. 燃料貯蔵設備 ハ. ポンプ室の煙の排気対策 自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備を設置するポンプ室は、固定式消火設備によらない消防活動も考慮し、消防員による運動が可能な排風機（13・4号機共用、3号機に保管）の配備によって、排煙による消防要員の視界の改善が可能な設計とする。</p> <p>(3) 火災の影響軽減 a. 火災の影響軽減対策 火災の影響軽減対策の設計に当たり、発電用原子炉施設において火災が発生した場合に、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を策定し、この手段に必要な火災防護対象機器及び火災防護対象ケーブルを火災防護対象機器等とする。 火災が発生しても、原子炉を安全停止するためには、プロセスを監視しながら原子炉を停止し、冷却を行うことが必要であり、このためには、原子炉の安全停止に必要な機能を確保するための手段を、手動操作に期待しても、少なくとも 1 つ確保する必要がある。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により 1 時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1 時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策 変更なし</p>	<p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備である全域ハロン消火設備、局所ハロン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はプロアケーブルダクト消火設備を設置し、(2) 火災の感知及び消火 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成口、に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災画面における火災の影響を低減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 中央制御盤及び原子炉格納容器内を除く火災防護対象機器等は、以下のいずれかの系統分離によって、火災の影響軽減のための対策を講じる。 イ. 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁 火災防護対象機器等は、火災耐久試験により 3 時間以上の耐火能力を確認した隔壁によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>ロ、1 時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して 1 時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により 1 時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1 時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない</p>	<p>変更後</p> <p>このため、火災防護対象機器等に対して、火災区域内又は火災区内の火災の影響軽減のための対策や隣接する火災区域又は火災画面における火災の影響を低減するために、以下の対策を講じる。</p> <p>(a) 火災防護対象機器等の系統分離対策 変更なし</p> <p>(a) 3 時間以上の耐火能力を有する隔壁 変更なし</p> <p>(b) 1 時間耐火隔壁、火災感知設備及び自動消火設備 火災防護対象機器等は、想定される火災に対して 1 時間の耐火能力を有する隔壁の設置によって、互いに相違する系列間の系統分離を行う設計とする。</p> <p>隔壁は、材料、寸法を設計するための火災耐久試験等により 1 時間の耐火性能を有する設計とする。</p> <p>1 時間耐火隔壁を全周に施工するケーブルトレイの上部には火災源を置かない設計とし、ケーブルトレイの真下に火災源がある場合は、火災源の火災に伴う火炎が、ケーブルトレイ上面まで達しない</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>中央制御盤は、中央制御盤内に火災の早期感知を目的として、高感度煙感知器を設置し、また、常駐する運転員の早期消火活動に係る運用を定め、管理することによって、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行う。</p> <p>火災発生箇所の特定が困難な場合も想定し、手動操作による固定式消火設備であるエアゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策</p> <p>原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a)に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のループごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を通して原子炉格納容器外に敷設すること等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防護設備であるエアゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>(c) 原子炉格納容器内の火災の影響軽減のための対策</p> <p>原子炉格納容器内は、火災により原子炉格納容器内の動的機器の動的機能喪失を想定した場合に、原子炉の安全停止に必要な手順を定めるとともに、(a)に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>イ. 原子炉格納容器内の火災防護対象機器等は、蒸気発生器のループごとに設置すること、及び異なる原子炉格納容器貫通部を通して原子炉格納容器外に敷設すること等、延焼を抑制する6m以上の距離を確保する設計とするが、火災防護対象機器等のうち火災防護設備であるエアゾル消火設備を設置する設計とする。</p> <p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更後</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備、スプリンクラー、ケーブルトロン消火設備、局所ハロゲン消火設備、スプリンクラー、ケーブルトレイ消火設備、二酸化炭素消火設備又はフローケーブルダクト消火設備を設置し、(2) 火災の感知及び消防 b. 消火設備 (b) 消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策</p> <p>中央制御盤は、火災により中央制御盤の 1 つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、(a)に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>変更後</p> <p>火災感知設備は、自動消火設備の誤動作防止を考慮した感知器の作動により自動消火設備を動作させる設計とする。</p> <p>消火設備は、早期消火を目的として、自動消火設備、スプリンクラー、ケーブルトロン消火設備、局所ハロゲン消火設備又はフローケーブルダクト消火設備を設置し、「1. 1. 2 火災の感知及び消防 (2) 消火設備 b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた独立性」に示す系統分離に応じた独立性を有する設計とする。</p> <p>(b) 中央制御盤の火災の影響軽減のための対策</p> <p>中央制御盤は、火災により中央制御盤の 1 つの区画の安全機能の全喪失を想定した場合に、原子炉を安全停止するために必要な手順を定めるとともに、(a)に示す火災の影響軽減のための措置を講じる設計と同等の設計として、以下に示す火災の影響軽減対策を行う設計とする。</p> <p>系統分離として、中央制御盤の操作スイッチ間、盤内配線間、盤内配線ダクト間は、近接する他の構成部品に火災の影響がないことを確認した実証試験の結果に基づく分離対策を行う設計とし、中央制御盤のケーブルは、当該ケーブルに火災が発生しても延焼せず、また、周囲へ火災の影響を与えないことを実証試験によって確認した金属外装ケーブル、テフロン電線及び難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>護対象ケーブルについては系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>また、原子炉格納容器内に可燃物を仮置きしない運用とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室内に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行ったため、消火要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に開運する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火ダンパーを設置する。</p> <p>換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパーを開封し隔壁でできる設計とする。</p>	<p>変更後</p> <p>護対象ケーブルには系列間に可燃物として機器又はケーブルトレイが設置されている箇所も存在する。そのため、火災防護対象ケーブルへの延焼防止を目的として、系列ごとに火災防護対象ケーブルを専用の電線管へ収納、感知器等の設置、並びに消火要員による消火活動又は原子炉格納容器スプレイ設備を用いた消火活動を行う設計とする。</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室内に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行ったため、消火要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に開運する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火ダンパーを設置する。</p> <p>換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるエアロソル消火設備を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によつて、火災発生時の煙を排氣する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排氣は不要である。</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域内に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はペント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>b. 原子炉の安全確保</p> <p>(a) 原子炉の安全停止対策 イ、火災区域又は火災区域内に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定した設計</p>	<p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 <u>変更なし</u></p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 <u>変更なし</u></p> <p>b. 原子炉の安全確保</p> <p>(a) 原子炉の安全停止対策 イ、火災区域又は火災区域内に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域内に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。</p> <p>ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に单一故障を想定した設計</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>ロ、原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>ハ、相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消防要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>(d) 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 火災防護対象機器等を設置する火災区域に隣接する換気空調設備は、他の火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火ダンバを設置する。 換気空調設備は、環境への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンバを開口し隔壁できる設計とする。</p> <p>(e) 煙に対する火災の影響軽減のための対策 運転員が常駐する中央制御室は、建築基準法に準拠した容量の排煙設備によつて、火災発生時の煙を排氣する設計とする。 電気ケーブルが密集するフロアケーブルダクトは、自動消火設備であるフロアケーブルダクト消火設備により火災発生時の煙の発生が抑制されることから、煙の排氣は不要である。</p>	<p>変更後</p> <p>(b) 原子炉格納容器内は、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器とする。ただし、原子炉格納容器ループ室及び加圧器室に設置するアナログ式でない熱感知器は、念のため防爆型とする。</p> <p>(c) 相違する系列の火災防護対象機器等に対する火災の影響軽減対策を行うため、消防要員による早期の手動による消火活動及び進入困難な場合の多重性を有する原子炉格納容器スプレイ設備を用いた手動による消火活動に係る運用を定める。</p> <p>d. 換気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策 <u>変更なし</u></p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策 <u>変更なし</u></p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>(b) 火災の影響評価 イ. 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計に対する評価 設備の設置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区域(以下「火災区域等」という。)の面積を基に、発電用原子炉施設内の火災によって、安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能であることを、当該火災区域等の火災が隣接する火災区域等に影響を与えるか否かを評価する火災伝播評価の結果に応じ、以下に示す火災影響評価によりて確認する。 火災影響評価は、火災区域又は火災区域の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響評価の評価方法及び再評価については、運用を定める。 (イ)隣接する火災区域等に影響を与える場合</p>	<p>変更後</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。 ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支障なく安全停止できよう、中央制御盤内の延焼時間内に対応操作を行うことを運用に定めるとともに、制御盤の延焼を防止するための離隔距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>(f) 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策 火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はベント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>(2) 原子炉の安全確保 a. 原子炉の安全停止対策 (a) 原子炉の安全停止対策 イ. 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定しても、火災の影響軽減のための系統分離対策によって、多重化されたそれぞれの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉を安全に停止できる設計とする。 ロ、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に単一故障を想定した設計 発電用原子炉施設内の火災に起因した運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対処するための機器に対し、「発電用原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づく単一故障を想定しても、原子炉を支障なく安全停止できよう、中央制御盤内の延焼時間内に対応操作を行うことを運用に定めるとともに、制御盤の延焼を防止するための離隔距離を確保することによって、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故を収束するために必要な機能が失われないよう設計する。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格

変更前	変更後	備考
<p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次の影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としている。</p>	<p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時における通常な過渡変化と設計基準事例が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事例に対処するための機器に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認することを評価する。</p>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
<p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次の影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としている。</p>	<p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次の影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としている。</p>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
<p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次の影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としている。</p>	<p>当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の2区画に対して火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(ロ) 隣接する火災区域等に影響を与えない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>(4) 設備の共用</p> <p>火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域内に火災感知器を設置することで、共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なう設計とする。</p> <p>消火設備の一部は、火災発生時において必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次の影響を考慮して消火対象と異なるエリアに設置した上で共用としている。</p>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>変更後</p> <p>いるが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>口、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための機器に单一故障を想定した設計に対する評価 内部火災により原子炉に外乱が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作動を要求される運転時の異常な過渡変化と設計基準事故が発生する可能性があるため、「発電用軽水型原子炉施設の安全評価に関する審査指針」に基づき、運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための機器に対し单一故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低温停止に移行できることを確認する。</p>	<p>変更後</p> <p>(b) 運転時の異常な過渡変化及び設計基準事故に対応するための機器に单一故障を想定した設計に対する評価 変更なし</p> <p>1. 1. 4 設備の共用 (4) 設備の共用 火災感知設備の一部は、監視対象となる共用設備の各火災区域、火災区域に火災感知器を設置することで、共用としているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。 消火設備の一部は、火災発生時ににおいて必要となる十分な容量の消火剤を供給できる設備を設置するとともに、消火設備への2次的影響を考慮して消火対象と異なる場所^(注2)に設置した上で共用しているが、共用により発電用原子炉施設の安全性を損なわない設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 火災防護設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考				
変更前	変更後					
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th><th>変更後</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>護設備の主要設備リスト」に示す。</td><td>変更なし</td></tr> </tbody> </table> <p>(注1) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「設計基準対象施設は、火災により発電用原子炉施設の安全性を損なわない」と記載 (注2) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設は、火災により重大事故等に対処する」と記載 (注3) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備」と記載 (注4) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域」と記載 (注5) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「及び」と記載 (注6) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「溶接構造、シール構造」と記載 (注7) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「噴、油回収装置」と記載 (注8) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「、」と記載 (注9) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「によって」と記載 (注10) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「機能を損なわない」と記載 (注11) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「火災区域内」と記載 (注12) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「並びに」と記載 (注13) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「どするが、」と記載 (注14) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「性能を有する設計」と記載 (注15) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「から」と記載 (注16) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「衝突防止を考慮して実施する燃料油又は潤滑油を内包した車両の飛散防止対策」と記載 (注17) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「燃料油」と記載 (注18) 記載の適正化を行う。既工事計画書には、記載なし (注19) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「ディーゼル発電機」と記載 (注20) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「開始されるまでの容量」と記載 (注21) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「原子炉の安全停止に必要な機器等及び」と記載 (注22) 記載の適正化を行う。既工事計画書には「異なるエリア」と記載</p>	変更前	変更後	護設備の主要設備リスト」に示す。	変更なし	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更前	変更後					
護設備の主要設備リスト」に示す。	変更なし					
		記載の適正化				

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考									
<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。</p> <p>申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> </td> <td> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> </td> <td> <p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p>	<p>火災防護設備の共通項目の基本設計方針として、原子炉冷却系系統施設（蒸気タービンを除く。）の基本設計方針「第1章 共通項目」を以下に示す。</p> <p>申請範囲に係る部分に限る。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>変更前</th> <th>変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> </td> <td> <p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p> </td> <td> <p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p> </td></tr> </tbody> </table>	変更前	変更後	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p>
変更前	変更後										
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p>									
変更前	変更後										
<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>用語の定義は「発電用原子力設備に関する技術基準を定める省令」、「実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則」及び「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」並びにこれらの解釈による。</p> <p>それ以外の用語については以下に定義する。</p> <p>1. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第11号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を含まないものとする。</p> <p>2. 原子炉冷却系系統施設の基本設計方針においては、設置許可基準規則第2条第2項第14号に規定される「重大事故等対処施設」は、設置許可基準規則第2条第2項第12号に規定される「特定重大事故等対処施設」を構成するものを含まないものとする。</p> <p>第1章 共通項目</p> <p>2. 自然現象</p> <p>2. 1 地震による損傷の防止</p> <p>2. 1. 1 耐震設計</p> <p>2. 1. 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設</p> <p>(1) 耐震設計の基本方針 耐震設計は、以下の項目に従って行う。</p>	<p>記載の適正化 (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-39～03-II-8-4-3-74 同様に頁番号の変更))</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>準地震動SSによる地震力に対して、地震時及び地震後ににおいて耐震壁のせん断ひずみが既に弾性状態にとどまるることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>変更なし</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動SSによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p> <p>○. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験・検査性 (1) 操作性の確保 重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び演習操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作性及び操作内容を考慮して確めた場所に設置する。</p>	<p>変更後</p> <p>準地震動SSによる地震力に対して、地震時及び地震後ににおいて耐震壁のせん断ひずみが概ね弾性状態にとどまることを基本とする。概ね弾性状態を超える場合は地震応答解析による耐震壁のせん断ひずみから算出した空気漏えい量が、設置する換気設備の性能を下回ることで必要な気密性を維持する設計とする。地震力の算定方法及び荷重の組合せと許容限界については、「(3) 地震力の算定方法」及び「(4) 荷重の組合せと許容限界」に示す建物・構築物及び機器・配管系のものを適用する。</p> <p>2. 1. 2 地震による周辺斜面の崩壊に対する設計方針</p> <p>2. 1. 2. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対処施設 耐震重要施設及び常設耐震重要重大事故防止設備又は常設重大事故緩和設備が設置される重大事故等対処施設については、基準地震動SSによる地震力により周辺斜面の崩壊の影響がないことが確認された場所に設置する。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>変更前</p> <p>- 03-II-8-4-3-73 -</p>	<p>変更後</p> <p>- 03-II-8-4-3-75 -</p>	<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

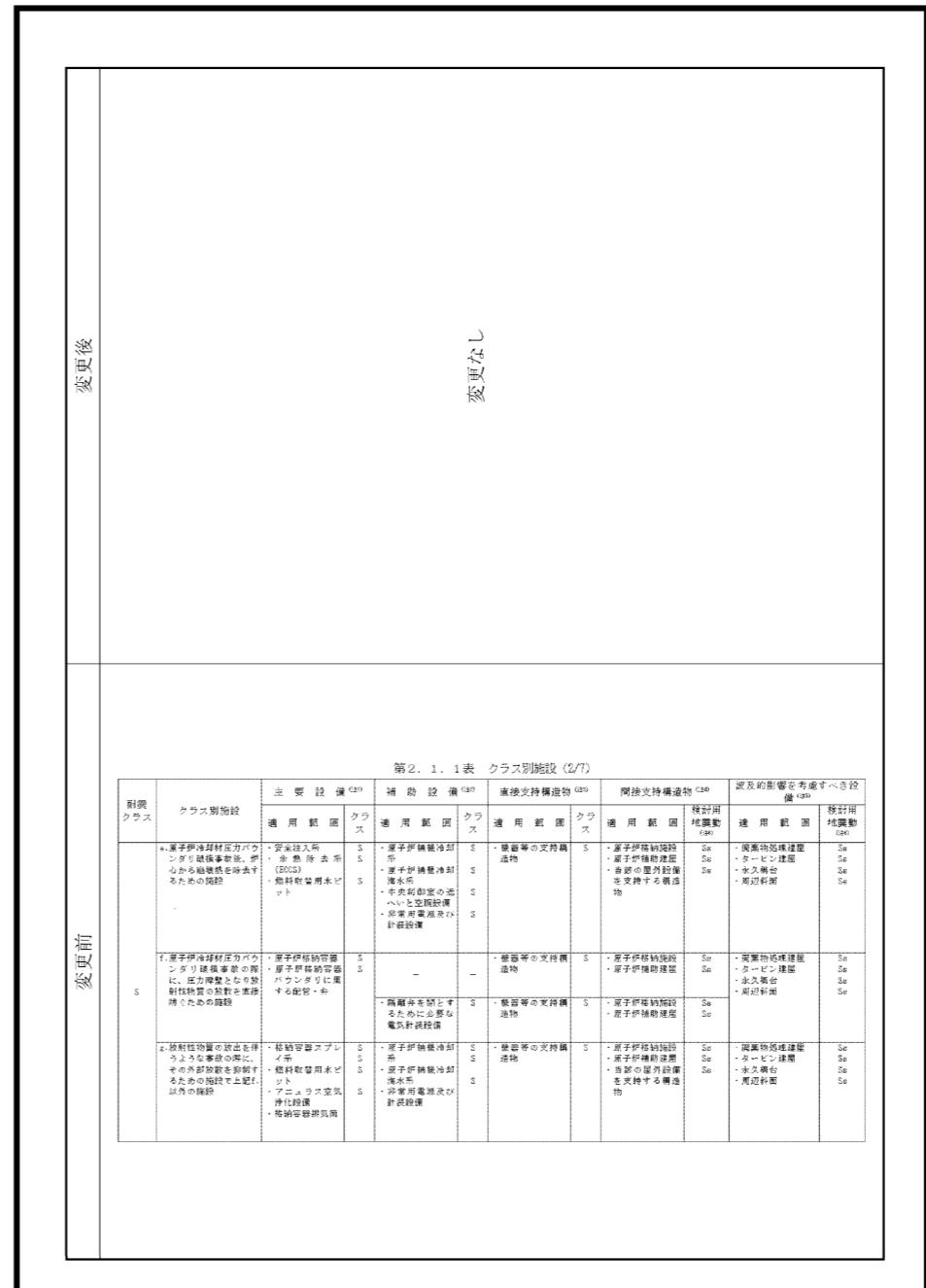
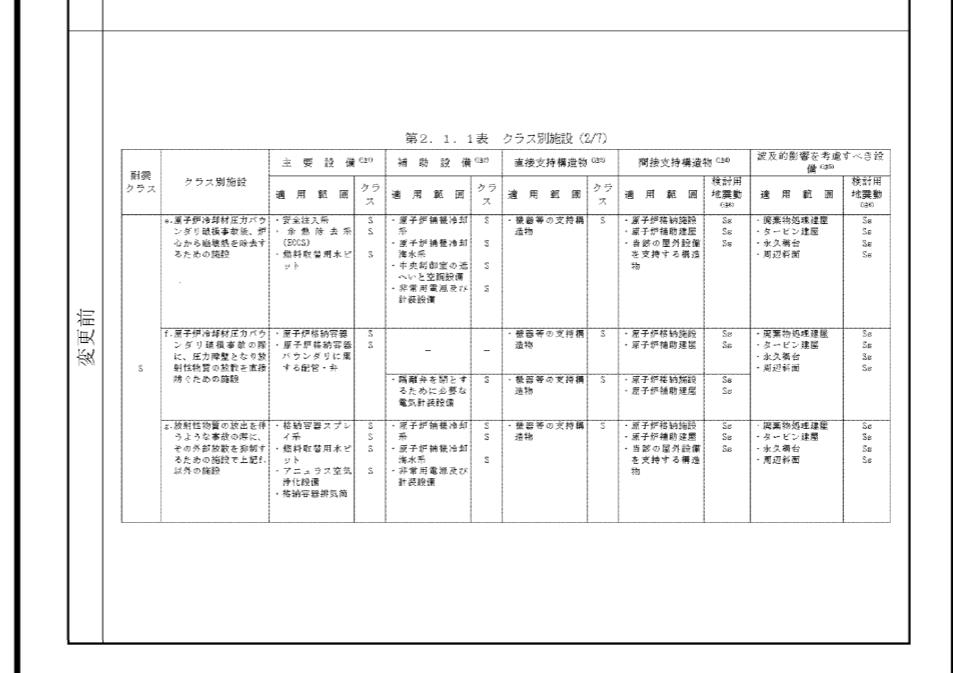
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																			
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> 変更なし </div>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)																																																																			
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 変更前 変更後 </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備 (M)</th> <th colspan="2">補助設備 (B)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (D)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (I)</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設 備 (E)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲 クラス</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲 クラス</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲 クラス</th> <th>クラス</th> <th>種別用 地震動</th> <th>種別用 地震動</th> <th>種別用 地震動</th> <th>種別用 地震動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">S</td> <td>a. 「原子炉冷却材栓止 カバウンドアリ」 (「実用熱電用機 器等のうちの、施 設の位置を、施設 及び設備の基礎に 關する規則(平成 15年6月1日付 告示)において記 載されている定義 と同様)を継承す る場合</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>b. 常用蒸気栓止装置 を設置するための 施設</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>c. 施設の動揺性 のために考慮して の対応度を付加す るための装置、及 び予期しない停止 を被持つたため の装置</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td>d. 原子炉停止・制 御装置の起動水 供給装置</td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table> </div>	耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 (M)		補助設備 (B)		直接支持構造物 (D)		間接支持構造物 (I)		波及的影響を考慮すべき設 備 (E)		適用範囲 クラス	クラス	適用範囲 クラス	クラス	適用範囲 クラス	クラス	種別用 地震動	種別用 地震動	種別用 地震動	種別用 地震動	S	a. 「原子炉冷却材栓止 カバウンドアリ」 (「実用熱電用機 器等のうちの、施 設の位置を、施設 及び設備の基礎に 關する規則(平成 15年6月1日付 告示)において記 載されている定義 と同様)を継承す る場合	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	b. 常用蒸気栓止装置 を設置するための 施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	c. 施設の動揺性 のために考慮して の対応度を付加す るための装置、及 び予期しない停止 を被持つたため の装置	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	d. 原子炉停止・制 御装置の起動水 供給装置	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	記載の適正化
耐震 クラス	クラス別施設			主要設備 (M)		補助設備 (B)		直接支持構造物 (D)		間接支持構造物 (I)		波及的影響を考慮すべき設 備 (E)																																																									
		適用範囲 クラス	クラス	適用範囲 クラス	クラス	適用範囲 クラス	クラス	種別用 地震動	種別用 地震動	種別用 地震動	種別用 地震動																																																										
S	a. 「原子炉冷却材栓止 カバウンドアリ」 (「実用熱電用機 器等のうちの、施 設の位置を、施設 及び設備の基礎に 關する規則(平成 15年6月1日付 告示)において記 載されている定義 と同様)を継承す る場合	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																										
	b. 常用蒸気栓止装置 を設置するための 施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																										
	c. 施設の動揺性 のために考慮して の対応度を付加す るための装置、及 び予期しない停止 を被持つたため の装置	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																										
	d. 原子炉停止・制 御装置の起動水 供給装置	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																										
	<div style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 10px;"> 変更前 変更後 </div>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)																																																																			

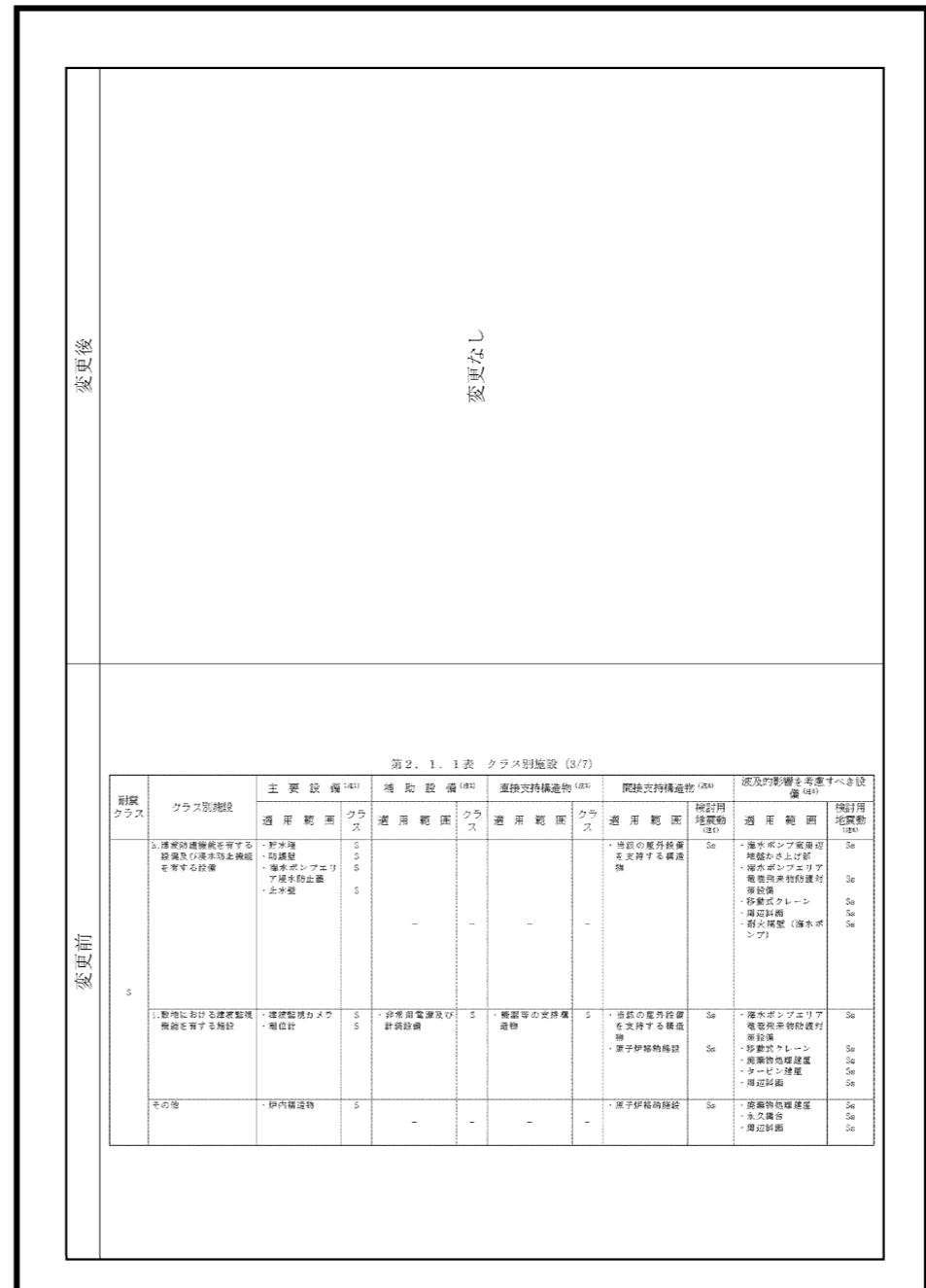
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																																																																															
	 変更なし	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)																																																																																																																																																															
		記載の適正化																																																																																																																																																															
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2. 1. 1表 クラス別施設 (2/7)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要施設 C10</th> <th colspan="2">補助施設 C30</th> <th colspan="2">直接支持構造物 C20</th> <th colspan="2">間接支持構造物 C30</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき施設 C40</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>種別用 地震数</th> <th>適用範 囲</th> <th>種別用 地震数</th> <th>適用範 囲</th> <th>種別用 地震数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象の際に、圧力隔壁となり駆 動性物質の放出を直接抑止したための施設</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">S</td> <td>*. 放射性物質の放出を行 なうための施設を抑制するための施設</td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> <tr> <td></td> <td>S</td> </tr> </tbody> </table>	耐震 クラス	クラス別施設	主要施設 C10		補助施設 C30		直接支持構造物 C20		間接支持構造物 C30		波及的影響を考慮すべき施設 C40		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別用 地震数	適用範 囲	種別用 地震数	適用範 囲	種別用 地震数	S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象の際に、圧力隔壁となり駆 動性物質の放出を直接抑止したための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	*. 放射性物質の放出を行 なうための施設を抑制するための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)
耐震 クラス	クラス別施設			主要施設 C10		補助施設 C30		直接支持構造物 C20		間接支持構造物 C30		波及的影響を考慮すべき施設 C40																																																																																																																																																					
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	種別用 地震数	適用範 囲	種別用 地震数	適用範 囲	種別用 地震数																																																																																																																																																					
S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象、炉心から給水熱を除去す るための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
S	*. 原子炉冷却材圧力パック ンダリ結体事象の際に、圧力隔壁となり駆 動性物質の放出を直接抑止したための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
S	*. 放射性物質の放出を行 なうための施設を抑制するための施設	S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						
		S	S	S	S	S	S	S	S	S	S																																																																																																																																																						

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																										
	 <p style="text-align: center;">変更なし</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																										
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <caption>第2.1.1表 クラス別施設 (3/7)</caption> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備⁽⁴⁾</th> <th colspan="2">補助設備⁽⁵⁾</th> <th colspan="2">直接支持構造物⁽⁶⁾</th> <th colspan="2">間接支持構造物⁽⁷⁾</th> <th colspan="2">波及的影響を考慮すべき設備⁽⁸⁾</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>被験動</th> <th>適用範囲</th> <th>被験動</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>3. 運転功過機械を有する 機器及び液体防止施設 を有する設備</td> <td>・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施</td> <td>S</td> <td>・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・地盤の屋外経路 を支持する構造物</td> <td>Se</td> <td>・海水ポンプ駆動用 地盤かさ上げ装置 ・海水ポンプアフターベルト 液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・周辺建物 ・構外隔壁（海水ポンプ）</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1. 敷地における運搬輸送 機能を有する施設</td> <td>・運搬監視カメラ ・地図計</td> <td>S</td> <td>・計測装置</td> <td>S</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S</td> <td>・地盤の屋外経路 を支持する構造物 ・原子炉移動構造</td> <td>Se</td> <td>・運搬ガンドリア ・液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・施設物の基礎電 ・基礎地盤 ・周辺建物</td> <td>Se</td> </tr> <tr> <td></td> <td>その他</td> <td>・伊丹製造物</td> <td>S</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・原子炉移動構造</td> <td>Se</td> <td>・施設物の基礎電 ・基础地盤 ・周辺建物</td> <td>Se</td> </tr> </tbody> </table>	耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 ⁽⁴⁾		補助設備 ⁽⁵⁾		直接支持構造物 ⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁽⁸⁾		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	被験動	適用範囲	被験動	S	3. 運転功過機械を有する 機器及び液体防止施設 を有する設備	・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施	S	・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施	-	-	-	・地盤の屋外経路 を支持する構造物	Se	・海水ポンプ駆動用 地盤かさ上げ装置 ・海水ポンプアフターベルト 液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・周辺建物 ・構外隔壁（海水ポンプ）	Se		1. 敷地における運搬輸送 機能を有する施設	・運搬監視カメラ ・地図計	S	・計測装置	S	・機器等の支持構造物	S	・地盤の屋外経路 を支持する構造物 ・原子炉移動構造	Se	・運搬ガンドリア ・液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・施設物の基礎電 ・基礎地盤 ・周辺建物	Se		その他	・伊丹製造物	S	-	-	-	-	・原子炉移動構造	Se	・施設物の基礎電 ・基础地盤 ・周辺建物	Se	<p>記載の適正化</p>
耐震 クラス	クラス別施設			主要設備 ⁽⁴⁾		補助設備 ⁽⁵⁾		直接支持構造物 ⁽⁶⁾		間接支持構造物 ⁽⁷⁾		波及的影響を考慮すべき設備 ⁽⁸⁾																																																
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	被験動	適用範囲	被験動																																																	
S	3. 運転功過機械を有する 機器及び液体防止施設 を有する設備	・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施	S	・炉水槽 ・防爆栓 ・蒸気シリンジ ・アスホ防止装置 ・土木施	-	-	-	・地盤の屋外経路 を支持する構造物	Se	・海水ポンプ駆動用 地盤かさ上げ装置 ・海水ポンプアフターベルト 液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・周辺建物 ・構外隔壁（海水ポンプ）	Se																																																	
	1. 敷地における運搬輸送 機能を有する施設	・運搬監視カメラ ・地図計	S	・計測装置	S	・機器等の支持構造物	S	・地盤の屋外経路 を支持する構造物 ・原子炉移動構造	Se	・運搬ガンドリア ・液体向吸物防護材 ・被験機 ・移動式クレーン ・施設物の基礎電 ・基礎地盤 ・周辺建物	Se																																																	
	その他	・伊丹製造物	S	-	-	-	-	・原子炉移動構造	Se	・施設物の基礎電 ・基础地盤 ・周辺建物	Se																																																	
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>																																																										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 変更後 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: 0; top: 0; width: 20px; height: 20px; background-color: black; color: white; text-align: center; line-height: 20px; font-size: small;">変更なし</div> </div>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 変更前 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: 0; top: 0; width: 20px; height: 20px; background-color: black; color: white; text-align: center; line-height: 20px; font-size: small;">記載の適正化</div> </div>	記載の適正化
	<div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> 変更前 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; height: 150px; position: relative;"> <div style="position: absolute; right: 0; top: 0; width: 20px; height: 20px; background-color: black; color: white; text-align: center; line-height: 20px; font-size: small;">記載の適正化</div> </div>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

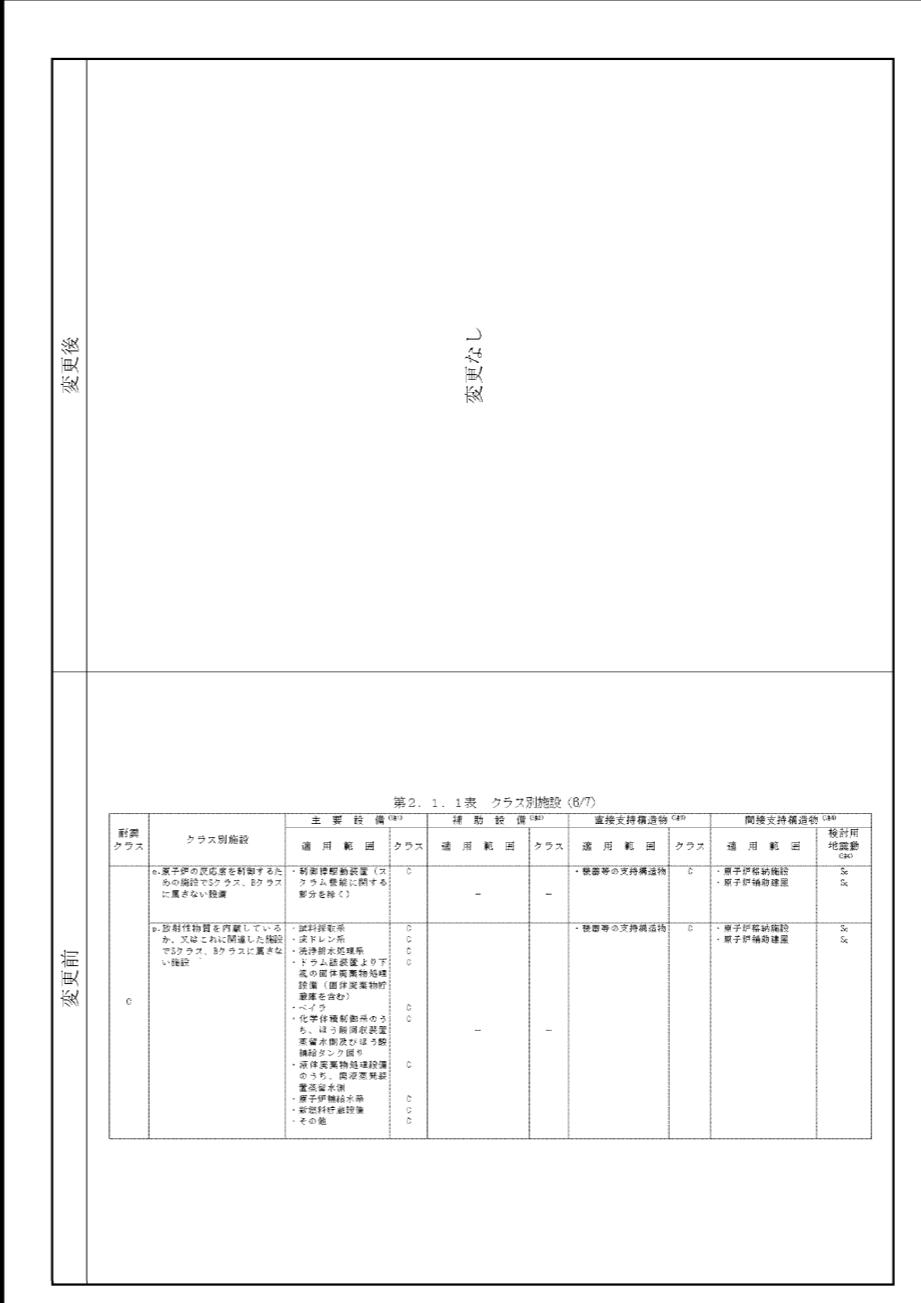
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
	<div style="text-align: center; padding: 10px;"> 変更後 変更前 </div>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
	<div style="text-align: center; padding: 10px;"> 変更後 変更前 </div>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)
	<div style="text-align: center; padding: 10px;"> 変更後 変更前 </div>	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

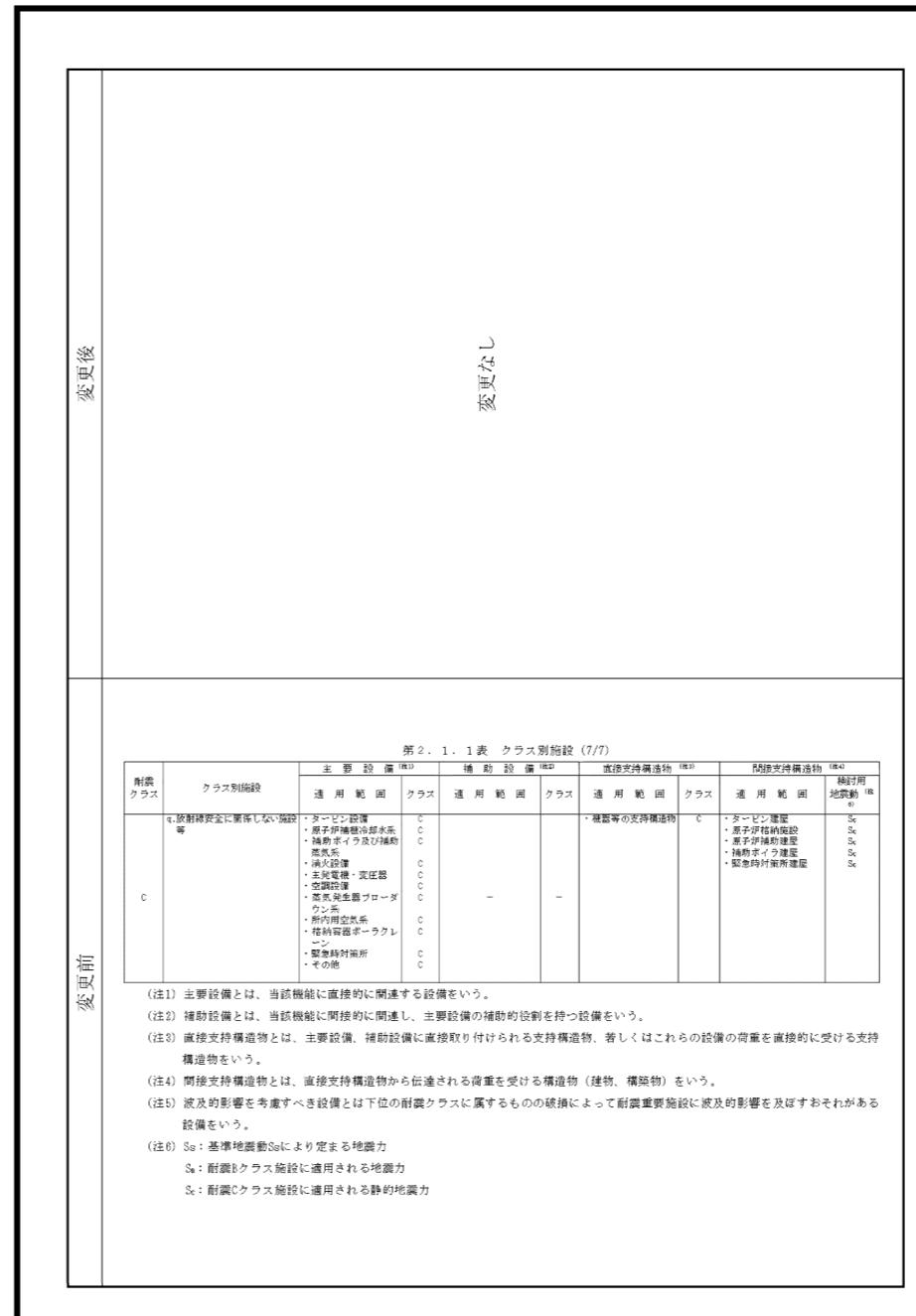
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																					
	<div style="text-align: center; padding: 10px;"> 変更後 変更前 </div>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																					
	<div style="text-align: center; padding: 10px;">  <p>第2.1.1表 クラス別施設 (8/7)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主要設備^(A)</th> <th colspan="2">補助設備^(B)</th> <th colspan="2">直接支持構造物^(C)</th> <th colspan="2">間接支持構造物^(D)</th> </tr> <tr> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>クラス</th> <th>適用範囲</th> <th>地盤動 GSI</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">C</td> <td>e. 原子炉の貯油室を軽微するための隔壁でクラス、E2クラスに属さない程度</td> <td>・耐震補助装置(クラス、E2クラスに属する) ・機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋</td> <td>Se Se</td> </tr> <tr> <td>f. 反射材等を有する、又はこれに類似した機器でクラス、E2クラスに属する程度</td> <td>・反射材等 ・ドライビング系 ・洗浄剤水処理系 ・流の反応器等物貯槽 ・計器(測定用機器等を含む) ・床座(床座を含む) ・ベイク炉 ・化学槽等制御部(クラス、E2クラスに属する) ・蓄電池 ・原子炉給水系 ・原子炉給水系 ・その他の</td> <td>C</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋</td> <td>Se Se</td> </tr> </tbody> </table> </div>	耐震 クラス	クラス別施設	主要設備 ^(A)		補助設備 ^(B)		直接支持構造物 ^(C)		間接支持構造物 ^(D)		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地盤動 GSI	C	e. 原子炉の貯油室を軽微するための隔壁でクラス、E2クラスに属さない程度	・耐震補助装置(クラス、E2クラスに属する) ・機器等の支持構造物	C	-	-	・機器等の支持構造物	C	・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋	Se Se	f. 反射材等を有する、又はこれに類似した機器でクラス、E2クラスに属する程度	・反射材等 ・ドライビング系 ・洗浄剤水処理系 ・流の反応器等物貯槽 ・計器(測定用機器等を含む) ・床座(床座を含む) ・ベイク炉 ・化学槽等制御部(クラス、E2クラスに属する) ・蓄電池 ・原子炉給水系 ・原子炉給水系 ・その他の	C	-	-	・機器等の支持構造物	C	・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋	Se Se	<p>記載の適正化</p>
耐震 クラス	クラス別施設			主要設備 ^(A)		補助設備 ^(B)		直接支持構造物 ^(C)		間接支持構造物 ^(D)																													
		適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	クラス	適用範囲	地盤動 GSI																														
C	e. 原子炉の貯油室を軽微するための隔壁でクラス、E2クラスに属さない程度	・耐震補助装置(クラス、E2クラスに属する) ・機器等の支持構造物	C	-	-	・機器等の支持構造物	C	・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋	Se Se																														
	f. 反射材等を有する、又はこれに類似した機器でクラス、E2クラスに属する程度	・反射材等 ・ドライビング系 ・洗浄剤水処理系 ・流の反応器等物貯槽 ・計器(測定用機器等を含む) ・床座(床座を含む) ・ベイク炉 ・化学槽等制御部(クラス、E2クラスに属する) ・蓄電池 ・原子炉給水系 ・原子炉給水系 ・その他の	C	-	-	・機器等の支持構造物	C	・原子炉移動施設 ・原子炉輔助建屋	Se Se																														
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>																																					

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																																																																																	
	<p style="text-align: center;">変更なし</p>  <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>																																																																																																		
	<p style="text-align: center;">記載の適正化</p> <p>第2.1.1表 クラス別施設 (7/7)</p> <table border="1" data-bbox="1556 1212 2318 1437"> <thead> <tr> <th rowspan="2">耐震 クラス</th> <th rowspan="2">クラス別施設</th> <th colspan="2">主 動 器 (M1)</th> <th colspan="2">補 助 器 (M2)</th> <th colspan="2">直接支持構造物 (M3)</th> <th colspan="2">間接支持構造物 (M4)</th> <th rowspan="2">機材用 地盤動 (R_e)</th> </tr> <tr> <th>通 用 範 囲</th> <th>クラス</th> <th>通 用 範 囲</th> <th>クラス</th> <th>通 用 範 囲</th> <th>クラス</th> <th>通 用 範 囲</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>C</td> <td>① 放射源等に關係しない施設</td> <td>・タービン設備</td> <td>C</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・タービン建屋</td> <td>S_e</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・原子炉建屋冷却水系</td> <td>C</td> <td>・原子炉建屋内機器</td> <td>S_e</td> <td>・原子炉建屋外機器</td> <td>S_e</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>C</td> <td>・機器等の支持構造物</td> <td>S_e</td> <td>・機器オイラー建屋</td> <td>S_e</td> </tr> <tr> <td></td> <td>・蒸気鼓風機</td> <td>C</td> <td>・緊急時グリッシュ建屋</td> <td>S_e</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・主火災警報・警戒器</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・空調装置</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・蒸気発生器フードガウン</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・所内排空気系</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・供給管路ボイラクレーン</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・監査結果用箇所</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>・その他</td> <td>C</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) 主要設備とは、当該機能に直接的に関連する設備をいう。 (注2) 補助設備とは、当該機能に間接的に関連し、主要設備の補助的役割を持つ設備をいう。 (注3) 直接支持構造物とは、主要設備、補助設備に直接取り付けられる支持構造物、若しくはこれらの設備の荷重を直接的に受ける支持構造物をいう。 (注4) 間接支持構造物とは、直接支持構造物から伝達される荷重を受ける構造物（建物、構築物）をいう。 (注5) 波及的影響を考慮すべき設備とは下位の耐震クラスに属するものの破損によって耐震重要施設に波及的影響を及ぼすおそれがある設備をいう。 (注6) S_e：基準地盤動S_eにより定まる地盤力 S_a：耐震Bクラス施設に適用される地盤力 S_c：耐震Cクラス施設に適用される静的地盤力</p>	耐震 クラス	クラス別施設	主 動 器 (M1)		補 助 器 (M2)		直接支持構造物 (M3)		間接支持構造物 (M4)		機材用 地盤動 (R _e)	通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲	C	① 放射源等に關係しない施設	・タービン設備	C	・機器等の支持構造物	C	・タービン建屋	S _e		・原子炉建屋冷却水系	C	・原子炉建屋内機器	S _e	・原子炉建屋外機器	S _e		・機器等の支持構造物	C	・機器等の支持構造物	S _e	・機器オイラー建屋	S _e		・蒸気鼓風機	C	・緊急時グリッシュ建屋	S _e				・主火災警報・警戒器	C						・空調装置	C						・蒸気発生器フードガウン	C						・所内排空気系	C						・供給管路ボイラクレーン	C						・監査結果用箇所	C						・その他	C						
耐震 クラス	クラス別施設			主 動 器 (M1)		補 助 器 (M2)		直接支持構造物 (M3)		間接支持構造物 (M4)			機材用 地盤動 (R _e)																																																																																						
		通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲	クラス	通 用 範 囲																																																																																											
C	① 放射源等に關係しない施設	・タービン設備	C	・機器等の支持構造物	C	・タービン建屋	S _e																																																																																												
	・原子炉建屋冷却水系	C	・原子炉建屋内機器	S _e	・原子炉建屋外機器	S _e																																																																																													
	・機器等の支持構造物	C	・機器等の支持構造物	S _e	・機器オイラー建屋	S _e																																																																																													
	・蒸気鼓風機	C	・緊急時グリッシュ建屋	S _e																																																																																															
	・主火災警報・警戒器	C																																																																																																	
	・空調装置	C																																																																																																	
	・蒸気発生器フードガウン	C																																																																																																	
	・所内排空気系	C																																																																																																	
	・供給管路ボイラクレーン	C																																																																																																	
	・監査結果用箇所	C																																																																																																	
	・その他	C																																																																																																	
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>																																																																																																	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (5/25)</td> </tr> <tr> <td>機器分類</td><td>設備名</td><td>主な設備等の 用途</td><td>主な設備等の 用途</td></tr> <tr> <td>機器分類</td><td>設備名</td><td>主な設備等の 用途</td><td>主な設備等の 用途</td></tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">変更前</th> <th colspan="2">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="4">第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (6/25)</td> </tr> <tr> <td>機器分類</td><td>設備名</td><td>主な設備等の 用途</td><td>主な設備等の 用途</td></tr> <tr> <td>機器分類</td><td>設備名</td><td>主な設備等の 用途</td><td>主な設備等の 用途</td></tr> </tbody> </table>	変更前		変更後		第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (5/25)				機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途	機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途	変更前		変更後		第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (6/25)				機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途	機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
変更前		変更後																																
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (5/25)																																		
機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途																															
機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途																															
変更前		変更後																																
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (6/25)																																		
機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途																															
機器分類	設備名	主な設備等の 用途	主な設備等の 用途																															
		記載の適正化																																
		記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)																																

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

変更前

第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類

(7/25)

変更後

第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類

(8/25)

変更なし

記載の適正化

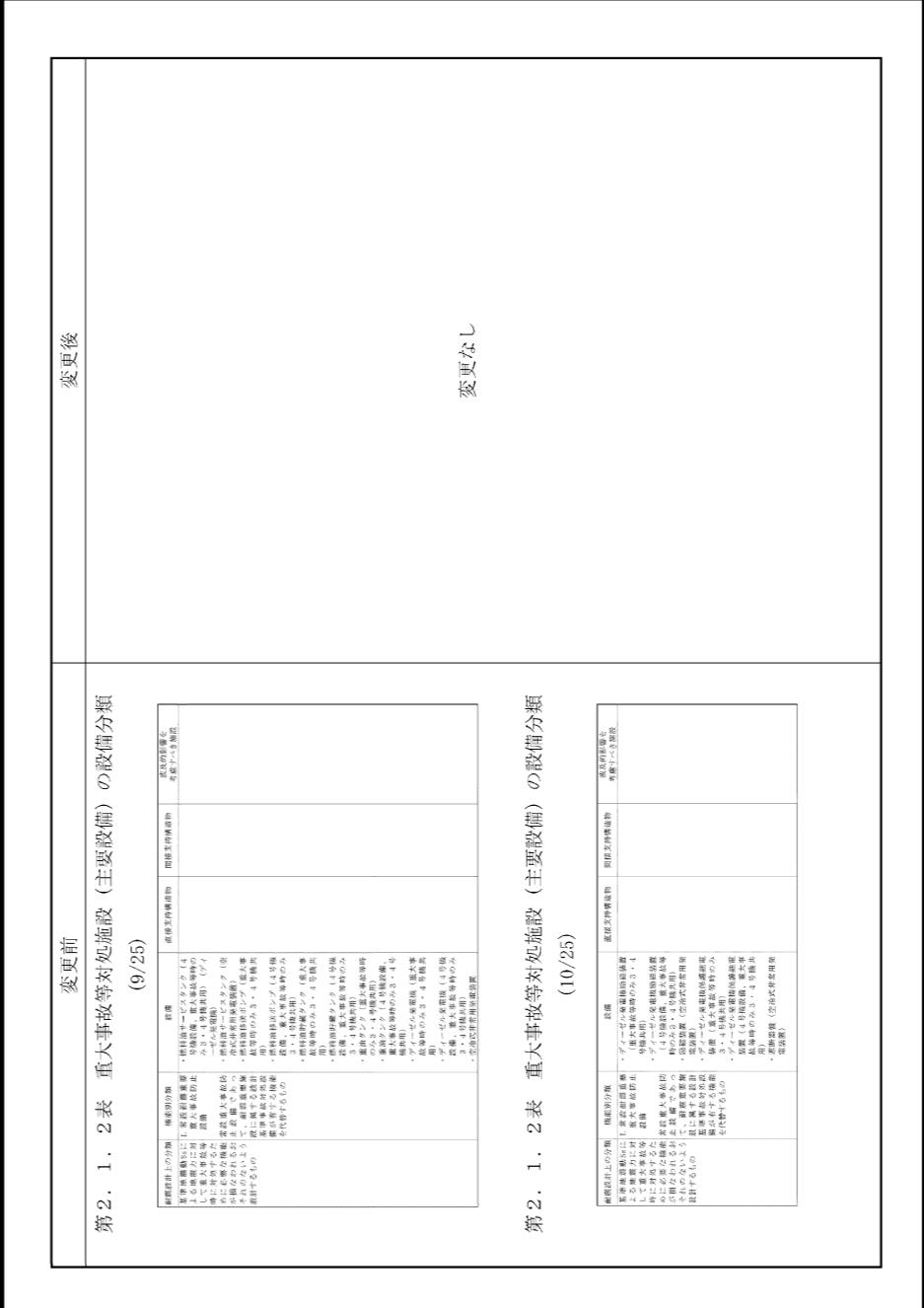
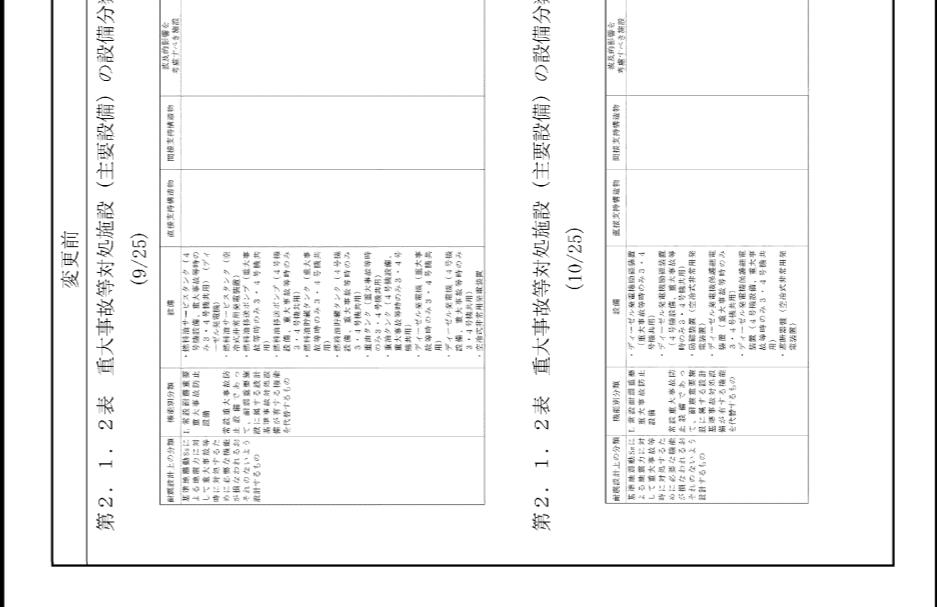
記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

- 03-II-8-4-3-86 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (9/25)</td> <td>第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)</td> <td>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td><td>変更後</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>変更なし</p> </div>	変更前			第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (9/25)	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)	変更後	変更後		
変更前											
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (9/25)	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)									
変更後	変更後										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)</td> <td>第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)</td> <td>記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>変更後</td><td>変更後</td><td></td></tr> </tbody> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">  <p>変更なし</p> </div>	変更前			第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	記載の適正化	変更後	変更後		
変更前											
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (10/25)	記載の適正化									
変更後	変更後										
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>									

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (11/25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機種</td> <td>既存設備分類</td> <td>新設設備分類</td> <td>既存設備分類</td> </tr> <tr> <td>基盤</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (12/25)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機種</td> <td>既存設備分類</td> <td>新設設備分類</td> <td>既存設備分類</td> </tr> <tr> <td>基盤</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> <tr> <td>設備</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置</td> <td>2. 機器に対する応急遮断装置</td> </tr> </tbody> </table>	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (11/25)				機種	既存設備分類	新設設備分類	既存設備分類	基盤	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	設備	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	備考	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (12/25)				機種	既存設備分類	新設設備分類	既存設備分類	基盤	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	設備	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	備考	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (11/25)																																										
機種	既存設備分類	新設設備分類	既存設備分類																																							
基盤	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
設備	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
備考	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
第2. 1・2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (12/25)																																										
機種	既存設備分類	新設設備分類	既存設備分類																																							
基盤	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
設備	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
備考	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	1. 基本設備 2. 機器に対する応急遮断装置	2. 機器に対する応急遮断装置																																							
		記載の適正化																																								
		記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)																																								

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

変更前		変更後																									
第2.1.2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (13/25)																											
<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器別分類</th> <th>機器別分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 安全装置</td> <td>1. 安全装置</td> </tr> <tr> <td>2. 機械装置</td> <td>2. 機械装置</td> </tr> <tr> <td>3. 電気装置</td> <td>3. 電気装置</td> </tr> <tr> <td>4. 建築物等</td> <td>4. 建築物等</td> </tr> <tr> <td>5. 其他</td> <td>5. 其他</td> </tr> </tbody> </table>		機器別分類	機器別分類	1. 安全装置	1. 安全装置	2. 機械装置	2. 機械装置	3. 電気装置	3. 電気装置	4. 建築物等	4. 建築物等	5. 其他	5. 其他	<table border="1"> <thead> <tr> <th>機器別分類</th> <th>機器別分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 安全装置</td> <td>1. 安全装置</td> </tr> <tr> <td>2. 機械装置</td> <td>2. 機械装置</td> </tr> <tr> <td>3. 電気装置</td> <td>3. 電気装置</td> </tr> <tr> <td>4. 建築物等</td> <td>4. 建築物等</td> </tr> <tr> <td>5. 其他</td> <td>5. 其他</td> </tr> </tbody> </table>		機器別分類	機器別分類	1. 安全装置	1. 安全装置	2. 機械装置	2. 機械装置	3. 電気装置	3. 電気装置	4. 建築物等	4. 建築物等	5. 其他	5. 其他
機器別分類	機器別分類																										
1. 安全装置	1. 安全装置																										
2. 機械装置	2. 機械装置																										
3. 電気装置	3. 電気装置																										
4. 建築物等	4. 建築物等																										
5. 其他	5. 其他																										
機器別分類	機器別分類																										
1. 安全装置	1. 安全装置																										
2. 機械装置	2. 機械装置																										
3. 電気装置	3. 電気装置																										
4. 建築物等	4. 建築物等																										
5. 其他	5. 其他																										
<p style="text-align: center;">第2.1.2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (14/25)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機器別分類</th> <th>機器別分類</th> <th>機器別分類</th> <th>機器別分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 安全装置</td> <td>1. 安全装置</td> <td>2. 機械装置</td> <td>2. 機械装置</td> </tr> <tr> <td>2. 機械装置</td> <td>2. 機械装置</td> <td>3. 電気装置</td> <td>3. 電気装置</td> </tr> <tr> <td>3. 電気装置</td> <td>3. 電気装置</td> <td>4. 建築物等</td> <td>4. 建築物等</td> </tr> <tr> <td>4. 建築物等</td> <td>4. 建築物等</td> <td>5. 其他</td> <td>5. 其他</td> </tr> </tbody> </table>				機器別分類	機器別分類	機器別分類	機器別分類	1. 安全装置	1. 安全装置	2. 機械装置	2. 機械装置	2. 機械装置	2. 機械装置	3. 電気装置	3. 電気装置	3. 電気装置	3. 電気装置	4. 建築物等	4. 建築物等	4. 建築物等	4. 建築物等	5. 其他	5. 其他				
機器別分類	機器別分類	機器別分類	機器別分類																								
1. 安全装置	1. 安全装置	2. 機械装置	2. 機械装置																								
2. 機械装置	2. 機械装置	3. 電気装置	3. 電気装置																								
3. 電気装置	3. 電気装置	4. 建築物等	4. 建築物等																								
4. 建築物等	4. 建築物等	5. 其他	5. 其他																								

変更なし

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

- 03-II-8-4-3-89 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (15/25)	
変更前	変更後
<p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 	<p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度

第2.1.2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (16/25)	
機器設計上の分類	機器設計上の分類
<p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 	<p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度 <p>機器設計上の分類</p> <p>基準規範等に 示す重要度大区分：技術管理部</p> <p>重要度等級別に 示す重要度等級：</p> <ul style="list-style-type: none"> 最高重要度 高重要度 中重要度 低重要度 最も低い重要度

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

- 03-II-8-4-3-90 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (17/25)</td><td>第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)</td><td>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</td></tr> </tbody> </table>	変更前				第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (17/25)	第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)	
変更前									
第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (17/25)	第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)							
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">変更後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)</td><td>第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)</td><td>記載の適正化</td></tr> </tbody> </table>	変更後				第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	記載の適正化	
変更後									
第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	第2. 1・2表 重大事故等対応施設（主要設備）の設備分類 (18/25)	記載の適正化							
		<p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>							

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考									
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)</td> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)</td> <td>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td><td>変更なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前			第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)	変更後	変更なし		
変更前											
第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)									
変更後	変更なし										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)</td> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)</td> <td>記載の適正化</td> </tr> <tr> <td>変更後</td><td>変更なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前			第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化	変更後	変更なし		
変更前											
第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化									
変更後	変更なし										
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">変更前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)</td> <td>第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)</td> <td>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</td> </tr> <tr> <td>変更後</td><td>変更なし</td><td></td></tr> </tbody> </table>	変更前			第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)	変更後	変更なし	
変更前											
第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (19/25)	第2. 1. 2表 重大事故等対処施設（主要設備）の設備分類 (20/25)	記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)									
変更後	変更なし										

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【II. 工事計画 その他発電用原子炉の附属施設 4 火災防護設備 3 火災防護設備の基本設計方針、適用基準及び適用規格】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>実際に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に要する事項」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）の確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める、安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。</p> <p>操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5. 1. 1. 5 極端条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>操作準備として、一般的に用いられる工具又は取付金具を用いて、確実に作業ができる設計とする。専用工具は、作業場所の近傍又はアクセスルートの近傍に保管できる設計とする。可搬型重大事故等対処設備の運搬、設置が確実に行えるように、人力、車両等による運搬又は移動ができるとともに、設置場所にてアトラリガーナーの設置、輪留め等により固定又は固縛ができる設計とする。</p> <p>操作内容として、現場操作については、現場の操作スイッチは、運転員の操作性及び人間工学的観点を考慮した設計とし、現場での</p> <p>変更後</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更前</p> <p>5. 設備に対する要求</p> <p>5. 1 共通事項</p> <p>5. 1. 1 安全設備、設計基準対象施設及び重大事故等対処設備</p> <p>5. 1. 1. 6 操作性及び試験、検査性</p> <p>(1) 操作性の確保</p> <p>重大事故等対処設備は、手順書の整備並びに教育及び訓練による実操作及び演習操作を行うことで、想定される重大事故等が発生した場合においても、操作環境、操作準備及び操作内容を考慮して確実に操作でき、発電用原子炉設置変更許可申請書「十、発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するためには必要な施設及び体制の整備に要する事項」ハ、で考慮した要員数と想定時間内で、想定される重大事故等の対処に必要な可搬型重大事故等対処設備の保管場所から設置場所及び接続場所まで運搬するための経路、又は他の設備の被害状況を把握するための経路（以下「アクセスルート」という。）の確保を含め重大事故等に対処できる設計とする。これらの運用に係る体制、管理等については、保安規定に定める、安全施設及び重大事故等対処設備の操作性に対する設計上の考慮事項を以下に示す。</p> <p>操作環境として、重大事故等時の環境条件に対し、操作場所での操作が可能な設計とする。（「5. 1. 1. 5 極端条件等」）操作するすべての設備に対し、十分な操作空間を確保するとともに、確実な操作ができるよう、必要に応じて常設の足場を設置するか、操作台を近傍に配置できる設計とする。また、防護具、照明等は重大事故等発生時に迅速に使用できる場所に配備する。</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-II-8-4-3-97～03-II-8-4-3-105/E 同様に記載内容繰り下がり)) (頁番号の変更 (03-II-8-4-3-97～03-II-8-4-3-105/E 同様に頁番号の変更))</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【V. 変更の理由】

変更前	変更後	備考
<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設の<u>基本設計方針の変更等について申請を行う。</u></p>	<p>V. 変更の理由</p> <p>平成31年2月13日付けで、火災の早期感知を目的とし、火災感知設備の設置要件に関して実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（以下「火災防護審査基準」という。）の一部が改正された。</p> <p>今回の設計及び工事計画においては、火災防護審査基準の改正に伴い、発電用原子炉施設のうち<u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）</u>の基本設計方針の変更等について申請を行う。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更後</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	
<p>変更前</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更後</p> <p>記載の適正化</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却却水系統は高圧水の一直流とし、また、加圧器内外過伝導時に1次冷却材と蒸気の平衡状態を保つことで、放熱構造により発生する水素や酸素濃度が低減され、燃焼止めることが可能とする。重大事故の際の原子炉容積内及アニュラス内の水素については、重大事故対応施設にて、蓋板の開閉を行ふ設備とする。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>設計による。</p> <p>火災の発生防止のため、加圧器以外の1次冷却却水系統は高圧水の一直流とし、また、加圧器内外過伝導時に1次冷却材と蒸気の平衡状態を保つことで、放熱構造により発生する水素や酸素濃度が低減され、燃焼止めることが可能とする。重大事故の際の原子炉容積内及アニュラス内の水素については、重大事故対応施設にて、蓋板の開閉を行ふ設備とする。</p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災延焼対策上重要な機器及び重大事故対応施設のうち、機器、配管、ダクト、トイ、電線管、鋼の構体及びこれらの支障物の①重要な構造部材は、スチール又は鋼、低合金鋼、低合金鋼、炭素鋼等の金属材料又はコントート等の非燃性又は難燃性材料を使用する。ただし、金属で覆われた機器部材を除く。また、金属で覆われた機器部材は、その機器が燃焼するため必要代替材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた機器部材の燃焼油及び金属性覆われた機器部材内に設置する電気配線に設置し直接火気に曝されるこのない対応とする。</p> <p>火災延焼対策上重要な機器等対応施設のうち、②屋内の変圧器及び變頻器は、可燃性物質である绝缘油を充てないものを用ひる設計とする。</p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災延焼上重要な機器及び重大事故対応施設のうち、④換気装置の①は、チエニカルヒューズを設けることを除き、JIS L 1091「機器製造の実験方法」又は「JIC No. 11A 空気清浄装置の材料燃焼試験方法」(公益社法規入 日本空気清浄協会)を満足する難燃性材料を使用する設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>(前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>(頁番号の変更)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性 備考
		<p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に使用する⑤保証者は、 該機器を受けた不燃性材料を使用する責任とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設を設置する⑥建設工事基 材は、平成12年4月26日告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基 づき該工事を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを規定す る。不燃性材料又は難燃性材料は、消防法に基づく防炎物品又はこれと同様の性能 を有することを試験により確認した材料を使用する責任とする。ただし、原 子炉容器内部コントリートの表面に塗布するコロナディング剤は、不燃材 料であるコンクリートに塗布すること、人災により燃え難く著しく燃焼を しないこと、加熱源を除いた場合はその燃焼部が伝がらず他の火災防護上 重要な機器等及び重大事故等対処施設を複数しないこと、並びに原子炉内 容器内に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重大事故等対処施 設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運 用とすることから、難燃性材料を使用する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設は、不燃性材料又は難燃 性材料を使用する設計し、不燃性材料又は難燃性材料が使用できなければ、 は、難燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの。(以下「代 替材料」という。)を使用する設計、若しくは、</p> <p>当該機器等・系統及び機器の機能を保護するために必要な代替材料の使用 が技術上困難な場合は、当該機器等・系統及び機器における火災ご開用にて 他に火災警報装置上重要な機器等及び機器等を用いて火 災が発生することを防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.7.1.2.2.3 難燃ケーブルの使用</p> <p>安全機能を有する機器に使用するケーブルは、実験試験により 自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケーブルを使用する設計と する。</p> <p>このうち、安全機能を有する機器に使用するケーブルは、原則 則、①実験試験により自己消火性及び延焼性を確認した難燃ケ ーブルを使用する設計とするが、</p> <p>核計装ケーブルのように実験試験により延焼性が確認でき ないケーブルは、難燃ケーブルと同等以上の性能を有する設計</p> <p>ただし、核計装用ケーブルは、微弱電流・微弱バ尔斯を除了す め、耐ノイズ性を確保するために、绝缘体に被覆の低・劣化率 核計装ケーブル、放熱機能規制備用ケーブル及び通路遮断設備の専用ケー ーブルの上に実験試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブ ルの上に実験試験により延焼性を確認する設計とする。</p>	<p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設に使用する③ケ ーブルの延焼性、原則、①自己消火性及び難燃ケーブルは、IEC 60332-1974 规定による燃 燒試験又はIEC 60332-1991 画面による燃燒試験によって、自己消火性及 び延焼性を確認してある。</p> <p>該機器を確認した難燃ケーブルを使用する設計とする。</p> <p>ただし、核計装用ケーブルは、微弱電流・微弱バ尔斯を除了す め、耐ノイズ性を確保するために、绝缘体に被覆の低・劣化率 核計装ケーブル、放熱機能規制備用ケーブル及び通路遮断設備の専用ケー ーブルの上に実験試験により延焼性を確認できないケーブルは、難燃ケーブ ルの上に実験試験により延焼性を確認する設計とする。</p>
			- 03-添1-1-p-7 -

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化
(次頁への記載内容繰り下がり)

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 该当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
(c-3-i) 火災感知設備	1.7.1.3.1 火災感知設備	1. 1. 2 火災の感知及び消火		
		<p>(1) 火災感知設備</p> <p>火災感知設備として、火災感知器（「3号機共用」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び火災警報器（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区域外の火災に対して、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>a. 火災防護上重要な機器等又は重大事象等対処施設（所内常設直通遮断設備、火災感知設備の設計）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の設計及び工事の計画</p> <p>(a) 火災感知器の選定、評価動作の方法及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災区域又は火災区域外の火災区域における警報機器及び感知器は、火災感知器の感度のおそれ、風速、影響、設備配列を考慮して、火災感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「傍由装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について動作動作を防ぐための方策を検討し、その方策を設置場所ごとに異なる①感知方式の組合せを選択する旨とす</p> <p>火災感知器の選定の方法及び組合せは、火災区域又は火災区域外における警報機器及び感知器は、火災感知器の感度のおそれ、風速、影響、設備配列を考慮して、火災感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「傍由装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について動作動作を防ぐための方策を検討し、その方策を設置場所ごとに異なる①感知方式の組合せを選択する旨とす</p> <p>感知器には、アーログ式の感知器、ナロウゲージ感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の初期感知に優れがあるアーログ式でない、感知器に加え、感知器の信号を受ける機器の種類に応じて予想される火災の信号を受けるアーログ式の感知器、アーログ式の感知器、アーログ式でない、感知器の信号を受ける機器（光学式煙型、放射線式等）、火災の初期感知に優れがあるアーログ式でない、感知器（スボット型又は差動分野型、以下、注記なき場合はスボット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動や感知器が想定される屋外の火災感知に適したアーログ式の防水型の感知器、引火性气体が漏洩するおそれがある場所で使用可能なアーログ式の感知器等を設置する旨とする。</p> <p>火災感知器は、火災条件等や火災感知器を設置する火災区域又は火災区域外の信号を受ける機器の種類に応じて予想される火災の信号を受けるアーログ式の感知器、アーログ式の感知器、アーログ式でない、感知器や熱が感知器又は感知器と連絡を感知するため、煙や熱が感知器から感知する機器の感知器を組み合わせて設置する。</p>	<p>設置許可の整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p> <p>①、②は設置許可申請書(添付書類A)の記載について適正化を実施することとする。</p>	

- 03-添 1-1-b-11 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口までの距離が1m以上あるとき、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>二、感知器等を設置できる取付面がなく、有效地の発生を感じできない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合に同等の水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火灾をもれなく確実に感知できる設計とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない場合は、火災警報に重要な施設等、重大事故等の施設及び施設となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>イ、取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効な火災の発生を感じできない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置したことによる火灾感知性及び感知能力を確保するための方法を講じることとする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に必要なことがないことを確認した上で、以下のトから出に施設する方法によっても適用する設計とする。</p> <p>1. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口までの距離が1m以上あるときに、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置したことによる火灾感知性及び感知能力を確保する方法である。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口までの距離が1m以上あるとき、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置したことによる火灾感知性及び感知能力を確保する方法である。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口までの距離が1m以上あるとき、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置したことによる火灾感知性及び感知能力を確保する方法である。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八) 該当事項</p> <p>範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口までの距離が1m以上あるとき、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(4)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>二、感知器等を設置できることのない場所において、感知器等の設置又は保守点検等における作業員の個人用具及び集団用具が、法令で定める最低限度を超える又は発電所の1年間の集団用具を超過するおそれのある場所</p> <p>以上のより、上記のイ、からガ、に該当する場所は、感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置したことによる火灾感知性及び感知能力を確保する方法である。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 放射線が高い場所は、アログ式の火災感知器の取扱い影響による放電が想定される。このため、火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。 <中略>	設計及び工事の計画 該当事項 また、消防法施行規則第23条第4項適用対象ではないが、屋内に停車場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、海山製油所において発生する火災区域内の感知器の感觸性及び火災感知設備の感知性能及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで定める方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を耐火災の早期感知に有効な場所に設置する設計とする。	整合性	備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 燃料取替用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、以下に示すとおり水災感知器を設置しない設計とする。 (1) 燃料取替用海水ピットエリア 燃料取替用海水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、燃料取替用海水ピットエリアは、可燃物を含まず、発火源がない設計とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、燃料取替用海水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。 (2) 復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を含まず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 したがって、復水ピットエリアには、火災感知器を設置しない設計とする。	設計及び工事の計画 (2) 大火の感知及び消火 <中略> ただし、燃料取替用海水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて水災が発生した場合、同一火災区域内及隣接火災区域内に設置されている設計基準に対する要請が火災に至りその安全性能が求めないこと、並びに重大な事故等対処施設が火災によくその重大な事故等に対処するための必要な機能を損なわれないことから、火災感知設備及び排水設備を設置しない設計とする。	整合性 - 03-添1-1-p-7 -	備考

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 屋外エリアは、火災による煙は周間に広散し、煙感知器による火災感知は困難であるところから、アナログ式の煙感知器とアログ式でない火災感知器を選択する。ただし、比較的の量的、原子炉格納容器部及び周辺器蓋の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。原子炉格納容器部の煙感知器は、原子炉格納容器部の通常時の温度約65°C以下より高い温度で動するものと想定する。そこで、製作動を防止する設計とする。 なお、水素が発生するような事故を考慮して、アナログ式でない火災感知器は、念のため防爆型とする。 (1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的の量的、原子炉格納容器部及び周辺器蓋の熱感知器は、放射線による火災感知器の故障を防止するため、アナログ式でないものとす。アナログ式でない熱感知器は、原子炉格納容器部の通常時の温度約65°C以下より高い温度で動するものと想定する。そこで、製作動を防止する設計とする。 (2) 海水管トネルエリア 海水管トネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱感知で起きる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱感知で起きる光ファイバーケーブルは、海水管トンネル内の温度を有意に変動させる加熱源等を設置しないことで、製作動を防止する設計とする。 (3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化するところを考慮し、アナログ式でない熱感知器とアナログ式でない防爆型の熱感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクの温度計測装置に変動させる加熱源等を設置しないことで、製作動を防止する。外光があらわなタンク内に設置することで、製作動を防止する。	設計及び工事の計画 ここにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できる設計とし、これがない場合は、火災区域又は火災区域内において感知器等を設置する必要なく簡便に感知できる設計とする。	設計及び工事の計画 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災距離上重要な機器等、重大事故等対処施設及び水源となり得る設備を全体的に削除できるよう、感知器等を設置する設計とする。 また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に停車場所として、海水管トネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、海山製油所において発生する火災区域内の感知器の感觸性及び火災感知設備の感知性能及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで定める方法により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を耐火災の早期感知に有効な場所に設置する設計とする。	整合性 - 03-添1-1-p-7 -	備考 設置許可との整合性の規定から、設置許可申請書(添付書類八)の記載について適正化を実施することとする。
-------------	---	--	--	------------------------	--

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

(頁番号の変更)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)	設置及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p>する設計とする。</p> <p>(4) 固体発煙物質感知器 固体発煙物質感知器には、アナログ式の熱感知器とチャーチル式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、比較的発煙の高いB-廃棄物のドラム缶衛生エリアの熱感知器は、放射線による火災感知器からの障害を防止するため、アナログ式でないものとなる。アナログ式でない熱感知器は、B-廃棄物のドラム缶衛生エリアの通常時の温度より高い温度で作動するものを選定することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計 火災感知装置のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、取引高さ、湿度、温度、空気流の燃焼条件、予想される火災の性質(急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、個別の信号を発するアナログ式の感知装置、アナログ式の熱感知器、アナログ式ではないが、炎が発生する赤外線又は紫外線を感じ取るため、煙や熱が感知器に到達する時間间隔がなく、火災早期感知が可能である火災感知器から成る種類の火災感知装置を組み合わせて設置する壁を基本とする。</p> <p>アナログ式の感知装置は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の熱感知器は作動温度を周囲温度より高く、温度で作動するものを選定することで、動作動作を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない火災感知器の誤動作を防止するため、アナログ式でない火災感知器を屋内に設置する場合は、外光が当たらず、高燃焼物が近傍にない箇所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽の影響を防ぐ光板の設置や水槽を採用する設計とする。</p> <p style="text-align: right;"><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消防</p> <p><中略></p> <p>(1) 燃料取替用水ピットエリア 燃料取替用水ピットの側面と底面は金属に覆われておらず、ピット内は水で満たされた状態と底面は金属に覆われておらず、燃料取替用水ピットエリアは、可燃物を置かず、発火源がない設計とすることから、火災が発生するおそれはない。 (2) 復水ピットエリア 復水ピットの側面と底面は金属に覆われており、ピット内は水で満たされていること、復水ピットエリアは、可燃物を置かず、</p>		- 03-添1-1-p-15 -

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考	
<table border="1"> <tr> <td>設置許可申請書(本文)</td> <td>設置許可申請書(本文)付箇引)該当事項 発火警報がない状況とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、復火ピットコリニアには、火災感知器を設置しない。 設計とする。</td> <td> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 大火感知設備のうち火災の感受信號は、感知器等の設置場所を1つが特定 することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するもの とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p> <p>1.7.1.3.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感 知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、 アナログ式でない非機型の火災感知器の動作状況を同時に監視する 設計とする。 火災感知設備等は、火災感知設備を構成する火災感知器に応じ て、以下の機能を有するよう設計する。 (1) 作動したアナログ式の大火感知器を1つずつ特定位することで、 火災の発生場所を特定する機能 (2) 作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定位するこ とで、火災の発生場所を特定する機能 (3) 作動したアナログ式でない非機型の大火感知器を1つずつ特位 することで、火災の発生場所を特定する機能</p> <p>a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な ものを設置する。 屋外の感知器等は、感知器等の予備を保有し、漏水等の影響を受けた 場合にも、早期に取替を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 火災感知設備は、外部遮断装置又は外部遮断装置による火災感知設備として、も しくは工事計画の計画の①</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電気遮断 火災区域又は火災区画に接続する火災感知設備は、外部遮断装置 火災感知設備は、外部遮断装置においても火災感知設備は、</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)付箇引)該当事項 発火警報がない状況とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、復火ピットコリニアには、火災感知器を設置しない。 設計とする。	<p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 大火感知設備のうち火災の感受信號は、感知器等の設置場所を1つが特定 することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するもの とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p> <p>1.7.1.3.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感 知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、 アナログ式でない非機型の火災感知器の動作状況を同時に監視する 設計とする。 火災感知設備等は、火災感知設備を構成する火災感知器に応じ て、以下の機能を有するよう設計する。 (1) 作動したアナログ式の大火感知器を1つずつ特定位することで、 火災の発生場所を特定する機能 (2) 作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定位するこ とで、火災の発生場所を特定する機能 (3) 作動したアナログ式でない非機型の大火感知器を1つずつ特位 することで、火災の発生場所を特定する機能</p> <p>a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な ものを設置する。 屋外の感知器等は、感知器等の予備を保有し、漏水等の影響を受けた 場合にも、早期に取替を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 火災感知設備は、外部遮断装置又は外部遮断装置による火災感知設備として、も しくは工事計画の計画の①</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電気遮断 火災区域又は火災区画に接続する火災感知設備は、外部遮断装置 火災感知設備は、外部遮断装置においても火災感知設備は、</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)付箇引)該当事項 発火警報がない状況とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、復火ピットコリニアには、火災感知器を設置しない。 設計とする。	<p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 大火感知設備のうち火災の感受信號は、感知器等の設置場所を1つが特定 することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するもの とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <中略></p> <p>1.7.1.3.3 火災受信機 中央制御室に設置する火災受信機等で、アナログ式の火災感 知器、アナログ式でない火災感知器、アナログ式でない火災感知器、 アナログ式でない非機型の火災感知器の動作状況を同時に監視する 設計とする。 火災感知設備等は、火災感知設備を構成する火災感知器に応じ て、以下の機能を有するよう設計する。 (1) 作動したアナログ式の大火感知器を1つずつ特定位することで、 火災の発生場所を特定する機能 (2) 作動したアナログ式でない火災感知器を1つずつ特定位するこ とで、火災の発生場所を特定する機能 (3) 作動したアナログ式でない非機型の大火感知器を1つずつ特位 することで、火災の発生場所を特定する機能</p> <p>a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能な ものを設置する。 屋外の感知器等は、感知器等の予備を保有し、漏水等の影響を受けた 場合にも、早期に取替を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火防護上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設遮断源設 備(3系統))及びその通路を除く)を設置する火災区域又は災区画の 火災感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上の考慮 <中略> 火災感知設備は、外部遮断装置又は外部遮断装置による火災感知設備として、も しくは工事計画の計画の①</p> <p>1.7.1.3.1.4 火災感知設備の電気遮断 火災区域又は火災区画に接続する火災感知設備は、外部遮断装置 火災感知設備は、外部遮断装置においても火災感知設備は、</p>	

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考	
<p style="text-align: center;">変更前</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置を可能とするため、非常用電源であるデジタル各電源又は代替電源から電力が供給されるまで、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>失敗に至りて火災警報装置が火災警報装置を満足する場合を除く。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力供給開始されるまで、火災警報等又は電力遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>a. 外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置は、外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置を可能とするため、非常用電源である蓄電池を設け始動され、ままで必要な容量と併せて別の方法を満足する蓄電池を設け、所内常備直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を満足する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災感知装置</p> <p>a. 火災警報上重要な機器等又は重大事故対応施設（所内常設直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>(c) 火災感知装置の設計</p> <p>中央火災感知装置は火災警報装置、感知器等の重畠場所を1つずつ特定するこにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2.1 盆子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域の消火設備を設置するものとする。</p> </td><td> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置は、火災警報器又は代替電源又は代替電源装置（本設計方針（1.1）火災感知装置）はTOS-3-1-1-p-16を参照。</p> <p>設計及び工事計画の基本設計方針（1.1）火災感知装置は、火災警報器（1.1）火災感知装置は、火災警報装置（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>- 03-添1-1-p-17 -</p> <p>記載の適正化</p> </td></tr> </table>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置を可能とするため、非常用電源であるデジタル各電源又は代替電源から電力が供給されるまで、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>失敗に至りて火災警報装置が火災警報装置を満足する場合を除く。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力供給開始されるまで、火災警報等又は電力遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>a. 外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置は、外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置を可能とするため、非常用電源である蓄電池を設け始動され、ままで必要な容量と併せて別の方法を満足する蓄電池を設け、所内常備直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を満足する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災感知装置</p> <p>a. 火災警報上重要な機器等又は重大事故対応施設（所内常設直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>(c) 火災感知装置の設計</p> <p>中央火災感知装置は火災警報装置、感知器等の重畠場所を1つずつ特定するこにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2.1 盆子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域の消火設備を設置するものとする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置は、火災警報器又は代替電源又は代替電源装置（本設計方針（1.1）火災感知装置）はTOS-3-1-1-p-16を参照。</p> <p>設計及び工事計画の基本設計方針（1.1）火災感知装置は、火災警報器（1.1）火災感知装置は、火災警報装置（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>- 03-添1-1-p-17 -</p> <p>記載の適正化</p>
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置を可能とするため、非常用電源であるデジタル各電源又は代替電源から電力が供給されるまで、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>失敗に至りて火災警報装置が火災警報装置を満足する場合を除く。この蓄電池は、ディーゼル発電機から電力供給開始されるまで、火災警報等又は電力遮断等を実施する蓄電池を設け、火災警報等又は電力遮断等又は電路遮断等を実施する蓄電池又は代替電源装置（3系統目）及びその電路遮断等を実施する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報器及び火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>a. 外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置は、外部電源遮断又は全交流動力遮断失明においても火災感知装置を可能とするため、非常用電源である蓄電池を設け始動され、ままで必要な容量と併せて別の方法を満足する蓄電池を設け、所内常備直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を満足する火災区域又は火災区域の火災感知装置は、①火災警報装置が火災警報装置を有するものとする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 火災感知装置</p> <p>a. 火災警報上重要な機器等又は重大事故対応施設（所内常設直流水消防設備（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>(c) 火災感知装置の設計</p> <p>中央火災感知装置は火災警報装置、感知器等の重畠場所を1つずつ特定するこにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>(2) 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2 消火設備</p> <p>1.7.1.3.2.1 盆子炉の安全停止に必要な機器等を設置する火災区域又は火災区域の消火設備を設置するものとする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>なよしに①認可提出書</p> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設計及び工事計画認可申請書（本文）</p> <p>該当項目</p> <p>火災感知装置は、火災警報器又は代替電源又は代替電源装置（本設計方針（1.1）火災感知装置）はTOS-3-1-1-p-16を参照。</p> <p>設計及び工事計画の基本設計方針（1.1）火災感知装置は、火災警報器（1.1）火災感知装置は、火災警報装置（3系統目）及びその電路遮断等を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>火災感知装置のうち火災警報器は、自動した火災感知器を1つずつ特定できるアナログ式の警報器とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。</p> <p>- 03-添1-1-p-17 -</p> <p>記載の適正化</p>		

 |

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>1.7.1.3.2.4 設置計画申請書（本文）</p> <p>1.7.1.3.2.4 系統分離に応じた施設の考慮</p> <p>また、③底子型の高爐を山笠形低鍋受止とする車両等へ、蒸気及び熱源用五種類の系統分離を行った時の消防設備について、動的機器の一括総合考慮を考慮し系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.8 過火用水の最大放水量の確保</p> <p>過火用水供給系は、2時間の最大放水量を確保する。</p>	<p>1.7.1.3.2.4 系統分離に応じた施設の考慮</p> <p>原水の安全分離には必要な機器等のうち、火災防護対象機器等の系統が分離を行った場合に、火災防護対象機器等へ、蒸気及び熱源用五種類の系統分離を行った時の消防設備について、動的機器の一括総合考慮を考慮し系統分離に応じた独立性を備えた設計とする。</p> <p>1.7.1.3.2.8 過火用水の最大放水量</p> <p>過火用水供給系である淡水タンク、地盤等により淡水タンクが使用できない場合には、使用する淡水バッファータンクは、バッファータンクの最大放水量で、淡水を2時間供給した場合の水量(250m³)を確保する設計とする。</p> <p><申請></p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(c) 過火用水の施設供給</p> <p>火災発生時に応じて、消火用水供給系は、所内用を主とし用にない運転により、消防を優先する設計とする。具体的には、水栓がある淡水管及び消火水タップアンダーライningには、「a、消火設備の消防の容量に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所外用水系を強制等の運用により、消防を優先する設計とする。</p> <p>a. 過火空間の消防器具の容量</p> <p><申請></p> <p>過火用消防器具である消防栓、消火栓等により淡水管による消防栓の最大放水量である淡水タンク（1・2・3・4号機共用）（以下同じ）、地盤等により淡水管（3・4号機共用）（以下同じ）、消火栓等により淡水管（3・4号機共用）（以下同じ）は、スプリッターラーの最大放水量で、消防栓を2時間供給した場合の水量(250m³)を確保する設計とする。</p> <p><申請></p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(c) 過火用水の施設供給</p> <p>火災発生時に応じて、消火用水供給系は、所内用を主とし用にない運転により、消防を優先する設計とする。具体的には、水栓がある淡水管及び消火水タップアンダーライningには、「a、消火設備の消防の容量に示す最大放水量に対して十分な容量を確保し、必要に応じて所外用水系を強制等の運用により、消防を優先する設計とする。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>- 03-添1-1-19 -</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>備考</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

審査性 設計及び工事の計画 被災時における事項	審査性 設計及び工事の計画 被災時における事項	備考
<p>等により、必要な場合には再評価を実施する。 火災影響箇所の評価方法及び再評価については、並用を定める。</p> <p>イ) 隣接する火災区域等及び火災影響を受ける場合 当該火災区域等及び火災影響を受ける隣接火災区域等の 2 区画に別して 火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評価する。</p> <p>ロ) 隣接する火災区域等及び火災影響を受ける場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを 評価する。</p> <p>(b) 通常時の異常な過渡変化及び設計基準事象に対するための機器に単一故障を想定した設計に対する評価 内部水災により原子炉外見が及び、かつ、安全保護系、原子炉停止系の作 動を要される運転時の異常な過渡変化と設計基準事象が発生する可能性が あるため、発電用海水冷却炉施設の全評価に附する審査指針に基づき、 通常時の異常な過渡変化及び設計基準事象に対するための機器に對し單一 故障を想定しても、事象が収束して原子炉は支障なく低調停止に移行できる ことを確認する。</p> <p>1. 1. 3 火災の影響評議</p> <p>(2) 原子炉の安全確保</p> <p>a. 原子炉の安全停止対策</p> <p>(a) 火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的機能喪失を想定した 設計 発電用原子炉施設内外災により安全保護系及び原子炉停止系の作動が 要求される場合には、当該火災区域又は火災区域に設置される全機器の動的 機能喪失を想定しても、火災の影響範囲のための系統の順序によって、多 重化されたそれぞれの系統が同時に機能失うことなく、原子炉を安全に保 持できる措置とする。</p> <p>(b) 通常時の異常な過渡変化及び設計基準事象に対するための機器に 单一故障を想定した設計 発電用原子炉施設の異常な過渡変化及び設計基 準事象に対するための機器に對し、発電用海水冷却炉施設の安全停止に は、 ① 原子炉外見が及び、かつ、安全保護系及び原子炉停止系の作動に 関する審査指針に基づく單一故障を想定して、② 原子炉外見が及び、かつ、 安全保護系及び原子炉停止系の作動に對応能力を行うことを適用し 定めることにより、中止復帰内の延長時間内に、制御機能を確保することに よって、通常時の異常な過渡変化及び設計基準事象に対するための機器 機能が維持されないよう調整する。 <中略></p>	<p>また、内部火災により原子炉外見が及び、かつ、安全保護系、 及び原子炉停止系の作動が要求される運転時の異常な過渡変化と 設計基準事象が発生する可能性があるため、発電用海水冷却炉 施設の全評価に附する審査指針に基づき、通常時の異常な過 渡変化と設計基準事象に対するための機器に單一故障を想定して も、以下のような状況等を考慮すると、事象が収束して原子炉は支障なく 低調停止に移行できる措置とする。 →火災影響箇所にて隔壁とする。</p>	<p>- 03-添1-1-p-26 -</p>

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p> <p>変更後</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(第1審査用) 該当事項 上に記載する。また、火災区域の境界付近においても可燃物を 置かない管理を実施する。</p> <p><本号></p> <p>火災区域は、建屋内外及び区域をまたがる重大事故対応施設と 設備と設置基準事故対応設備と監視基準事故対応設備の配置も考慮 して位置して設置する。</p> <p>また、火災区域は、建屋内外及び区域をまたがる重大事故対応施設と 設備と設置基準事故対応設備と監視基準事故対応設備の配置も考慮 して位置して設置する。</p> <p>(b-1-2) 火災防護計画 -(32.1.1a)-(c-1.2)-火災防護計画に定める。</p>	<p>設置計画申請書(第1審査用) 該当事項 上に記載する。また、火災区域の境界付近においても可燃物を 置かない管理を実施する。</p> <p>火災区域は、建屋内外及び区域をまたがる重大事故対応施設と 設備と設置基準事故対応設備と監視基準事故対応設備の配置も考慮 して位置して設置する。</p> <p>火災による損傷の防止を行なう事務等に対する施設 重大事故等対応施設である監視基準事故対応設備及び当該設 備に施加しているターピルを火災による損傷の防止を行う重大事 故等対応施設とする。</p> <p>1.7.2.1.3 火災防護計画 -1.7.1.1.6_火災防護計画の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.1 大災害防止計画 1.7.2.2.1.1 重大事故対応施設の大災害防止計画 -1.7.2.2.1.1.6_火災防護計画に定める。</p> <p>(b-2) 大災害防止計画 (b-2-1) 大災害防止計画 火災の発生防止対策</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

- 03-添1-1-p-31 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(本文)	該当事項 該装置の過電流による過熱及び燃焼等を防ぐ設置 計画とし、具体的な設計を「1.7.2.2.1.1 爆発性又は火災物質」から「1.7.2.2.1.6 過電流による過熱防止対策」に示す。 なお、放射線分解により発生する水素の蓄積防止対策は、水素や燃素の蓄積度が高いため漏留及び蓄積することを防止する設置とする。	設計及び工事の計画 該当事項 火災の発生防止のため、発電用原子炉施設内の重気系統は、保護遮断器、遮断器によって放障回路を早期に遮断し、過電流による過熱及び燃焼を防止する設計とする。
設置許可申請書(本文)	該当事項 漏えい検知対策、放射線分解等により発生する水素の蓄積防止対策並びに 蓄積した水素による過熱防止対策	設計及び工事の計画 <中略> 火災の発生防止においては、水素の燃焼限界は、蓄電池室及び体積制御タンク室内に水素が燃焼する水素の1次燃焼材と蒸気を平衡状態とするまで、放射線分解により発生する水素が燃素の濃度が低い状態で滞留蓄積することを防ぐ設計とする。重大事故時の原子炉隔離容器内及びニアラスト内の水素については、重大事故等対応施設にて、蓄積防止対策を行う設計とする。

- 03-添1-1-p-10 -

設置許可申請書(本文)	該当事項 1.7.2.2.2 土然性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対応施設に対するとしては、不燃性材料又は難燃性材料全般とする	設計及び工事の計画 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対応施設のうち、①主要な遮蔽材、②建屋中の塗装器具及び内壁の施設材料、③ケーブル、④セメント等の建築内装材は、不燃く燃素を遮蔽するものとする。⑤保溫材などの建築内装材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とする。
設置許可申請書(本文)	該当事項 1.7.2.2.2 土然性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対応施設に対するとしては、不燃性材料又は難燃性材料全般とする	設計及び工事の計画 (2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用 重大事故等対応施設のうち、①主要な遮蔽材、②建屋中の塗装器具及び内壁の施設材料、③ケーブル、④セメント等の建築内装材は、不燃性材料又は難燃性材料を使用する設計とするが、配管のバッキン材は、その機能を保するため必要な耐熱材料の使用が技術上困難であるため、金属で覆われた被覆部に設け直後火災が想されることのない設計とする。また、金属で覆われた機器や運動部の潤滑油及び金属で覆われた機器本体内部に設ける電気配線は、機器本体内部が設置によって、発火した場合でも他の火災の蔓延上重要な機能等及び重大事故等対応施設に燃えしないことから、不燃性材料又は難燃性材料でない材料を使用する設計とする。

- 03-添1-1-p-33 -

記載の適正化
(前頁記載内容繰り下がり)
(頁番号の変更)

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

該装置可申請書(本文)	該装置可申請書(添付書類八) 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考
		<p style="text-align: center;"><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設のうち、①燃氣供給装置のコントローラ、チグニニアフュエルタセミ、(TS-L-1091 (織維製品の燃焼性試験方法) 又は「JGCA No.11A (空気清浄装置用ろ過燃焼性試験方法)」(公益社団法人 日本空気清浄協会)) を満足する難燃性材料を使用する設置とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 難燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>火災防護上重要な機器等及び重大事故対処施設に使用する⑤保溫材は、原則、平成12年消防省告示第400号に定められたいわゆる建築基準法に基づき認定を受けた不燃材料を使用する設置とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故対処施設を設置する⑥地盤の内蔵材は、平成12年消防省告示第400号に定められた燃焼材料、接着剤等につき認定を受けた不燃材料又はこれと同等の性能を有することを証明により確認した不燃性材料並びに消防法に基づく放棄物又はこれと同等の性能を有することを認定により確認した材料を使用する設置とする。ただし、原子炉容器内部コンクリートの表面に塗布するコートイング剤は、不燃材料であること、大炎により燃焼し難く著しい燃焼を引き起こすこと、加熱源を除去した場合にはその燃焼が広がらず他の火災対策上重要な機器等及び重大事故対処施設に延焼しないこと、並びに原子炉容器内外に設置する原子炉の安全停止に必要な機器等及び重火抑止等対処施設は不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周辺における可燃物を管理する運用とすることから、難燃性材料を使用する設置とする。また、中央制御室の前面は、防炎性を有するカーペットを使用する設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>(2) 難燃性材料又は難燃性材料の使用</p> <p style="text-align: center;"><中略></p> <p>不燃性材料又は難燃性材料が使用できない場合は、不燃性材料又は難燃性材料と同等以上の性能を有するもの(以下「代替材料」という)を使用する設置。若しくは、</p> <p>当該構造物、系統及び機器の機能を確保するために必要な代替材料の使用が技術上困難な場合は、当該構造物、系統及び機器における火災に対する他の火災抑止装置等の重大事故対処施設及び設計基準等に対応して火災が発生するごとに火災を防止するための措置を講じる設計とする。</p> <p style="text-align: center;"><中略></p>		<p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」は、P03-添1-1-p-6を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」は、P03-添1-1-p-7を再掲。</p> <p>設計及び工事の計画の基本設計方針「(2) 不燃性材料又は難燃性材料の使用」は、P03-添1-1-p-7を再掲。</p>
				- 03-添1-1-p-34 -

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

装置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画、該当事項	設計及び工事の計画、該当事項	整合性	備考
1.7.2.2.3 離燃ケーブルの他用 重大事務対応施設に他の用とするケーブルは、①既用、 実面燃焼により自己消火性及び離燃性を確保した離燃ケーブルを 使用する設計とするが、 放射能監視設備用ケーブルは、微弱電流・微弱電圧 を扱うため、離ノイズ性を確保するために、被体に熱電線や熱 電気用品との接続により離燃性が確保できないケーブルは、 離燃ケーブルと同様以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、 離燃ケーブルは、自已消火性を確保するケーブルの使用が技術上困難な場合は、 離燃ケーブルの炎に起因しての火災警報上重要な装置及び重大装置対 処設に付いて火災が発生することを防止するための措置を講じる旨記す とする。	火災防護上重要な機器等又は重大事務対応施設に使用する③ケーブルは、 原則、①自己消火性を離燃するUL1681(Fourth Edition) 1989/1990 IP-1重 量燃焼試験及び延焼性及び延焼性を確認した離燃ケーブルを使用する 設計とする。IEEE Std. 1292-1991 電動トライ燃焼燃焼試験(本規 格)又は IEEE Std. 1292-1991 電動トライ燃焼燃焼試験(本規 格)及び離燃性を確認した離燃ケーブルを使用する設計とする。 ただし、離燃監視設備用ケーブル及び離燃設備用ケーブルは、微弱電流・微弱電圧 を扱うため、離ノイズ性を確保するために、被体に熱電線や熱 電気用品との接続により離燃性が確保できないケーブルは、 離燃ケーブルと同様以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、 離燃ケーブルは、自己消火性を確保するケーブルの使用が技術上困難な場合は、 離燃ケーブルの炎に起因しての火災警報上重要な装置及び重大装置対 処設に付いて火災が発生することを防止するための措置を講じる旨記す とする。	火災防護上重要な機器等又は重大事務対応施設に使用するケーブルは、 原則、①自己消火性を離燃するUL1681(Fourth Edition) 1989/1990 IP-1重 量燃焼試験及び延焼性及び延焼性を確認した離燃ケーブルを使用する 設計とする。IEEE Std. 1292-1991 電動トライ燃焼燃焼試験(本規 格)又は IEEE Std. 1292-1991 電動トライ燃焼燃焼試験(本規 格)及び離燃性を確認した離燃ケーブルを使用する設計とする。 ただし、離燃監視設備用ケーブル及び離燃設備用ケーブルは、微弱電流・微弱電圧 を扱うため、離ノイズ性を確保するために、被体に熱電線や熱 電気用品との接続により離燃性が確保できないケーブルは、 離燃ケーブルと同様以上の性能を有するケーブルを使用する設計とするが、 離燃ケーブルは、自己消火性を確保するケーブルの使用が技術上困難な場合は、 離燃ケーブルの炎に起因しての火災警報上重要な装置及び重大装置対 処設に付いて火災が発生することを防止するための措置を講じる旨記す とする。	(2) 不燃性材料又は離燃性材料の使用 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計計画「(2) 不燃性 材料又は離燃性材料の使 用」は P03-添 1-1-p-7.8 を再録。
1.7.2.2.4 暖気空調設備の専用ケーブルのうち離燃ケーブルと同 じ以上の性能を有するケーブルの使用が技術上困難なケーブル は、当該ケーブルの大径に付随して他の重大装置等対応施設を設立 する設計とするが、離燃ケーブルの火災が発生することを防止する ための措置を講じる設計とする。	また、離筋通路設備の機器本体に使用する専用ケーブルは、通 信事業者の規定するケーブルを使用する必須がある場合や運送者 等により機器本体とケーブル(電源アダプタ等を含む)を含めた 電気用品との安全性が確認されている場合、又は電気コード 等のように機器本体を移動して使用することを考慮して可とう性 が求められる場合には、離燃ケーブルの専用ケーブルが適用する これらのケーブルは、金属製の管材の管材等三種類ある。 これらは、又は専用ケーブルは、離燃ケーブルと同様以上の性能を有 することにより、他の重大装置等対応施設及び離燃性材料の使用 による火災が発生することを防止する設計とする。	火災防護上重要な機器等又は重大事務対応施設のうち、暖気空調設備の ケーブルは、チャヤーカーフィルタを除き、JIS L 1091(機械製品の燃焼性 試験方法)又は「JGCA No. 11A 空気清浄装置用不燃燃性試験」(法規針 (公益社団法人 日本空気清浄協会))を満足する離燃性材料を適用する設 計とする。	(2) 不燃性材料又は離燃性材料の使用 <中略>	設計及び工事の計画の基 本設計計画「(2) 不燃性 材料又は離燃性材料の使 用」は P03-添 1-1-p-35 =
1.7.2.2.5 保溫材に対する不燃性材料の使用				= 03-添 1-1-p-35 =

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(本文) 該当事項 重大事故等対処施設に於いて、1.7.2.2.5 建屋材に対する 不燃性材料の使用 の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材に対して、 1.7.1.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 の基本方 針を適用する。</p> <p>(b-2-3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>設置計画申請書(本文) 該当事項 重大事故等対処施設に於いて、1.7.2.2.5 建屋材に対する 不燃性材料の使用 の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材に対して、 1.7.1.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 の基本方 針を適用する。</p> <p>火災防護上重要な施設及び重大事故等対処施設に於ける保溫材は、原 則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づ き認定を受けたしたる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な施設及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装 材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料、半燃性材料に 基づき認定を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験に より確認した不燃性材料若しくは消防法に基づく防火物品又はこれと同等の 性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただ し、原生幹燥器や蓄電池コンタクトの表面に塗布するアーディング漆和、 不燃材料であるコントリートに散布すること、火災により燃焼・腐食・著しい 燃焼をしないこと、加熱源を金属とした場合はその燃焼能が広がらない他の火災 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子 炉格納容器等に設置する原子炉の安全係止に必要な機器等及び事故等 対処施設等不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周囲における不燃物を管 理する運用とすることから、難燃材料を使用する設計とする。</p> <p><半燃></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止 <半燃></p> <p>したがって、落雷、森林火災及び電雷（雷（台風）を含 む。）について、落雷用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生 しないように、避雷装置を設置する設計とする。</p> <p>以下は火災防護装置を設置する設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3.2 避雷による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支障性能をもつ地 域に設置する設計とするとともに、「適用用原子炉及びその附属施設の 技術基準に開示する設計」として、「前段クラウドに応じた避雷装置設 置の区分に応じて十分な支障性能をもつ地域に 重重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支障性能をもつ地域に 設置する設計とするとともに、「適用用原子炉及びその附属施設の技術 基準に開示する規則の解説」に従い、施設の区分に応じた避雷装置設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3.3 雷柱による火災の発生防止</p> <p>落雷等による火災に対する設計は、1.11 外部火災防護に関する基 本方針に基づき評価し、設置した際火災による防護又は ② 一設置することにより、火災発生防止を講じる設計とする</p>	<p>設置計画申請書(本文) 該当事項 重大事故等対処施設に於いて、1.7.2.2.5 建屋材に対する 不燃性材料の使用 の基本方針を適用する。</p> <p>1.7.2.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用</p> <p>重大事故等対処施設を設置する建屋の内装材に対して、 1.7.1.2.6 建屋内装材に対する不燃性材料の使用 の基本方 針を適用する。</p> <p>火災防護上重要な施設及び重大事故等対処施設に於ける保溫材は、原 則、平成12年建設省告示第1400号に定められたもの又は建築基準法に基づ き認定を受けたしたる設計とする。</p> <p>火災防護上重要な施設及び重大事故等対処施設を設置する建屋の内装 材は、平成12年建設省告示第1400号に定められた不燃性材料、半燃性材料に 基づき認定を受けた不燃性材料又はこれと同等の性能を有することを試験に より確認した不燃性材料若しくは消防法に基づく防火物品又はこれと同等の 性能を有することを試験により確認した材料を使用する設計とする。ただ し、原生幹燥器や蓄電池コンタクトの表面に塗布するアーディング漆和、 不燃材料であるコントリートに散布すること、火災により燃焼・腐食・著しい 燃焼をしないこと、加熱源を金属とした場合はその燃焼能が広がらない他の火災 防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設に延焼しないこと、並びに原子 炉格納容器等に設置する原子炉の安全係止に必要な機器等及び事故等 対処施設等不燃性又は難燃性の材料を使用し、その周囲における不燃物を管 理する運用とすることから、難燃材料を使用する設計とする。</p> <p><半燃></p> <p>(3) 落雷、地震等の自然現象による火災の発生防止</p> <p>落雷によって、落雷用原子炉施設内の構造物、系統及び機器に火災が発生 しないように、避雷装置を設置する設計とする。</p> <p>以下は火災防護装置を設置する設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3.2 避雷による火災の発生防止</p> <p>重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支障性能をもつ地 域に設置する設計とするとともに、「適用用原子炉及びその附属施設の 技術基準に開示する設計」として、「前段クラウドに応じた避雷装置設 置の区分に応じて十分な支障性能をもつ地域に 重重大事故等対処施設は、施設の区分に応じて十分な支障性能をもつ地域に 設置する設計とするとともに、「適用用原子炉及びその附属施設の技術 基準に開示する規則の解説」に従い、施設の区分に応じた避雷装置設計とする。</p> <p>1.7.2.2.3.3 雷柱による火災の発生防止</p> <p>落雷等による火災に対する設計は、1.11 外部火災防護に関する基 本方針に基づき評価し、設置した際火災による防護又は ② 一設置することにより、火災発生防止を講じる設計とする</p>	<p>- 03-添1-1-p-36 -</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画・該当事項	整合性	備考
(a) 液漏防止対策 外気温度が約 0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を開放し通水する運転を定め、気温の低下時に伴う消防設備の②機能及び性能を維持する設計とする。	(a) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	(a) 液漏防止対策 外気温度が約 0°Cまで低下した場合に、屋外の消防設備の凍結防止を目的として、屋外消火栓を開放し通水する運転を定め、気温の低下時に伴う消防設備の②機能及び性能を維持する設計とする。	(a) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	本設計が附「f」消火設備に対する自然現象の考慮は PGS-添1-1-p-9, 10 を再掲。
(b) 風水害対策 ディーザル消防ポンプ、電動消防ポンプ、施設物販売火ポンプ、消防水泵シックポンプ、スプリンクラー、全城ハロゲン消火設備、局所ハロゲン消火設備、二極化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、水槽警報装置、フロアケーブルダクト内消火設備及び制御水装置は、風水害により②機能及び性能を維持されないように屋内設置する。	(b) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	(b) 風水害対策 ディーザル消防ポンプ、電動消防ポンプ、施設物販売火ポンプ、消防水泵シックポンプ、スプリンクラー、全城ハロゲン消火設備、局所ハロゲン消火設備、二極化炭素消火設備(ディーゼル発電機室)、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、水槽警報装置、フロアケーブルダクト内消火設備及び制御水装置は、風水害により②機能及び性能を維持されないように屋内設置する。	(b) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	本設計が附「f」消火設備に対する自然現象の考慮は PGS-添1-1-p-17, 18 を再掲。
(c) 地盤変位対策 消火栓は、地盤変位における地震波の対策として、建屋接続部には滑床手を採用することも、「②地上化又はシンチ内に設置する。」 また、建屋外部や建屋内部の消火栓に給水するところが可能な給水接続口を2箇所に設置する。	(c) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	(c) 地盤変位対策 消火栓は、地盤変位における地震波の対策として、建屋接続部には滑床手を採用することも、「②地上化又はシンチ内に設置する。」 また、建屋外部や建屋内部の消火栓に給水するところが可能な給水接続口を2箇所に設置する。	(c) 設計及び工事の計画の② は、設置許可申請書(添付書類八)に対する自然現象の考慮をもとに記載したものとのさりあり適合している。	本設計が附「f」消火設備に対する自然現象の考慮は PGS-添1-1-p-17, 18 を再掲。
(2) 消火設備 火災防護、重要な機器等又は重大事故に対する機能を有する消火設備又は火災区画には、設置位置、運動手作業、自動手作業、原子炉が設置されて原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に對処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与える消火設備とする。該設備として、火災発生時の原子炉又は機器の影響によって活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、全城ハロゲン消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、局所ハロゲン消火設備、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、エアロゾル消防設備、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、水槽警報装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、フロアケーブルダクト内消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置と行う設計とし、火災発生時の原子炉又は機器の影響により消火行動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二極化海水消防設備並びに可動型の消火器は消火台により消火を行へ設計とする。一 スプリンクラーは、消火対象が施設内に入ると音とし、動作後は消火	(2) 消火設備 火災防護、重要な機器等又は重大事故に対する機能を有する消火設備又は火災区画には、設置位置、運動手作業、自動手作業、原子炉が設置されて原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に對処するために必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与える消火設備とする。該設備として、火災発生時の原子炉又は機器の影響によって活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、全城ハロゲン消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、局所ハロゲン消火設備、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、エアロゾル消防設備、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、水槽警報装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、フロアケーブルダクト内消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置と行う設計とし、火災発生時の原子炉又は機器の影響により消火行動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二極化海水消防設備並びに可動型の消火器は消火台により消火を行へ設計とする。一 スプリンクラーは、消火対象が施設内に入ると音とし、動作後は消火	(2) 消火設備 火災防護、重要な機器等又は重大事故に対する機能を有する消火設備又は火災区画には、設置位置、運動手作業、自動手作業、原子炉が設置されて原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に對処するため必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与える消火設備とする。該設備として、火災発生時の原子炉又は機器の影響によって活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、全城ハロゲン消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、局所ハロゲン消火設備、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、エアロゾル消防設備、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、水槽警報装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、フロアケーブルダクト内消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置と行う設計とし、火災発生時の原子炉又は機器の影響により消火行動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二極化海水消防設備並びに可動型の消火器は消火台により消火を行へ設計とする。一 スプリンクラーは、消火対象が施設内に入ると音とし、動作後は消火	(2) 消火設備 火災防護、重要な機器等又は重大事故に対する機能を有する消火設備又は火災区画には、設置位置、運動手作業、自動手作業、原子炉が設置されて原子炉を安全に停止させるための機能又は重大事故等に對処するため必要な機能を有する電気及び機械設備に②影響を与える消火設備とする。該設備として、火災発生時の原子炉又は機器の影響によって活動が困難となるところは、自動消火設備又は中央制御室で手動操作可能な固定式消火設備であるスプリンクラー(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、全城ハロゲン消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、局所ハロゲン消火設備、ケーブルトレース消火設備、エアロゾル消火設備、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、水槽警報装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、フロアケーブルダクト内消火設備(「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置(「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」(以下同じ。))、遮断給水装置と行う設計とし、火災発生時の原子炉又は機器の影響により消火行動が困難とならないところは、自動消火設備である海水ポンプの二極化海水消防設備並びに可動型の消火器は消火台により消火を行へ設計とする。一 スプリンクラーは、消火対象が施設内に入ると音とし、動作後は消火	本設計が附「f」消火設備に対する自然現象の考慮は PGS-添1-1-p-38 を再掲。

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

- 03-添 1-1-p-39 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

〔資料1-1〕発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文) 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出口との距離が1m以上あるときには、感知器と空気吹出口との水平距離1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出口は空気が吹き出されているときに、その向き出しが方向逆方向について、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>ただし、(1)から(3)に示す火災区域又は火災区画は、上記とは異なる火災感知器を組み合わせて設置する設計とする。</p> <p>感知器等を設置できる取付け面なく、有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できる取付け面なく、有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ホ、液体操作業の計画設備において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人顔及び集団顔量が、法令で定める基準度を超える又は発電所の1年間の集団顔量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法規則第23条第4項に基づく条件で設置する方法とし、これでない場合は、火灾警報又は火災警報において感知器等を適切な場所に設置することにより、設備場所において発生する火災をも早く確実に感知できる設計とする。</p> <p>屋内エリアは、火災による煙に周囲に広がり、感知器はによる火災感知は困難であることから、アトロガ式の熱感知器とアトログ式の火災感知器を選定する。</p> <p>感知器等、重大事故対応施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるように感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋外に係する取付け面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できる取付け面なく、有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ホ、液体操作業の計画設備において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人顔及び集団顔量が、法令で定める基準度を超える又は発電所の1年間の集団顔量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>	<p>設置許可申請書(本文) 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>23条第4項に従い、換出装置については取付け面において求める火災区域内部の感知器の機能及び火災感知設備の感知器及び感知器と感應する技術の規格を定める旨を第18条までに定める感知性能に係る技術の規格により設置するとともに、製作物を下回するための方策を講じる設計とする。また、感知器の面積が小さく、隙接感知区域、感知器があるときには、一定の範囲を設置として、感知器の設置面から換気口までの距離が1m以上あるときには、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口までの距離が1.5mを下回る位置において、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>また、感知器等又は保守点検における作業員の被ばくを考慮した場合、以下の(i)、から(ii)に該当する場合は、感知器等を水災防護柵基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付け面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できる取付け面なく、有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ホ、液体操作業の計画設備において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人顔及び集団顔量が、法令で定める基準度を超える又は発電所の1年間の集団顔量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	<p>設置許可申請書(本文) 設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>23条第4項に従い、換出装置については取付け面において求める火災区域内部の感知器の機能及び火災感知設備の感知器及び感知器と感應する技術の規格を定める旨を第18条までに定める感知性能に係る技術の規格により設置するとともに、製作物を下回するための方策を講じる設計とする。また、感知器の面積が小さく、隙接感知区域、感知器があるときには、一定の範囲を設置として、感知器の設置面から換気口までの距離が1m以上あるときには、感知器と空気吹出口との水平距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口までの距離が1.5mを下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>また、感知器等又は保守点検における作業員の被ばくを考慮した場合、以下の(i)、から(ii)に該当する場合は、感知器等を水災防護柵基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>イ、取付け面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>ロ、障害物等により有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ハ、水蒸気が多量に滞留する場所</p> <p>二、感知器等を設置できる取付け面なく、有効に火災の発生を感じ取れない場所</p> <p>ホ、液体操作業の計画設備において、感知器等の設置又は保守点検時ににおける作業員の個人顔及び集団顔量が、法令で定める基準度を超える又は発電所の1年間の集団顔量を超過するおそれのある場所</p> <p>以上より、上記のイ、からホ、に該当する場所は、感知器等を消防法規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 による設置が想定される。このため、火災感知器の取締を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。 <中略>	設計及び工事の計画 該当事項 場所として、海水管トネルは感知器を測定法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を直前ににおいてある火災区域内の感知器の初期設置及び火災感知器の感知器及び発信機に係る構造上の規格を定める省令第12号から第18条までに定める感知性能と同等以上の方針により設置する設計とし、燃料油貯蔵タンク及び重油タンクは感知器等を用いた火災の早期检测に有効な取扱場所に設置する設計とする。	設計及び工事の計画 (2) 大災の感知及び消火 <中略> ただし、燃料取扱用ビットエリアは、当該ビットエリアにおいて水漏れされた場合でも、同一火災区域及び隣接火災区域に設置されている設計基準対象部が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重火候等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するため必要となる機能を損なわれないことから、火災感知設備及び消火設備を設置しながら、設計とする。	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 による設置が想定される。このため、火災感知器の取締を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。 <中略>	設計及び工事の計画 該当事項 規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水槽で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早い段階で感知できることから、火災区域又は火災区域において感知器等を明確な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をも早く確実に感知できる設計とする。	設計及び工事の計画 規則第23条第4項の適用対象でない場外は、火災別護上重要な機器等、重大事故対応及び水槽となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八) 該当事項 屋外エリアは、火災による桶は周間に広がり、感知器によると火災感知器は壁であることから、アナログ式の感知器とアナログ式でない感知器を選定する。	設計及び工事の計画 感知器は、アナログ式の火災感知器の取扱の影響による感知器が想定される。このため、火災感知器の取扱を防止する観点から、アナログ式でない火災感知器を選定する。	設計及び工事の計画 火災感知器の発生する火災がある場所は、火災感知器の爆発を防止するため、アナログ式でない防爆型の火災感知器を設置する。	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)
	(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の感知器とアナログ式の感知器を設置する設計とする。ただし、比較的の量の原子炉格納容器ルーム及び加圧器室の感知器は、燃料棒による火感知器の故障を防止するため、アナログ式でない感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約66°C以下)より高い温度で作動するものを選定することで、動作を防止する設計とする。	(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の感知器とアナログ式の感知器を設置する設計とする。ただし、比較的の量の原子炉格納容器ルーム及び加圧器室の感知器は、燃料棒による火感知器の故障を防止するため、アナログ式でない感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約66°C以下)より高い温度で作動するものを選定することで、動作を防止する設計とする。	(1) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の感知器とアナログ式の感知器を設置する設計とする。ただし、比較的の量の原子炉格納容器ルーム及び加圧器室の感知器は、燃料棒による火感知器の故障を防止するため、アナログ式でない感知器は、原子炉格納容器内の通常時の温度(約66°C以下)より高い温度で作動するものを選定することで、動作を防止する設計とする。	設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書(添付書類八)の記載について適正化を実施する。
	(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネルの温度を有する運動させる加熱器等を設置しないことで、動作を防止する設計とする。	(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネルの温度を有する運動させる加熱器等を設置しないことで、動作を防止する設計とする。	(2) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。熱を感知できる光ファイバーケーブルは、海水管トンネルの温度を有する運動させる加熱器等を設置しないことで、動作を防止する設計とする。	- 03-添1-1-p-142 -
	(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防爆型の感知器とアナログ式でない感知器を設置する設計とする。アナログ式でない感知器は、燃料油貯蔵タンク及び重油タン	(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防爆型の感知器とアナログ式でない感知器を設置する設計とする。アナ	(3) 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアは、タンク内部の燃料が気化することを考慮し、アナログ式でない防爆型の感知器とアナログ式でない感知器を設置する設計とする。アナ	- 03-添1-1-p-142 -
				記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>ノンカの温度を有する熱源を設置しないことで、動作を防止する装置とする。アナログ式でない物質の感知器は、外光が当たることで、動作を防止する装置とする。</p>	<p>設置及び工事の計画 案当事項</p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域のうち玄関部の火災感知設備の設計 火災感知設備は火災区域又は火災区域における放熱、吸熱面高さ、湿度、空気中の環境条件、予想される火災の状況、火災の初期に燃え広がる火災の初期を警報し、火災を早期に感知できるよう、監視の信号を発するアナログ式の感知器、アナログ式の感知器ではなく、炎が発する赤外線や微波を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性がある感知器から異なる種類の大感知器を組合せて設置する設計</p> <p>アナログ式の感知器は熱が感知する場所には設置せず、アナログ式の感知器は動作温度より高い温度で動作するものを選定する。ことで、動作を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない感知器の動作を防止するため、アナログ式でない感知器を室内に設置する場合は、外光が当たらず、高反射物体が近傍にない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽の影響を防ぐ光板の設置や防水型を採用する設計とする。 <説明></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p>(4) 燃料取扱用水ヒットエリヤ <中略> ただし、燃料取扱用水ヒットの側面と底面は金属に覆われており、ヒット内は水で満たされていること、燃料取扱用水ヒットエリヤは、可燃物を置かず、燃やさない設計とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、燃料取扱用水ヒットエリヤには、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(5) 復水ヒットエリヤ 復水ヒットエリヤの側面と底面は金属に覆われており、ヒット内で漏れていていること、復水ヒットエリヤは、可燃物を置かず、発火源がない設計とするところから、火災が発生するおそれはない。 したがって、復水ヒットエリヤには、火災感知器を設置とする。</p>	<p>備合室</p> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>設置及び工事の計画の基本設計方針「1-1-2 火災の感知及び消火」 P03-添1-1-1-15を用意。</p> <p>- 03-添1-1-1-43 -</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考			
	<table border="1"> <tr> <td>設置許可申請書(本文)</td> <td>設置許可申請書(本文)裏面 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 備考</td> </tr> <tr> <td>1.7.2.3.1.3 火災受信機器</td> <td> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機器は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中止制御部において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタににおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設ける。 屋外の大気感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水流の影響を受けた場合にも、早期に取扱を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の大火感知設備の設計 <中略> 大火感知設備のうち火災受信機器は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるマクロ式受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタにおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計 <中略> 火災感知設備は、外部電源喪失時は全交流動力遮断装置が切替される際にも火災感知設備は、火災感知機能として、常時監視できるデータセル充電池又は蓄電池から電力を供給開始されるまでに必要な容量を有した消防栓が開設する。 火災感知設備は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。この蓄電池は、火災感知設備又は火災感知装置は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)裏面 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 備考	1.7.2.3.1.3 火災受信機器	<p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機器は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中止制御部において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタににおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設ける。 屋外の大気感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水流の影響を受けた場合にも、早期に取扱を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の大火感知設備の設計 <中略> 大火感知設備のうち火災受信機器は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるマクロ式受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタにおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計 <中略> 火災感知設備は、外部電源喪失時は全交流動力遮断装置が切替される際にも火災感知設備は、火災感知機能として、常時監視できるデータセル充電池又は蓄電池から電力を供給開始されるまでに必要な容量を有した消防栓が開設する。 火災感知設備は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。この蓄電池は、火災感知設備又は火災感知装置は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文)裏面 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 備考				
1.7.2.3.1.3 火災受信機器	<p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計上上の考慮 火災感知設備のうち火災受信機器は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中止制御部において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタににおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設ける。 屋外の大気感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水流の影響を受けた場合にも、早期に取扱を行うことにより性能を復旧する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の大火感知設備の設計 <中略> 大火感知設備のうち火災受信機器は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるマクロ式受信機とし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対する融合を考慮して、緊急制御所及び監視モニタにおいても中央制御室における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(1) 大火感知設備 a. 大火感知上重要な機器等又は重大事故対応施設(所内常設直流电源設備(3系統目)及びその直路を除く。)を設置する大火区域又は火災区域の大火感知設備の設計 (c) 大火感知設備の設計 <中略> 火災感知設備は、外部電源喪失時は全交流動力遮断装置が切替される際にも火災感知設備は、火災感知機能として、常時監視できるデータセル充電池又は蓄電池から電力を供給開始されるまでに必要な容量を有した消防栓が開設する。 火災感知設備は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。この蓄電池は、火災感知設備又は火災感知装置は、全交流動力遮断装置失時ににおいても火災の感知が可能となるよう、消防栓又は蓄電池を設けた。</p>				

 記載の適正化 |

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p style="text-align: center;">変更前</p>	<p style="text-align: center;">変更後</p> <p>記載の適正化</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設計及び工事の計画 該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性
計画許可申請書(添付書類八) 該当事項 並に②施設の構造が大きく警報を発する設計とする。	計画許可申請書(添付書類八) 該当事項 を適用する。	本設計方針「(b) 固定式ガス消火設備の退出警報」は、P03-添1-1-v-18を元地。
大規模な離島化改修計画箇所、ブロードバンド等の導入ができるよう警報を充てる設計とする。 ②施設員が他の導入者の退出ができるよう警報を充てる設計とする。	は、設置計画申請書(本文)の記載によることから、P03-添1-1-v-18を元地。	は、設置計画申請書(本文)の記載によることから、P03-添1-1-v-18を元地。
b. 消火設備の系統構成 (b) 系統分離に応じた独立性 火灾防護対象機器及び火災警報対象ケーブルの相互の系統分離を行ったために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全般・ゾーン消火設備、局部消火設備、二輪点検兼消火設備、ケーブルトライ消火設備及びクローケーブルアラームト消火設備は、動作機器の逐一設置を想定したスプリングラーの子作動時の多重化又は火災警報対象機器の多段階ごとに消火設備を設置することによって、系統分離に応じた独立性を有する設計とする。	設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 系統分離に応じた独立性」はP03-添1-1-v-18を元地。	設計及び工事の計画の基本設計方針「(b) 系統分離に応じた独立性」はP03-添1-1-v-18を元地。
a. 消火設備の消火栓の容量 1.7.2.3.6 消火用水の最大放水量の確保 [1.7.1.3.2.8 消火用水の最大放水量の確保]の基本方針を適用する。	<中略> 過水用栓や溢流水のある淡水タンク(「1・2・3・4号機共用」(G1下回し)、池塘等)より淡水タンクが使用できない場合に使用する海水バッファータンク(「3・4号機共用」(以下同じ))は、スプリングラーナーの最大放水量で、海水を2時間離脱した場合の水量(360m ³)を確保する設計とする。 屋内消火栓及び屋外消火栓の容水量は、消防法施行令に基づき設計する。なお、屋外消火栓に於いては、屋内消火栓に要求される放水量以上の容水量を確保するよう設計する。	設計及び工事の計画の基本設計方針「a. 消火設備の容量」はP03-添1-1-v-18を元地。
b. 消火設備の系統構成 (c) 消火用水の優先供給 火災発生時において、消火用水供給系は、所内用消火栓系と並用しない運用により、消火を優先する設計とする。具体的には、「a. 消火設備の放水量」により、消火用水バッファータンクには、「a. 消火設備の放水量」に示す最大放水量に対して十分な容積を確保し、必要に応じて所内用消火栓系を離脱等の運用により、消火を優先する設計とする。	1.7.2.3.2.7 消火用水の優先供給 [1.7.1.3.2.9 消火用水の優先供給]の基本方針を適用する。	設計及び工事の計画の基本設計方針「(c) 消火用水の優先供給」はP03-添1-1-v-18を元地。
所内用消火栓系と共用しない消火を優先する設計並びに 水槽及びポンプは多重性又は多機能を有する設計とする。	1.7.2.3.2.8 消火用水供給系の多重性又は多機能の考慮	- 03-添1-1-v-47 -

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>1.7.1.3.2.3. 消火栓水供給系の多重性又は多様性の充満の基本方針を適用する。</p> <p>設置許可申請書(本文) 該当箇所 設計及び工事計画の基 本設計方針(「a」消火用 水供給系の多重性又は多 様性)による設置は、 ①消火栓水ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)及び廃棄物 廃消火栓ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)の設置による多様 性並びに複数である淡水タンク2基の設置による多様性を有する設計とす る。 また、地盤等により淡水タンクが他用できない場合に備え、2台の消防 パックアップポンプ(1・3・4号機共用)(以下同じ。)、6基の海水バック アップタワーの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉冷却容器器スライド設備は、地盤等により淡水タンクが他用できな い場合に備え、2台の多槽性を行子換熱器アーバーがシングル基の燃料收 管用ホリックを設置する設計とする。核的機器である燃料取替ホリックト は、原子炉冷却容器スライド設備による消火問題を考慮した容赦とする。</p> <p>d. 消火設備の配置上の考慮 (e) 消火栓の配置 大火災時に重要な機器等又は重大事務等に対する施設を設置するが災区城又 は火災区域内に設置する消火栓は、②消防法施行令に準拠し、屋内消火栓又は 屋外消火栓を設置する。</p> <p>g. その他 (a) 移動式消火装置(1・2・3・4号機共用、3号機に保管)(以下 同じ。) 移動式消火装置は、複数の火災を想定した消防活動可能な水槽を有し、 機動性のある化学消火剤車及び空消防自動消火栓又は罐の場合は 備え、予備を1台配置する設計とする。</p> <p>移動式消火設備を配備する設計とする。</p> <p>1.7.3.2.10. 消火栓の配置 1.7.1.3.2.12. 消火栓の配置</p> <p>1.7.3.2.15. 移動式消火設備の配置 1.7.1.3.2.17. 移動式消火設備の配置</p> <p>1.7.3.2.4. 憲定火災の性質に応じた消火剤の充量 1.7.1.3.2.6. 憲定火災の性質に応じた消火剤の充量</p> <p>消火設備の消火剤は、想定される火災の性質(危険な温度変化、燃の濃度 の上昇、紫外線の作用)に応じた十分な充量を配備するために、スプリン クラー、全域ハロゲン消火設備、局部ハロゲン消火設備、二極化ガス消火設備、 水噴霧消火設備及びフレキシブルド消火設備については消防法施行 規則に基づく消火剤を配置する設計とする。 また、ケーブルトイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確 認した純度の消火剤以上となる容量以上を確保するよう設計する。エア ロゾル消火設備の消防剤は、UL275(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防新規以上となる容量以上 を確保する設計とする。送給放水装置は、試験により最大対象空間全般に放 水可能なよう設計する。</p> <p>設計及び工事計画の基 本設計方針(「a」消火用 水供給系の多重性又は多 様性)による設置は、 ①消火栓水ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)及び廃棄物 廃消火栓ポンプ(1・2・3・4号機共用)(以下同じ。)の設置による多様 性並びに複数である淡水タンク2基の設置による多様性を有する設計とす る。 また、地盤等により淡水タンクが他用できない場合に備え、2台の消防 パックアップポンプ(1・3・4号機共用)(以下同じ。)、6基の海水バック アップタワーの設置により多重性を有する設計とする。 原子炉冷却容器器スライド設備は、地盤等により淡水タンクが他用できな い場合に備え、2台の多槽性を行子換熱器アーバーがシングル基の燃料收 管用ホリックを設置する設計とする。核的機器である燃料取替ホリックト は、原子炉冷却容器スライド設備による消火問題を考慮した容赦とする。</p> <p>設置許可申請書(本文)の 設計及び工事計画の基 本設計方針(「c」消火栓 の配置)は、P03-添1-1- 20を再掲。</p> <p>設計及び工事計画の基 本設計方針(「a」移動式 消火設備)は、P03-添1-1- 20を再掲。</p> <p>a. 消火設備の消火剤の充量 道火設備の消火剤は、想定される火災の性質(危険な温度変化、燃の濃度 の上昇、紫外線の作用)に応じた十分な充量を配備するために、スプリン クラー、全域ハロゲン消火設備、局部ハロゲン消火設備、二極化ガス消火設備、 水噴霧消火設備及びフレキシブルド消火設備については消防法施行 規則に基づく消火剤を配置する設計とする。 また、ケーブルトイ消火設備の消火剤は、実証試験により消火性能を確 認した純度の消火剤以上となる容量以上を確保するよう設計する。エア ロゾル消火設備の消防剤は、UL275(Fixed Condensed Aerosol Extinguishing System Units)で要求された消防新規以上となる容量以上 を確保する設計とする。送給放水装置は、試験により最大対象空間全般に放 水可能なよう設計する。</p> <p>- 03-添1-1-2-48 -</p>	<p>記載の適正化</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項 <中略>	整合性	備考
1.7.2.3.12 管理区域内外への放出消火栓の放出防止 [1.7.1.3.2.14 管理区域内からの放出消火栓の放出防止]の 基本方針を適用する。	d. 油火設備の配置上の考慮 (b) 管理区域内外への放出消火栓の放出防止 管理区域内外への放出防止するため、各フロアの上部や配管による回取 し、液体危険物処理設備を処理する設計とする。	d. 油火設備の配置上の考慮 (a) 本件は、上記二次の影響の考慮 ③スクリューフルーティングは、消防栓のスクリューヘッド採用、ケーブルレイ イへのシール技術により、火災が発生しない。火災発生重要な機器及び 重大事故等対応施設が、火災の火災、熱による直撃が影響並びに燃 出点火、断線及び爆発の一次の影響を受けない設計とする。 ③金庫などによる油火設備、屋内ヨコノ池式油槽、二重化した油火設備及び アセチレンダクト油火設備は、電気絕縁性の高い油火栓用、ケーブルレイ イが発生しない火災防護等重要な機器等及び重大事故等対応施設が、火災 の火災、熱による直撃が影響並びに燃、逃げ油栓、断線及び爆発の一次の 影響を受けない設計とする。 ③ケーブルレイ油火設備及びエアロゾル消火設備は、電気绝縁性が高く、消 火栓の採用、ケーブルレイ内又は電気室内に消火栓を設める設計により、 火災が発生していない火災防護等及び重大事故等対応施設が、 火災の火災、熱による直撃が影響並びに燃、逃げ油栓、断線及び爆発の一 次の影響を受けない設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 管理区 域内外からの放出消火栓の 放出防止」は PG3-3-1-p-21 を再掲。
1.7.2.3.2.3 大災に対する二次の影響の考慮 [1.7.1.3.2.5 大災に対する二次の影響の考慮]の 基本方針を適用する。	d. 油火設備の配置上の考慮 (a) 本件は、上記二次の影響の考慮 ③スクリューフルーティングは、消防栓のスクリューヘッド採用、ケーブルレイ イへのシール技術により、火災が発生しない。火災発生重要な機器及び 重大事故等対応施設が、火災の火災、熱による直撃が影響並びに燃 出点火、断線及び爆発の一次の影響を受けない設計とする。 ③金庫などによる油火設備、屋内ヨコノ池式油槽、二重化した油火設備及び アセチレンダクト油火設備は、電気絶縁性の高い油火栓用、ケーブルレイ イが発生しない火災防護等重要な機器等及び重大事故等対応施設が、火災 の火災、熱による直撃が影響並びに燃、逃げ油栓、断線及び爆発の一 次の影響を受けない設計とする。 ③ケーブルレイ油火設備及びエアロゾル消火設備は、電気絶縁性が高く、消 火栓の採用、ケーブルレイ内又は電気室内に消火栓を設める設計により、 火災が発生していない火災防護等及び重大事故等対応施設が、 火災の火災、熱による直撃が影響並びに燃、逃げ油栓、断線及び爆発の一 次の影響を受けない設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(a) 大災に よる二次の影響を受ける 施設に必要な影響を及ぼさない よう④設置し。」 1.7.2.3.2.9 通水装置の定期検査 金交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、 作動に電池が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時にても設 備の作動に必要な電源が確保される設計とする。	設計及び工事の計画の基 本設計方針「(b) 消火設備 の定期検査における定期検査 実施日における定期検査を実施する。」 c. 油火設備の定期検査 ディーゼル消火ポンプは、外部電源喪失時は全交流動力電源喪失時にも 起動できるよう、ボンベに接続する安全弁によりボンベの圧力を防止する設 計とする。
1.7.2.3.2.9 通水装置の定期検査 金交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、 作動に電池が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時にても設 備の作動に必要な電源が確保される設計とする。	1.7.2.3.2.9 通水装置の定期検査 金交流動力電源喪失時の電源確保を図るとともに、 作動に電池が必要な消火設備は、全交流動力電源喪失時にても設 備の作動に必要な電源が確保される設計とする。	記載の適正化	- 03-添1-1-p-49 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(該当事項)</p> <p>ただし、消防水バッファップはアブは、代替電源から安逸することで、全交流動力喪失においても機能を失わない設計とする。</p> <p>1.7.2.3.2.8 消火設備の故障警報</p> <p>1.7.1.3.2.10 消火設備の故障警報の基本方針を適用する。</p> <p>出火警報又は []に該当する設計とする。</p> <p>1.7.3.2.13 液火用の照明器具</p> <p>1.7.1.3.2.15 液火用の照明器具の基本方針を適用する。</p> <p>火災等の自然現象の考慮</p> <p>火災警報設備及び消火設備は、以下に示す地震等の自然現象を考慮し、機能を維持する設計とする。</p> <p>1.7.2.3.3.1 避結防止装置</p> <p>1.7.1.3.3.1 機械防護装置の基本方針を適用する。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(該当事項)</p> <p>消防水バッファップ及び原子炉格納容器ストレーブル設備は、非常用遮断においても機能を失わない設計とする。</p> <p>スブリクター、金庫ハロジン火設備、局所ハロジン消火設備、二極化吸収消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、ファーケーブルタクト消火設備及び遠隔放水装置は、外部電源喪失時又は全交流動力喪失時にも設備の動作に必要な電源が蓄電池により確保される設計とする。</p> <p>6. 消火設備の警報</p> <p>(a) 消火設備の故障警報</p> <p>ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、乾燥物庫消火ポンプ、消火水泵ポンプ、金庫ハロジン消火設備、スプリングラバー、二極化吸収消火設備、ケーブルトイ消火設備、エアロゾル消火設備、水噴霧消火設備、ファーケーブルタクト消火設備及び遠隔放水装置は、蓄電異常の該當箇所を[]に該当する設計とする。</p> <p>8. その他</p> <p>(b) 液火設備の故障警報</p> <p>液体火警報消火栓ポンプ、金庫ハロジン消火設備及び設置場所への移動、20分間以上の容量を有する蓄電池を内蔵する照明器具を設置する。</p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p><出火></p> <p>火災警報は火災警報の火災感知設備及び消火設備は、地震時及び地震後ににおいても、火災警報装置の重要機能等の機能クラス及び重大事故対応施設の区分ごとに、機能を保持する設計とする。具体的には、機器の構造強度の確認、加熱試験又は解剖・評議による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知設備及び消火設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(2) 液火設備</p> <p>f. 液火設備に対する自然現象の考慮</p> <p>(a) 避結防止装置</p> <p>外気温度が約0°Cで低下した場合に、屋外の消火栓を閉鎖する目的として、屋外消火栓を閉鎖し通水する運用を定め、気温の低下における消火設備の機能及び性能を維持する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(該当事項)</p> <p>消防水バッファップはP03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設置計画申請書(本文)</p> <p>本設計方針「(a) 消火設備の故障警報」はP03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設置計画申請書(本文)</p> <p>本設計方針「(b) 液火用の照明器具」はP03-添1-1-e-22を再掲。</p> <p>設置計画申請書(本文)</p> <p>本設計方針「1. 1. 2 火災の感知及び消火」はP03-添1-1-e-37を再掲。</p> <p>- 03-添1-1-e-50 -</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

設置許可申請書(本文)	設計及び工事の計画、箇と事項	監査性	備考
1.7.2.3.2 風水害対策(添付書類④)該当事項 1.7.1.3.2 風水害対策の基本方針を適用する。	(b) 風水害対策 ディーゼル消火ポンプ、電動消火ポンプ、液剤槽消火ポンプ、液剤槽消火設備、局所ハシゴ消火設備、全般ハシゴ消火設備、局所ハシゴ消火設備、二輪化供奉消火設備(ディーゼル発電機)、ケーブルトイ消火設備、エアーポン消火設備、水噴霧消火設備、フロアターブルダクト消火設備及び遠隔防水装置は、風水害により機能及性能が阻害されないよう、屋内に設置する。 屋外に設置する消防設備は、風水害により機能及性能が阻害されないよう、浸水防止対策を講じる設計とする。	38 を再掲。 設計及び工事の計画の基本方針(「(b) 風水害対策」は PGS-添1-1-p-38 を再掲。)	
1.7.2.3.3 地盤対策 (1) 地盤対策 屋内の重大事故等対応施設を設置する火災区域又は火災区域の大災害感知器及び消火設備は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。具体的には、加速度検出・解析・評価により、要求された機能が維持されることを確認する設計とする。 屋外の重大事故等対応施設を設置する火災区域の大災害感知器は、施設の区分に応じて機能を維持できる設計とする。 火災区域又は火災区域のうち消火器は、隣接による消防警報対策により損傷に伴う火災が発生した場合においても、重大事故等に対する機能が維持される設計とする。	1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略> 火災区域又は火災区域の大災害感知器及び消火設備は、地震時及び地震後ににおいても、火灾防護上重要な機器等の耐震グレード及び重大事故等対応施設の区分に応じて、機能を維持する設計とする。具体的には、機器の耐震強度の確認、加速度検出・解析・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火灾感知器及び消火設備としての機能が保持される設計とする。	1. 1. 2 火災の感知及び消火 <中略>	
1.7.1.3.3(2) 地盤変位対策の基本方針を適用する。	(2) 消火設備 1. 消火設備に対する自然現象の考慮 (c) 地盤変位対策 消火配管は、地盤間に於ける地盤変位対策として、建屋接続部には接続手段を採用することとともに、地盤化又はトンネル内に設置する。 また、建屋外部から建屋内部の消火栓に給水することができる給水管口を建屋に設置する。	設計及び工事の計画の基本方針(「(c) 地盤変位対策」は PGS-添1-1-p-38 を再掲。)	②1. 大火防護設備の基本設計方針 1. 1 設計基準対象施設及び重大事故等対応施設 1. 1. 1 大災害防止対策 (1) 大災害の発生防止対策 = 03-添1-1-p-51 =

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(該当事項)</p> <p>火災区域又は火災区域の火災の影響を軽減するために、防火ダンパーを設置する。</p> <p>換気空調設備は、隣接への放射性物質の放出を防ぐために、排気筒に繋がるダンパーを閉止し隔壁でできる限りの設置とする。</p> <p>e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>運送自常點する火災防御室は、建蔽基準法に準拠した容積の排煙設備により、火災発生時の煙を排氣する設計とする。</p> <p>電気ケーブルが密接するフロアーブルックトは、自動消防設備であるプロテクタブルダクト消火装置により火災発生時の煙の発生が抑制される。とから、煙の排気は不要である。</p> <p>f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策</p> <p>火災区域又は火災区域に設置する油タンクは、油タンク内で発生するガスを換気空調設備による排気又はヘント管により屋外へ排気する設計とする。</p> <p>2. 主要対象設備</p> <p>2. 1 設計基準対象施設及び重大事故専門施設</p> <p>火災防災設備の対象となる主要な設備について、「表1 火災防護設備の主要設備リスト」に示す。</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置計画申請書(該当事項)</p> <p>本設計方針 d. 换気空調設備に対する火災の影響軽減のための対策」は、P03-添1-1-p-28を再掲。</p> <p>本設計方針「e. 煙に対する火災の影響軽減のための対策」は、P03-添1-1-p-28を再掲。</p> <p>本設計方針「f. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は、P03-添1-1-p-28を再掲。</p> <p>本設計方針「i. 油タンクに対する火災の影響軽減のための対策」は、P03-添1-1-p-28を再掲。</p>	<p>記載の適正化</p> <p>- 03-添1-1-p-63 -</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性】

変更前	変更後	備考												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(本文)</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災及び防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災防護機能を有する機器を有する設備を設置する区画を火災区域及び火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>②火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災及び防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災防護機能を有する機器を有する設備を設置する区画を火災区域及び火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>②火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p>			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(本文)</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</td> <td style="width: 10px; vertical-align: top; padding: 5px;">設置許可申請書(添付書類A) 該当事項</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="padding: 10px;"> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>③火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> </td> </tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>③火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p>			<p>記載の適正化</p>
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項												
<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>a. 設計基準対象施設</p> <p>①火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災及び防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災防護機能を有する機器を有する設備を設置する区画を火災区域及び火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>(1) 火災発生防止</p> <p>a. 火災の発生防止対策</p> <p>発火性又は引火性物質に対する火災の発生防止対策は、火災区域又は火災区域に設置する開船船又は燃料船を内包する設備及びその周辺を対象とする。</p> <p><中略></p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備に対する影響範囲を考慮して、火災区域又は火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>②火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p>														
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項	設置許可申請書(添付書類A) 該当事項												
<p>又、その他発電用原子炉の附属施設の構造及び設備</p> <p>(3) その他の主要な項目</p> <p>(i) 火災防護設備</p> <p>n. 設計基準対象施設</p> <p>③火災防護設備は、火災区域及び火災区域を考慮して、火災並びに火災の影響範囲の機能を有するものとする。</p> <p>10. その他発電用原子炉の附属施設</p> <p>10.5 火災防護設備</p> <p>10.5.1 設計基準対象施設</p> <p>10.5.1.1 概要</p> <p>原寸モデル施設内の火災区域及び火災区域に設置される、安全機能を有する機器、系統及び機器を火災から防護することを目的として、火災の発生時、火災の警報及び火災に対する影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p> <p>火災の発生防止は、発火性又は引火性物質等に対して火災の発生防止対策を講じるほか、</p> <p>水素に対する換気及び</p> <p>水素に対する燃料及び</p> <p>水素を内包する設備である蓄電池、気体供給物処理設備、体積制御シングルポンプ等に対応する設備により、火災の影響範囲の予測を考慮した火災防護設備とする。</p>														

備考

本文(3)(3)(i)火災防護設備(03-添1-1-k-1~■)はD.B., S.A.を合して整理している。

本文(3)(3)(i)n. 設計基準対象施設(03-添1-1-x-1~■)ではD.B.について対比している。

本文(3)(3)(i)n. 設計基準対象施設(03-添1-1-x-1~■)ではD.B.について対比している。

本文(3)(3)(i)n. 設計基準対象施設(03-添1-1-x-1~■)ではD.B.について対比している。

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

変更前		変更後		備考
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	
<p>漏えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 水災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち感知部位は、火災区域又は火災区域ににおける0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、湿気、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p> <p>火災の影響度は、火災区域又は火災区域における0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、湿気、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p> <p>漏えい検知対策、</p> <p>電気系統の過電流による過熱、焼損の防止対策等を行う。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 水災の感知及び消火</p> <p>a. 火災感知設備</p> <p>火災感知設備のうち感知部位は、火災区域又は火災区域ににおける0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、湿気、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p> <p>火災の影響度は、火災区域又は火災区域における0.1度熱感度を行ふ機械装置による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.1.2 火災の感知及び消防</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. フロア上屋など建築物又は屋外車庫等専用施設(防火戸等設置施設)(3系統目)及びその確略を示す。)を設置する火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定(製作割の割合及び組合せ)</p> <p>火災感知設備のうち感知部位は、火災区域又は火災区域ににおける0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p> <p>火災の影響度は、火災区域又は火災区域における0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p>	<p>は、多量化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1.1.2 火災の感知及び消防</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. フロア上屋など建築物又は屋外車庫等専用施設(防火戸等設置施設)(3系統目)及びその確略を示す。)を設置する火災区域の火災感知設備の設計</p> <p>(a) 火災感知器の選定(製作割の割合及び組合せ)</p> <p>火災感知設備のうち感知部位は、火災区域又は火災区域ににおける0.1度熱感度、既往熱感度、湿度、空気流等の環境条件や火災の性質を考慮して、アーログ式の感知器、アナログ式の熱感知器又はアーログ式でない熱感知器から構成する②地盤の2種類の感知器を組み合わせて設置することを基本とします。</p> <p>火災の影響度は、火災区域又は火災区域における0.1度熱感度を行ふ機械装置による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>は、多量化した空調機器による機械換気を行い、水素濃度を燃焼限界濃度未満とするよう設計する。</p> <p>火災の発生防止対策を講じる運用とする。</p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災の発生防止における水素漏えい検知は、蓄電池室及び体積制御タンク室に水素濃度検知器を設置し、水素の燃焼限界濃度の4%volの1/4以下の濃度にて中央制御室又は[]に警報を発する設計とする。</p> <p><中略></p>	<p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	整合性	備考	
		<p>(b) 大災感知器の設置方法</p> <p>上記の (a) 火災感知器の選定、製作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第 23 条第 3 項に従い、検出装置部については同項において求められる火災区域の感知器の構造性能及び火災報知機に係る技術上の規格を定める旨含む第 12 条から第 18 条までの規定による設置する方法とする。</p> <p>また、感知器と空気吹きき出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法については、火災感知器支障がないことを確認した上で、以下の i. から iv. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 感知器の面積が小さく、隣接感知領域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知領域の設置を行わない方法。 ii. 感知器の設置面から空気吹き出し口までの距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹きき出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 <p><中略></p> <p>(c) 大災感知設備の設計上の考慮</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、感知器等の設置場所を 1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、半自動測定室において常時監視できることとする。</p> <p><中略></p>			
		<p>10.5.1.3 主要設備</p> <p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域内における放射線、重力面高さ、温度、湿度、空気流速の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発するアナログ式の感知器、アナログ式の感知器又はアラロ式でない感知器から異なる種類の感知器を組み合せて、以下の通り設置する計とする。</p> <p>(1) 一般エリア</p> <p>一般エリアには、アナログ式の感知器（一部 1 号、2 号、3 号及び 4 号専用）、アナログ式の感知器（一部 1 号、2 号、3 号及び 4 号共用）又はアラロ式でない感知器を組み合せて設置する設計とする。</p>			
中央制御室と専用監視室に感知器を設置する設計とする		<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八)該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>	<p>る設計とする。各感知領域においては、感知器を検出距離より優先して選択するものとする。</p> <p>(b) 大災感知器の設置方法</p> <p>上記の (a) 火災感知器の選定、製作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第 23 条第 4 項に従い、感知器等は原則的に明示された火災区域内の感知器の構造性能及び火災感知部の感知器及び伝信機に係る技術上の規格を定める旨第 12 条から第 18 条までに定める感知性能並等以上の方法により設置するとともに、製作動を防止するための方策を講ずる設計とする。また、感知器の設置方法についてでは、感知器が感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iv. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> i. 感知器の面積が小さく、隣接感知領域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知領域の設置を行わない方法。 ii. 感知器の設置面から空気吹き出し口等の空気吹き出し口までの距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 iii. 空気吹き出し口から水平に空気が吹きき出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 <p><中略></p> <p>b. 上記 a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知器の設計</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は火災区域又は火災区域内における放射線、重力面高さ、温度、湿度、空気流速の環境条件。<u>予想される火災の性質(燃焼温度変化率、燃焼の難易度の異、並外れた熱の発生)</u>については原則においてかかる火災区域内の感知器の構造性能及び伝信機に係る技術上の規格により設置するが、感知器と空気吹き出し口等の空気吹き出し口までの距離が 1m 以上あるよう、固有の信号を発するアラロ式の感知器、アナログ式の感知器、アナログ式でない感知器が感知に支障がないが、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に干渉する瞬間遅延がなく、火災の早期感知に繋がる感知器を設置する設計とする。</p> <p>アラロ式の感知器は蒸気等が充満する場所には設置せず、アナログ式の感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定する。ことで、製作動を防止する設計とする。</p> <p>アナログ式でない感知器の製作動を防止するため、アナログ式でない感知器を専門に設置する場合は、外光が当たらず、高温物体が近傍にない場所に設置することとし、屋外に設置する場合は、視野角への影響を考慮した太陽の影響を防ぐ遮光板の設置や防水型を採用する設計とする。</p> <p><中略></p>		
		<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(添付書類八)該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 該当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p>			
				記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)	
				記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類八)該当事項	設計及び工事の計画 該当事項	適合性	備考
		<p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区域外の大災告知装置及び消防大設備は、火災延焼防火構造上重要な機器等及び重大な事故等対処施設に於して火災の影響を限定し、早期の火災感知及び消火を行なう設計とする。</p> <p><中略></p> <p>火災区域又は火災区域外の大災告知装置及び消防大設備は、地震時及び地震後に起きたとしても、火災延焼防火構造上重要な機器等の耐震クラス及び重大な事故等対処施設の区分に応じて、機能を保有する設計とする。具体的には、機器の構成制度の確認、加压試験又は解説・評価による機能保持の確認結果を踏まえ、火災感知装置及び消防大設備全体としての機能が保持される設計とする。</p> <p>(1) 大災告知装置</p> <p>a. 大災延焼上重要な機器等又は重大な事故等対処施設(所内常設直流水源設備、(3系統目)及びその電路を除く)を設置する火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p>(c) 大災告知装置の設置上の考慮</p> <p>火災感知装置のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定するこより火災発生場所を特定することができる機能を有するものとし、出火警報装置には常時監視できる設計とする。</p> <p><中略></p> <p>b. 上記a. 項を除く火災区域又は火災区域の火災感知装置の設計</p> <p><中略></p> <p>火災感知装置のうち火災受信機盤は、作動した火災感知器を1つずつ特定できるアログ式の受信機とし、火災延焼防火構造上重要な機能を有する設計とする。</p> <p><中略></p> <p>1. 1. 2 火災の感知及び消火</p> <p>火災区域又は火災区域外の大災告知装置及び消防大設備は、火災延焼上重要な機器等及び重大な事故等対処施設に対して火災の影響を限定し、早期の大災感知及び制御を行う設計とする。</p> <p><中略></p> <p>(2) 消火設備</p> <p>b. 消火設備の系統構成</p> <p>(b) 系統分離に応じて独立性</p> <p>火災警報機器及び火災防護対象ケーブルの相互の系統分離を行うために設置する自動消火設備であるスプリンクラー、全般ハロゲン装置</p>		

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

- 03-添1-1-7-5 -

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p> <p>設置許可申請書(本文)</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>
<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化</p>	<p>変更前</p> <p>変更後</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

備考

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類1) 該当事項 名有する施設の位置 設計及び工事の計画 該当事項 複合性 備考	設計及び工事の計画 該当事項 名有する施設の位置 によって、互に相違する系列間の系統分離を行 う設計とする。 <中略>
	<p>1. 1. 3 火災の影響評価</p> <p>(2) 原子炉の安全確保 b. 火災の影響評価</p> <p>(a) 火災区域又は火災区画に設置される全機器の動的機能喪失を想定した 設計に対する評価</p> <p>設備の配置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画(以下「火災区域等」といふ)の面積を基に、発電用原動機施設内の火災において、安全保護系及び原子炉停止系の機能が要求される場合には、多面化されたそれらの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能となること、当該火災区域等の火災が隔離する火災区域等に影響を与えるか否かを評議する火災影響評価の結果に基づき、以下に示す火災影響評価について確認する。</p> <p>火災影響評価は火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び評価には、運用を含める。</p> <p>イ、隣接する火災区域等影響を考慮する場合 当該火災区域等及び火災影響を受け隔離火災区域等の2区画に対しても火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評議する。</p> <p>ロ、隣接する火災区域等影響を考慮しない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評議する。</p>	<p>（a）設計に対する評価</p> <p>設備の配置状況を踏まえた可燃性物質の量及び火災区域又は火災区画(以下「火災区域等」といふ)の面積を基に、発電用原動機施設内の火災において、安全保護系及び原子炉停止系の機能が要求される場合には、多面化されたそれらの系統が同時に機能を失うことなく、原子炉の安全停止が可能となること、当該火災区域等の火災が隔離する火災区域等に影響を与えるか否かを評議する火災影響評価の結果に基づき、以下に示す火災影響評価について確認する。</p> <p>火災影響評価は火災区域又は火災区画の火災荷重の増加等又は設備改造等により、必要な場合には評価を実施する。</p> <p>火災影響評価の評価方法及び評価には、運用を含める。</p> <p>イ、隣接する火災区域等影響を考慮する場合 当該火災区域等及び火災影響を受け隔離火災区域等の2区画に対しても火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評議する。</p> <p>ロ、隣接する火災区域等影響を考慮しない場合 当該火災区域等の火災を想定し、原子炉の安全停止が可能であることを評議する。</p>
	10.5.1.3 主要設備	<p>10.5.1.3.2 火災感知設備</p> <p>火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区画における放熱輸送、吸熱面高さ、温度、湿度、空気流等の環境条件や、予想される火災の性質を考慮して、固有の信号を発するアナログ式の煙感知器、アナログ式熱感知器又はアラログ式でない熱感知器から異なる種類の感知器を組み合せて、以下のとおり設置する設計とする。</p> <p>(1) 一般エリアには、アナログ式の煙感知器（一部1号、2号、3号</p>

= 03-添1-1-k-8 =

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>(設置許可申請書(添付書類①)該当事項)</p> <p>設置及び工事の計画 残当年頃</p> <p>総合生 備考</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ルーム及び加圧器室については、アナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油貯蔵タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油貯蔵タンクエリアには、アナログ式でない防爆型の熱感知器とアナログ式でない防爆型の炎感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体燃料物質貯蔵庫 固体燃料物質貯蔵庫には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体燃料物質貯蔵庫のドライム・スチル壁エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火災警報対象機器等を設置する中央制御室内には、高密度熱感知器を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-7-5 -</p>	<p>設置許可申請書(本文)</p> <p>(設置許可申請書(添付書類①)該当事項)</p> <p>設置及び工事の計画 残当年頃</p> <p>総合生 備考</p> <p>(2) 原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ルーム及び加圧器室については、アナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する。</p> <p>(3) 海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する。</p> <p>(4) 燃料油貯蔵タンク及び重油貯蔵タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油貯蔵タンクエリアには、アナログ式でない防爆型の熱感知器とアナログ式でない防爆型の炎感知器を設置する設計とする。</p> <p>(5) 固体燃料物質貯蔵庫 固体燃料物質貯蔵庫には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、B固体燃料物質貯蔵庫のドライム・スチル壁エリアについては、アナログ式でない熱感知器を設置する。</p> <p>(6) 中央制御室内 中央制御室の火災警報対象機器等を設置する中央制御室内には、高密度熱感知器を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-7-9 -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1】発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

〔資料1-1〕 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文(五号)」との整合性

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 该当事項	設計及び工事の計画 该当事項	整合性	備考
		(b) 大災感知器の設置方法 上記の (a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第 23 条第 1 項に従い、検出装置について向頂において求められる火災区域外の感知器の構造及び大災感知器の感知器及び通信機による技術と同等以上が方法により設置する。また、感知器の設置方法については、火災感知器がないことを確認した上で、以下の i. から iv. に掲げる方法についても適用する設計とする。 i. 感知器の面積が小さく、隣接感知器に感知器があるときには、一定の範囲を限界として、感知器の設置を行わざる方法。 ii. 感知器設置面から最も空気出口等に至るまでの距離が 1m 以上あるときには、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 iii. 空気吹き出し口から水門に空気が吹きき出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 <中略>		
	(c) 大災感知設備の設計上の考慮 火災感知設備のうち火災感知器は、感知器等の設置場所を 1 つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、半自動測定室において常時監視ができる設計とする。 <中略>			■については ■における火災感知器等の設置許可申請書 (添付書類A) の記載に ついて適正化を実施する こととする。
	10.5.2.3 主要設備 10.5.2.3.2 火災感知設備 火災感知設備の火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、重力面高さ、湿度、温度、空気流等の環境条件や、予想される火災の状況を考慮して、固有の信号を発するアナログ式の感知器、アナログ式の感知器又はアナログ式でない感知器から異なる種類の感知器を組み合せて、以下のとおり設置する設計とする。 (1) 一般エリア 一般エリアには、アナログ式の感知器（一部 3 号及び 4 号共用）、アナログ式でない感知器を組み合せて設置する設計とする。			- 03-添1-1-7-9-1 ■
	中央制御室及び ■にて常時監視可能な火災受信機装置を 設置する設計とする。 <中略>			
	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(添付書類A) 该当事項	設計及び工事の計画 该当事項	整合性
		影響、引火性气体の溜留地それ、風の強度、設備配置」を考慮し、火災を早期に察知できるよう、上記の方法で誤作動し、誤作動の防止を検討した感知器等の面積は感知器の信号を発する感知器と感知器等を設置する際の面積より優先して選択するものとする。 (b) 大災感知器の設置方法 上記の (a) 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については、感知器等の面積は感知器の信号を発する感知器及び通信機による技術と同等以上が方法により設置する。また、感知器の設置方法について、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iv. に掲げる方法についても適用する設計とする。 i. 感知器の面積が小さく、隣接感知器に感知器があるときには、一定の範囲を限界として、感知器の設置を行わざる方法。 ii. 空気吹き出し口から水門に空気が吹きき出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹き出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法。 <中略>		b. 上記 ■、項を除く火災感知器又は火災区域の火災感知設備の設計 火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区域における放射線、重力面高さ、湿度、温度、空気流の環境条件。予想される火災の性質(急激な温度変化、極度の湿潤の上昇)を考慮し、火災を早期に感知できるよう、固有の信号を発するアーログ式の感知器、アナログ式の感知器、アナログ式でない感知器が外線又は表面外線を感知するため、極度の感知器を発するアーログ式の感知器がなく、感知器が外線を感知する感知器が少なく、火災の早期感知に優れ性がある感知器から異なる種類の火災感知器を組み合せて設置する設計とする。 アーログ式の感知器は蒸気等が先端部では設置せず、アーログ式の感知器は作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選択する。ことで、誤作動を防止する設計とする。 アーログ式でない感知器の誤作動を防止するため、アーログ式でない感知器を新たに設置する場合は、外光が当たらず、遮蔽物が近傍にない簡
				記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)
				記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前

変更後

記載の適正化

(前頁記載内容繰り下がり)

記載の適正化

記載の適正化

(次頁への記載内容繰り下がり)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
<p style="text-align: center;">△</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> </td></tr> <tr> <td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p> </td><td style="padding: 10px; vertical-align: top;"> <p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> </td></tr> </table>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>	<p style="text-align: center;">△</p>
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>						
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器を取付し、別別の火災警報装置より警報活動が起きた場合に、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>施設の重大不具合等に対するため必要な機能を有するように、火災感知器は火災警報装置の先端部から火災警報装置を起動する。火災感知器及び消防設備の設置に当たっては、火災感知器及び消防設備の設置に必要な火災警報装置であるかを考慮して、スプリッターハイロン消火設備③等の自動防火警報又は手動警報による固定式火警報装置を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p>						

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1－1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考						
	<table border="1"> <tr> <td>設置許可申請書(本文)</td><td>設置許可申請書(本文) 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 <中略></td><td>整合性 1-1-3-1、10を弔記。</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td>設定する火災区域及び火災区域に対する、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のぞれぞれを考慮した火災対策を講じて設計とする。 <中略></td></tr> </table>	設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文) 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 <中略>	整合性 1-1-3-1、10を弔記。			設定する火災区域及び火災区域に対する、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のぞれぞれを考慮した火災対策を講じて設計とする。 <中略>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)
設置許可申請書(本文)	設置許可申請書(本文) 該当事項 設計及び工事計画 該当事項 <中略>	整合性 1-1-3-1、10を弔記。						
		設定する火災区域及び火災区域に対する、以下に示す火災の発生防止、火災の感知及び消火並びに火災の影響軽減のぞれぞれを考慮した火災対策を講じて設計とする。 <中略>						
		記載の適正化						
		記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)						

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料1-1 発電用原子炉設置変更許可申請書「本文（五号）」との整合性】

変更前	変更後	備考
<p>設置許可申請書（本文）</p> <p>設置許可申請書（添付書類①）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 括当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>（2）原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ及び加圧器室については、アナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する。</p> <p>（3）海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。</p> <p>（4）燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない防爆型の熱感知器とアナログ式でない防爆型の炎感知器を設置する設計とする。</p> <p>（5）中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高密度感知器を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-k-10/E -</p>	<p>設置許可申請書（添付書類①）該当事項</p> <p>設計及び工事の計画 括当事項</p> <p>整合性</p> <p>備考</p> <p>設置許可との整合性の観点から、設置許可申請書（添付書類①）の記載について適正化を実施することとする。</p> <p>（1）一般エレクトロニクス 一般エレクトロニクスには、アナログ式の煙感知器（一部3号及び4号炉共用）、アナログ式の熱感知器（一部3号及び4号炉共用）又はアナログ式でない炎感知器を組み合せて設置する設計とする。</p> <p>（2）原子炉格納容器 原子炉格納容器には、アナログ式の煙感知器とアナログ式の熱感知器を設置する設計とする。ただし、原子炉格納容器ループ及び加圧器室については、アナログ式の煙感知器とアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する。</p> <p>（3）海水管トンネルエリア 海水管トンネルエリアは、アナログ式の煙感知器と熱を感知できる光ファイバーケーブルを設置する設計とする。</p> <p>（4）燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア 燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリアには、アナログ式でない防爆型の熱感知器とアナログ式でない防爆型の炎感知器を設置する設計とする。</p> <p>（5）中央制御室内 中央制御室の中央制御室内には、高密度感知器を設置する設計とする。</p> <p style="text-align: right;">- 03-添1-1-k-17/E -</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) (頁番号の変更)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																																																		
目次	目次																																																																			
<p>目 次</p> <table> <tr> <td>1. 概要</td> <td>03-添2-1</td> <td>1. 概要</td> <td>03-添2-1</td> </tr> <tr> <td>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</td> <td>03-添2-2</td> <td>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</td> <td>03-添2-2</td> </tr> <tr> <td>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</td> <td>03-添2-4</td> <td>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</td> <td>03-添2-4</td> </tr> <tr> <td> 3.1 火災防護を行う機器等の選定</td> <td>03-添2-5</td> <td> 3.1 火災防護を行う機器等の選定</td> <td>03-添2-5</td> </tr> <tr> <td> 3.2 火災区域及び火災区画の設定</td> <td>03-添2-6</td> <td> 3.2 火災区域及び火災区画の設定</td> <td>03-添2-6</td> </tr> <tr> <td> 3.3 適用規格</td> <td>03-添2-7</td> <td> 3.3 適用規格</td> <td>03-添2-7</td> </tr> <tr> <td>4. 火災の感知</td> <td>03-添2-8</td> <td>4. 火災の感知</td> <td>03-添2-8</td> </tr> <tr> <td> 4.1 要求機能及び性能目標</td> <td>03-添2-9</td> <td> 4.1 要求機能及び性能目標</td> <td>03-添2-9</td> </tr> <tr> <td> 4.2 機能設計</td> <td>03-添2-11</td> <td> 4.2 機能設計</td> <td>03-添2-11</td> </tr> <tr> <td> 4.3 構造強度設計</td> <td>03-添2-21</td> <td> 4.3 構造強度設計</td> <td>03-添2-22</td> </tr> <tr> <td>5. 火災防護に関する評価結果</td> <td>03-添2-28</td> <td>5. 火災防護に関する評価結果</td> <td>03-添2-31</td> </tr> </table>	1. 概要	03-添2-1	1. 概要	03-添2-1	2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2	2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2	3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4	3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4	3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5	3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5	3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6	3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6	3.3 適用規格	03-添2-7	3.3 適用規格	03-添2-7	4. 火災の感知	03-添2-8	4. 火災の感知	03-添2-8	4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9	4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9	4.2 機能設計	03-添2-11	4.2 機能設計	03-添2-11	4.3 構造強度設計	03-添2-21	4.3 構造強度設計	03-添2-22	5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-28	5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-31	<p>目 次</p> <table> <tr> <td>1. 概要</td> <td>03-添2-1</td> </tr> <tr> <td>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</td> <td>03-添2-2</td> </tr> <tr> <td>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</td> <td>03-添2-4</td> </tr> <tr> <td> 3.1 火災防護を行う機器等の選定</td> <td>03-添2-5</td> </tr> <tr> <td> 3.2 火災区域及び火災区画の設定</td> <td>03-添2-6</td> </tr> <tr> <td> 3.3 適用規格</td> <td>03-添2-7</td> </tr> <tr> <td>4. 火災の感知</td> <td>03-添2-8</td> </tr> <tr> <td> 4.1 要求機能及び性能目標</td> <td>03-添2-9</td> </tr> <tr> <td> 4.2 機能設計</td> <td>03-添2-11</td> </tr> <tr> <td> 4.3 構造強度設計</td> <td>03-添2-22</td> </tr> <tr> <td>5. 火災防護に関する評価結果</td> <td>03-添2-31</td> </tr> </table>	1. 概要	03-添2-1	2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2	3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4	3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5	3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6	3.3 適用規格	03-添2-7	4. 火災の感知	03-添2-8	4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9	4.2 機能設計	03-添2-11	4.3 構造強度設計	03-添2-22	5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-31	記載の適正化
1. 概要	03-添2-1	1. 概要	03-添2-1																																																																	
2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2	2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2																																																																	
3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4	3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4																																																																	
3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5	3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5																																																																	
3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6	3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6																																																																	
3.3 適用規格	03-添2-7	3.3 適用規格	03-添2-7																																																																	
4. 火災の感知	03-添2-8	4. 火災の感知	03-添2-8																																																																	
4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9	4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9																																																																	
4.2 機能設計	03-添2-11	4.2 機能設計	03-添2-11																																																																	
4.3 構造強度設計	03-添2-21	4.3 構造強度設計	03-添2-22																																																																	
5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-28	5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-31																																																																	
1. 概要	03-添2-1																																																																			
2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針	03-添2-2																																																																			
3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項	03-添2-4																																																																			
3.1 火災防護を行う機器等の選定	03-添2-5																																																																			
3.2 火災区域及び火災区画の設定	03-添2-6																																																																			
3.3 適用規格	03-添2-7																																																																			
4. 火災の感知	03-添2-8																																																																			
4.1 要求機能及び性能目標	03-添2-9																																																																			
4.2 機能設計	03-添2-11																																																																			
4.3 構造強度設計	03-添2-22																																																																			
5. 火災防護に関する評価結果	03-添2-31																																																																			
- 03-添2-i -	- 03-添2-i -																																																																			

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準（令和2年3月31日改正）（以下「火災防護審査基準」という。）」に基づき、火災により<u>発電用原子炉施設の安全性</u>が脅かされることのないように、火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性を説明するものである。</p> <div style="background-color: black; height: 100px; width: 100%;"></div>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第11条、第52条及びそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」が、適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準I（以下「火災防護審査基準」という。）」に基づき、火災により<u>設計基準対象施設及び重大事故等対処施設の安全性</u>が脅かされることのないように、<u>設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画における火災の感知の妥当性</u>を説明するものである。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災防護対策については、令和3年12月2日付け原規規発第2112024号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画から変更はない。</p> <div style="background-color: black; height: 100px; width: 100%;"></div>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第3号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び<u>火災受信盤</u>（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、当該エリアにおいて火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によつても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等の<u>設置</u>に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置する<u>設計</u>とする。</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場合、及び感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる方法で感知器等を設置する方針とする。</p>	<p>2. 火災防護対策における火災の感知に係る基本方針</p> <p>火災感知設備は、大飯発電所第3号機において原子炉の高温停止及び低温停止を達成し、維持するために必要な構築物、系統及び機器（以下「原子炉の安全停止に必要な機器等」という。）並びに放射性物質の貯蔵又は閉じ込め機能を有する構築物、系統及び機器（以下「放射性物質を貯蔵する機器等」という。）に対する火災の影響を限定できるよう、火災感知器（「3号機設備」、「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））及び<u>火災受信機盤</u>（「3・4号機共用、3号機に設置」、「1・2・3・4号機共用、3号機に設置」（以下同じ。））を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区画及び復水ピットを設置する火災区画は、当該の火災区画において火災が発生した場合でも、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることから、火災感知設備を設置しない設計とする。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち地震、凍結、風水害によつても、機能及び性能が維持される設計とし、地震に対して原子炉の安全停止に必要な機器等及び放射性物質を貯蔵する機器等（以下「火災防護上重要な機器等」という。）の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。具体的には、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において基準地震動Ssによる地震力に対し、機能及び性能を保持する設計とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知するため、火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器及び感知器と同等の機能を有する機器（以下「検出装置」という。）を選定の上、それぞれの感知器及び検出装置（以下「感知器等」という。）について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。また、上記で選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令第12条から第18条まで（以下「省令」という。）に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>場所)を考慮した場合、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しない場所、及び感知器等の設置又は保守点検における作業員の被ばくを考慮した場合、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない場所については、上記と異なる方法で感知器等を設置する方針とする。</p> <p>火災感知設備のうち火災受信機盤は、中央制御室及び [] で常時監視でき、非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第3号機では、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設が設置される火災区域又は火災区画に対して火災防護対策を実施することから、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p>	<p>3. 火災防護対策における火災の感知に係る基本事項</p> <p>大飯発電所第3号機において、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画に対し、本項では、火災防護を行う機器等を選定し、火災区域及び火災区画の設定について説明する。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域を設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 (1) 設計基準対象施設」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの離隔を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、建屋内で設定する火災区域を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに重大事故等対処施設と設計基準事故対処設備の配置に応じて分割して設定する。</p>	<p>3.2 火災区域及び火災区画の設定</p> <p>(1) 火災区域の設定</p> <p>a. 屋 内</p> <p>建屋内、原子炉格納容器及びアニュラス部において、耐火壁により囲まれ他の区域と分離されている区域を、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器等並びに壁の配置、系統分離も考慮して、火災区域として設定する。</p> <p>b. 屋 外</p> <p>屋外の火災区域は、他の区域と分離して火災防護対策を実施するために、「3.1 火災防護を行う機器等の選定」において選定する機器を設置する区域を火災区域として設定する。</p> <p>屋外の重大事故等対処施設を設置する火災区域のうち、壁で囲まれていない火災区域は、以下を考慮して設定する。</p> <p>(a) 空冷式非常用発電装置を設置する火災区域は、周辺施設及び敷地内植生からの離隔を確保するために、空冷式非常用発電装置を設置する範囲と「危険物の規制に関する政令」に規定される保有空地の範囲を火災区域とする。</p> <p>(2) 火災区画の設定</p> <p>火災区画は、上記(1)において設定する火災区域を、系統分離の状況及び壁の設置状況並びに設計基準事故対処設備と重大事故等対処施設の配置に応じて分割して設定する。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期の火災感知</u>が要求されている。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても<u>火災感知の機能が保持される</u>ことが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>耐震Sクラスの機器を設置する</u>火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa. 項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>早期に火災を感知する</u>機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能<u>保持可能</u>な構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を感知する火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタから受電する。原子炉コントロールセンタ及び緊急時対策所コントロールセンタは耐震Sクラス</p> <p>- 03-添2-9 -</p>	<p>4.1 要求機能及び性能目標</p> <p>本項では、火災感知設備の設計に関する機能及び性能を保持するための要求機能を(1)項にて整理し、この要求機能を踏まえた機能設計上の性能目標及び構造強度上の性能目標を(2)項にて定める。</p> <p>(1) 要求機能</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知することが要求されている</u>。</p> <p>火災感知設備は、自然現象のうち、地震、凍結、風水害によっても<u>火災を早期に感知する機能を保持する</u>ことが要求され、地震については、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する機能が損なわれないことが要求される。</p> <p>(2) 性能目標</p> <p>a. 機能設計上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、地震時及び地震後においても電源を確保するとともに、<u>当該の</u>火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持することを機能設計上の性能目標とする。耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に対する機能設計を「4.2(4)火災感知設備の自然現象に対する考慮」のa. 項に示す。</p> <p>b. 構造強度上の性能目標</p> <p>火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、<u>火災を早期に感知する</u>機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>火災感知設備のうち耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が火災を早期に感知する機能の<u>保持に必要な</u>構造強度を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持することを構造強度上の性能目標とする。</p> <p>耐震Sクラス機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の電源は、非常用低圧母線の原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタから受電する。原子炉コントロールセンタ及び緊急時対策所コントロールセンタは耐震Sクラス</p> <p>- 03-添2-9 -</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁記載内容繰り上がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>シタから受電する。原子炉コントロールセンタ、緊急時対策所コントロールセンタは、耐震Sクラスであるため、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画の添付資料13「耐震性に関する説明書」のうち添付資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の添付資料10「耐震性に関する説明書」のうち添付資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>であり、その耐震計算については、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画の資料13「耐震性に関する説明書」のうち資料13-17-8-15「コントロールセンタ（非常用）の耐震計算書」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の資料10「耐震性に関する説明書」のうち資料10-14-3-3「緊急時対策所コントロールセンタの耐震計算書」に示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁への記載内容繰り上がり)</p> <p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットエリア及び復水ピットエリアは、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設はないと、並びに、ピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該エリアにおいて火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと考えられるため、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれること、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷設される</p>	<p>4.2 機能設計</p> <p>本項では、「4.1 要求機能及び性能目標」で設定している火災感知設備の機能設計上の性能目標を達成するために、火災感知設備の機能設計の方針を定める。</p> <p>火災感知設備として、火災感知器及び火災受信機盤を設置し、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する設計とする。</p> <p>ただし、燃料取替用水ピットを設置する火災区画及び復水ピットを設置する火災区画は、ピット以外に原子炉の安全停止に必要な機器等、放射性物質を貯蔵する機器等及び重大事故等対処施設がないこと、並びにピットの側面と底面は金属で覆われており、ピット内は水で満たされていることを踏まえ、当該の火災区画において火災が発生した場合でもピット内の水の蒸発に熱を奪われ、火災が継続することはないと考えられ、同一火災区画及び隣接火災区画に設置されている設計基準対象施設が火災によりその安全性が損なわれないこと、並びに重大事故等対処施設が火災によりその重大事故等に対処するために必要な機能が損なわれることから、火災感知器を設置しない設計とする。</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ</p> <p>火災感知設備のうち火災感知器は、火災区域又は火災区画における環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、使用可能な感知器等を選定の上、それぞれの感知器等について誤作動を防止するための方策を検討し、その中から設置場所ごとに異なる感知方式の感知器等の組合せを選択する方針とする。</p> <p>感知器には、アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、炎が発する赤外線又は紫外線を感知するため、煙や熱が感知器に到達する時間遅れがなく、火災の早期感知に優位性があるアナログ式でない炎感知器に加え、広範囲の空間監視に適したアナログ式でない煙感知器（光電分離型）、放射線量が高い場所（10mGy/hを超える場所）で使用可能なアナログ式でない熱感知器（スポット型又は差動分布型、以下、注記なき場合はスポット型を示す。）、風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式の防水型の熱感知器、引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の煙感知器及びアナログ式でない防爆型の熱感知器を選定する設計とする。</p> <p>また、検出装置には、アナログ式の煙感知器と同等の機能を有する検出装置として放射線量が高い場所で使用可能な空気吸引式の煙検出装置、アナログ式の熱感知器と同等の機能を有する検出装置として引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の熱検出装置、長距離にわたってケーブルが敷</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>(次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>- 03-添2-11 -</p>	<p>- 03-添2-11 -</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、<u>■</u>アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、感知器を</p>	<p>設される場所の火災感知に適した光ファイバー式熱検出装置及び風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適した熱サーモカメラを選定し、アナログ式でない炎感知器と同等の機能を有する検出装置として風雨の影響による感知器等の不動作や故障が想定される屋外の火災感知に適したアナログ式でない防水型の炎検出装置及び引火性気体が滞留するおそれがある場所で使用可能なアナログ式でない防爆型の炎検出装置を選定する設計とする。</p> <p>感知器等は、誤作動を防止するため、平常時の状況（温度、煙の濃度）を監視し、かつ火災現象（急激な温度や煙の濃度上昇）を把握することができるアナログ式の感知器を優先して使用することを基本とし、感知方式の特性及び設置場所における環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮し、以下のとおり設計する。</p> <p>煙感知方式のアナログ式の煙感知器、アナログ式でない煙感知器（光電分離型）及びアナログ式でない防爆型の煙感知器は塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置し、空気吸引式の煙検出装置は配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>熱感知方式のアナログ式の熱感知器、<u>■</u>アナログ式でない防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置及び熱サーモカメラは、作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定し、誤作動を防止する設計とする。また、アナログ式でない熱感知器（差動分布型）は、加熱源となる設備の近傍等、急激な温度変化がない場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>炎感知方式のアナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防水型の炎検出装置及びアナログ式でない防爆型の炎検出装置は、赤外線を感知する方式と紫外線を感知する方式のうち、炎特有の性質を検出することで誤作動が少ない赤外線方式を採用し、外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所、あるいは遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所に設置することで、誤作動を防止する設計とする。</p> <p>感知器等の組合せについては、設置場所ごとに予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）及び環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）を考慮し、火災を早期に感知できるよう、上記の方針で選定し、誤作動の防止を検討した感知器等の中から固有の信号を発する異なる感知方式の感知器等を選択する設計とする。各感知方式においては、</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
- 03-添2-12 -	- 03-添2-12 -	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等の設置に当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置する設計とする。また、感知器の設置方法については、火災予防上支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下の i. から ii. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下の i. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>iv. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できること、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>v. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所</p> <p>障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条</p>	<p>感知器を検出装置より優先して選択するものとする。</p> <p>b. 火災感知器の設置方法</p> <p>上記の「a. 火災感知器の選定、誤作動の防止及び組合せ」にて選択する感知器等をそれぞれ設置するに当たり、感知器については消防法施行規則第23条第4項に従い、検出装置については同項において求める火災区域内の感知器の網羅性及び省令に定める感知性能と同等以上の方法により設置するとともに、誤作動を防止するための方策を講じる設計とする。また、感知器の設置方法については、火災の感知に支障がないことを確認した上で、以下の i. から iii. に掲げる方法についても適用する設計とする。それぞれの設置方法に関する具体的な説明を第4-1表に示す。</p> <p>i. 感知区域の面積が小さく、隣接感知区域に感知器があるときに、一定の範囲を限度として、感知器の設置を行わない方法</p> <p>ii. 感知器の設置面から換気口等の空気吹出し口までの鉛直距離が 1m 以上あるときに、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>iii. 空気吹出し口から水平に空気が吹き出されているときに、その吹き出し方向と逆方向について、感知器と空気吹出し口との水平距離が 1.5m を下回る位置に感知器を設置する方法</p> <p>ただし、設置場所における環境条件（取付面の高さ、障害物の有無、水蒸気の影響、取付場所）を考慮した場合、以下の i. から ii. に該当する場合は、消防法施行規則第23条第4項に基づく条件を満足しないため、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない。</p> <p>また、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の被ばくを考慮した場合、以下の i. に該当する場合は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することが適切ではない。</p> <p>iv. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</p> <p>取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第2号に規定されている熱感知器を床面を網羅するように設置できること、並びに、取付面の高さが20m以上の場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号イにより、炎感知器以外の感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置するこ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p> <p>また、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずる場所として、海水管トンネルは感知器を消防法施行規則第23条第4項に準じて設置し、検出装置を同</p>	<p>とができる場所である。</p> <p>ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所は、消防法施行規則第23条第4項第7号の4ハを満足するように炎感知器を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所 水蒸気が多量に滞留する場所は、消防法施行規則第23条第4項第1号のニ及びホにより、熱感知器以外の感知器等を設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所は、熱感知器においては消防法施行規則第23条第4項第3号ロ、煙感知器においては消防法施行規則第23条第4項第7号ホを満足するように設置することができないことから、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれがある場所は、感知器等を火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法で設置することができない場所である。</p> <p>以上より、上記のイ. からホ. に該当する場所は、火災防護審査基準2.2.1(1)②に定められた方法と別の設計基準を満足できるよう感知器等を設置する設計とする。ここで、設計基準は、「感知器等を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置した場合と同等水準で感知できるよう設置することにより、設置場所において発生する火災を早期に感知できること。」（設計基準①）とし、これができない場合は、「火災区域又は火災区画において感知器等を適切な場所に設置することにより、設置場所において発生する火災をもれなく確実に感知できること。」（設計基準②）を適用する方針とする。</p> <p>消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではない屋外は、火災防護上重要な機器等、重大事故等対処施設及び発火源となり得る設備を全体的に監視できるよう感知器等を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり (03-添2-15 同様に記載内容繰り下がり))</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<ul style="list-style-type: none"> ・使用済樹脂貯蔵タンク室 ・炉内計装用シンプル配管室 ・B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア <p>(d) 水蒸気が多量に滞留するエリア 水蒸気が多量に滞留するエリアは、水蒸気の影響により、熱感知器以外の感知器等を設置することができないエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー室 <p>(e) 屋外エリア 屋外エリアは、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置エリア ・海水ポンプエリア <p>(f) 屋内に準ずるエリア 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずるエリアは、地下タンク、トンネル又はトレチが設置されているエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア ・海水管トンネルエリア <p>火災区域又は火災区画において想定されるすべての環境条件を考慮した火災感知器の選定結果を第4-1表、考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）に適応する感知器等を第4-2表に示す。また、感知器等の誤作動を防止するため、感知方式の特性と設置場所の環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮した設計を第4-3表に示す。</p> <p>上記の(a)から(f)の各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法を第4-4表に整理する。</p> <p>d. 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの設計 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの具体的な設計を以下に示す。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器内オペレーティングフロアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、天井高さが床面から20m以上であることを踏まえ、アナログ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・化学体積制御設備脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア ・使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア ・燃料移送管室 ・体積制御タンク室 ・使用済樹脂貯蔵タンク室 ・炉内計装用シンプル配管室 ・B-廃棄物庫内のドラム缶貯蔵エリア <p>(d) 水蒸気が多量に滞留するエリア 水蒸気が多量に滞留するエリアは、水蒸気の影響により、熱感知器以外の感知器等を設置することができないエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・シャワー室 <p>(e) 屋外エリア 屋外エリアは、消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空冷式非常用発電装置エリア ・海水ポンプエリア <p>(f) 屋内に準ずるエリア 消防法施行規則第23条第4項の適用対象ではないが、屋内に準ずるエリアは、地下タンク、トンネル又はトレチが設置されているエリアであり、以下のエリアが該当する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・燃料油貯蔵タンク及び重油タンクエリア ・海水管トンネルエリア <p>火災区域又は火災区画において想定されるすべての環境条件を考慮した火災感知器の選定結果を第4-2表、考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）に適応する感知器等を第4-3表に示す。また、感知器等の誤作動を防止するため、感知方式の特性と設置場所の環境条件（温度（周辺設備からの影響を含む。）、煙の濃度（塵埃及び水蒸気の影響を含む。）、外光の影響）を考慮した誤作動防止の設計を第4-4表に示す。</p> <p>上記の(a)から(f)の各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法を第4-5表に整理する。</p> <p>d. 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの設計 設計基準を満足するように感知器等を設置するエリアの具体的な設計を以下に示す。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>- 03-添2-16 -</p>	<p>- 03-添2-16 -</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない</u>場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用する<u>設計</u>とし、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所(10mGy/h以下の場所、以下同じ。)にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所(10mGy/hを超える場所、以下同じ。)にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する<u>設計</u>とし、アナログ式でない防</p>	<p>す。</p> <p>(a) 原子炉格納容器内オペレーティングフロア 原子炉格納容器内オペレーティングフロアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、天井高さが床面から20m以上であることを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる場所に設置することで、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(b) 新燃料貯蔵庫エリア 新燃料貯蔵庫エリアは、アナログ式の煙感知器及びアナログ式でない炎感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を発火源となり得る設備の直上及び煙の流路上で有効に火災を感知できる天井面に設置し、「ロ. 障害物等により有効に火災の発生を感知できない場所」に該当することを踏まえ、アナログ式でない炎感知器を障害物となるものが設置されている場所の上面を網羅的に監視できるように設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(c) シャワー室 シャワー室は、水蒸気の影響（風雨の影響と同等）を考慮し、<u>水蒸気の影響を受けない</u>場所にアナログ式の煙感知器、水蒸気の影響を受ける場所にアナログ式の防水型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、アナログ式の防水型の熱感知器を消防法施行規則第23条第4項に基づき設置し、「ハ. 水蒸気が多量に滞留する場所」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器は同一火災区画内の隣接エリアに設置する煙感知器を兼用する<u>設計</u>とし、設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(d) 原子炉格納容器ループ室 原子炉格納容器ループ室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所(10mGy/h以下の場所、以下同じ。)にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所(10mGy/hを超える場所、以下同じ。)にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
- 03-添2-17 -	- 03-添2-17 -	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「<u>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用する設計とし、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用する設計とし、<u>アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用する設計</u>とすることで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「<u>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>所（10mGy/hを超える場所、以下同じ。）にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、グレーチングが複数階層に分かれて設置され、「<u>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面が大部分を占める天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及びグレーチング面が大部分を占める天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(e) 加圧器室（上部） 加圧器室（上部）は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「<u>イ. 取付面の高さが消防法施行規則第23条第4項で規定される高さ以上の場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器をグレーチング面及び天井面に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器内オペレーティングフロアに設置する煙感知器を兼用し、アナログ式でない防爆型の熱感知器をグレーチング面及び天井面に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(f) 炉内計装用シンプル配管室 炉内計装用シンプル配管室は、放射線の影響を考慮し、放射線量が低い場所にアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器、放射線量が高い場所にアナログ式でない防爆型の熱感知器を設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</u>」及び「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超過する又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の煙感知器を入口部分に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区画内の原子炉格納容器ループ室に設置する煙感知器を兼用し、「<u>ニ. 感知器等を設置できる取付面がなく、有効に火災の発生を感知できない場所</u>」に該当することを踏まえ、アナログ式の熱感知器を炉内計装用シンプル配管室の入口部分、アナログ式でない防爆型の熱感知器を炉内計装用シ</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>とを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超える又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超える又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤 火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 <u>なお、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策用</u>においても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、<u>ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでの必要な容量を有し、消防法を満足する蓄電池を内蔵する</u>。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線</p>	<p>シブル配管室の下部に設置するとともに、空気の流れを考慮して同一火災区内の原子炉格納容器ループ室に設置するアナログ式でない防爆型の熱感知器を兼用することで、それぞれ設計基準②を満足する設計とする。</p> <p>(g) 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 化学体積制御室脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超える又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(h) 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリア 使用済燃料ピット脱塩塔バルブ室のうち脱塩塔設置エリアは、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超える又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p> <p>(i) 使用済樹脂貯蔵タンク室 使用済樹脂貯蔵タンク室は、放射線の影響を考慮し、アナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を放射線量が低い場所に設置する設計とする。 設置方法については、「<u>ホ. 放射線作業の計画段階において、感知器等の設置又は保守点検時における作業員の個人線量及び集団線量が、法令で定める線量限度を超える又は発電所の1年間の集団線量を超過するおそれのある場所</u>」に該当することを踏まえ、空気の流れを考慮してアナログ式の煙感知器及びアナログ式の熱感知器を排気ダクト内に設置することで、それぞれ設計基準①を満足する設計とする。</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>- 03-添2-19 -</p>	<p>- 03-添2-19 -</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮 火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。 a. 火災感知設備は、第4-5表及び第4-6表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設Iに対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。 火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。 a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。 b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、ディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を内蔵する。火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。 c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。 b. 屋外に設置する感知等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設置する。 c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧させる。</p>	<p>計とする。</p> <p>(2) 火災受信機盤 火災感知設備のうち火災受信機盤は、感知器等の設置場所を1つずつ特定することにより火災の発生場所を特定することができる機能を有するものとし、中央制御室において常時監視できる設計とする。 また、重大事故等に対処する場合を考慮して、緊急時対策所及びIにおいても中央制御室の火災受信機盤における感知器の動作状況を監視できる設計とする。</p> <p>(3) 火災感知設備の電源確保 火災感知設備は、外部電源喪失時又は全交流動力電源喪失時においても、火災の感知を可能とするため、非常用電源であるディーゼル発電機又は代替電源から電力が供給開始されるまでに必要な容量を有した消防法を満足する蓄電池を設ける。火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、非常用低圧母線の3A1、3A2、4A1、4B2原子炉コントロールセンタ又は緊急時対策所コントロールセンタを介して非常用電源からの受電も可能な設計とする。</p> <p>(4) 火災感知設備の自然現象に対する考慮 火災感知設備は、以下に示す地震等の自然現象によっても、機能を保持する設計とする。 a. 火災感知設備は、第4-6表及び第4-7表に示すとおり、火災防護上重要な機器等及び重大事故等対処施設(所内常設直流電源設備(3系統目)及びその電路を除く。)に対して、火災の早期感知を行う設計とし、火災防護上重要な機器等の耐震クラス及び重大事故等対処施設の区分に応じて、機能を保持する設計とする。 火災感知設備は、火災区域又は火災区画の火災に対し、地震時及び地震後においても、電源を確保するとともに、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災を早期に感知する機能を保持するために、以下の設計とする。 a) 消防法施行規則第23条第4項の設置条件に基づき、「(1) 火災感知器」に示す環境条件を考慮して設置する感知器等と「(2) 火災受信機盤」に示す火災の監視の機能を有する火災受信機盤により構成する設計とする。 b) 「(3) 火災感知設備の電源確保」に示すとおり、非常用電源から受電可能な設計とし、電源喪失時においても火災の感知を可能とするために必要な容量を有</p>	<p>記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり)</p> <p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化 (次頁への記載内容繰り下がり)</p>
<p>- 03-添2-20 -</p>	<p>- 03-添2-20 -</p>	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
—	<p>した消防法を満足する蓄電池を内蔵する設計とする。</p> <p>(c) 地震時及び地震後においても、火災を早期に感知する電気的機能を保持する設計とする。具体的な電気的機能の保持に係る耐震設計については、「4.3 構造強度設計」に示す。</p> <p>b. 屋外に設置する感知器等は、外気温度が-10°Cまで低下しても使用可能なものを設置する。</p> <p>c. 屋外の火災感知設備は、感知器等の予備を保有し、風水害の影響を受けた場合にも、早期に取替えを行うことにより性能を復旧する設計とする。</p>	記載の適正化 (前頁記載内容繰り下がり) 記載の適正化

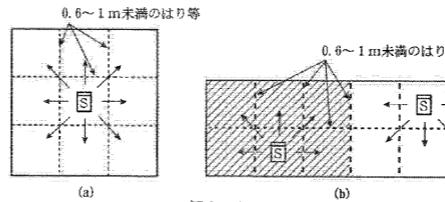
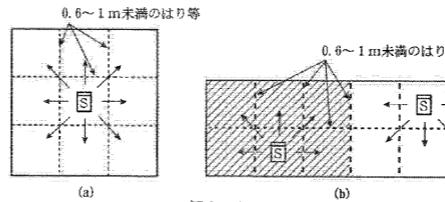
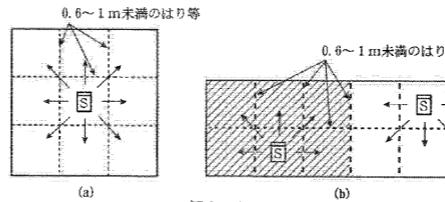
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>機能設計で設定した火災感知設備の機能を踏まえ、耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標b.項」で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能<u>を保持可能な構造強度</u>を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備の耐震評価は、添付資料3「耐震性に関する説明書」の添付資料3別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を添付資料3別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、<u>動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する火災感知設備の影響評価結果を別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」</u>に示す。</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>4.3 構造強度設計</p> <p>火災感知設備が構造強度上の性能目標を達成するよう、<u>I耐震設計の方針を以下のとおり設定する。</u></p> <p>火災感知設備は、「4.1 要求機能及び性能目標」の「(2)性能目標」のb.項で設定している構造強度上の性能目標を踏まえ、火災区域又は火災区画の火災に対し、火災を早期に感知する機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備のうち、耐震Sクラスの機器を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備は、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能<u>の保持に必要な構造強度</u>を有する設計とし、基準地震動Ssによる地震力に対し、電気的機能を保持する設計とする。</p> <p>火災感知設備の耐震評価は、<u>I資料3「耐震性に関する説明書」のI添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」</u>に示す耐震評価の方針により実施し、火災感知設備の耐震評価の方法及び結果を<u>I添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」</u>及び別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>
<p>- 03-添2-21 -</p>	<p>- 03-添2-22 -</p>	<p>記載の適正化 (頁番号の変更)</p>

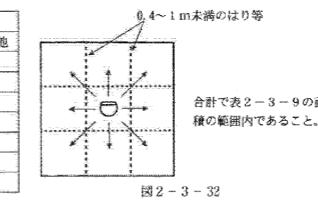
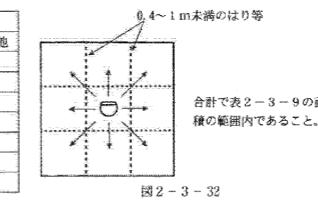
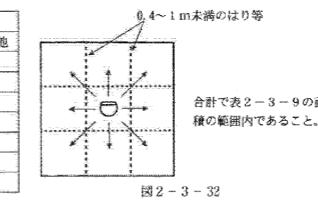
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																													
	<p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">対象の感知器</th><th style="width: 90%;">設置方法の説明</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">方法 i 煙感知器</td><td> <p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。</p> <p>なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p>  <p style="text-align: center;">図2-3-108</p> <p style="text-align: center;">表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th><th rowspan="2">取付け面の高さ</th><th colspan="4">感知面積の合計(m²)</th></tr> <tr> <th>4m未満</th><th>4m以上 8m未満</th><th>8m以上 15m未満</th><th>15m以上 20m未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr> <td>2種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td></td></tr> <tr> <td>3種</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> </td></tr> </tbody> </table>	対象の感知器	設置方法の説明	方法 i 煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。</p> <p>なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p>  <p style="text-align: center;">図2-3-108</p> <p style="text-align: center;">表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th><th rowspan="2">取付け面の高さ</th><th colspan="4">感知面積の合計(m²)</th></tr> <tr> <th>4m未満</th><th>4m以上 8m未満</th><th>8m以上 15m未満</th><th>15m以上 20m未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr> <td>2種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td></td></tr> <tr> <td>3種</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	取付け面の高さ	感知面積の合計(m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20				記載の適正化
対象の感知器	設置方法の説明																														
方法 i 煙感知器	<p>はり等の深さが0.6m以上1m未満で、図2-3-108(a)、(b)のように小区画が連続している場合は、表2-3-15に示す面積の範囲内ごとに同一感知区域とすることができる。ただし、表に示す面積の範囲内で、かつ、感知器を設置した区画に他の区画が接していること。</p> <p>また、0.6m以上1m未満のはり等によって区画された10m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができる。この場合の感知器は小区画に近接するように設けること。</p> <p>なお、小区画を含めた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。</p>  <p style="text-align: center;">図2-3-108</p> <p style="text-align: center;">表2-3-15</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知器種別</th><th rowspan="2">取付け面の高さ</th><th colspan="4">感知面積の合計(m²)</th></tr> <tr> <th>4m未満</th><th>4m以上 8m未満</th><th>8m以上 15m未満</th><th>15m以上 20m未満</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td>40</td></tr> <tr> <td>2種</td><td>60</td><td>60</td><td>40</td><td></td></tr> <tr> <td>3種</td><td>20</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p style="text-align: center;">引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>	感知器種別	取付け面の高さ	感知面積の合計(m ²)				4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満	1種	60	60	40	40	2種	60	60	40		3種	20								
感知器種別	取付け面の高さ			感知面積の合計(m ²)																											
		4m未満	4m以上 8m未満	8m以上 15m未満	15m以上 20m未満																										
1種	60	60	40	40																											
2種	60	60	40																												
3種	20																														

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考																																														
	<p style="text-align: center;">第4-1表 火災の感知に支障がないことを確認した上で適用する感知器の設置方法(2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">対象の感知器</th> <th colspan="3">設置方法の説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">方法 i</td> <td rowspan="2">熱感知器</td> <td colspan="3"> はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した小区画に隣接していなければならない。 また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m²以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができます。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。 </td> </tr> <tr> <td colspan="3"> 表2-3-9 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>感知器種別</th> <th>構造</th> <th>火</th> <th>その他の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td></td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図2-3-32</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p> </td> <td style="vertical-align: top;">記載の適正化</td></tr> </tbody> </table>	対象の感知器		設置方法の説明			方法 i	熱感知器	はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した小区画に隣接していなければならない。 また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m ² 以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができます。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。			表2-3-9 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>感知器種別</th> <th>構造</th> <th>火</th> <th>その他の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td></td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図2-3-32</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>			感知区域		合計面積		感知器種別	構造	火	その他の	差動式スポット型	1種	20m ²	15m ²	2種	15m ²	10m ²	補償式スポット型	1種	20m ²	15m ²	2種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特種	15m ²	10m ²	1種	13m ²	8m ²	熱アナログ式スポット型		15m ²	10m ²	記載の適正化
対象の感知器		設置方法の説明																																														
方法 i	熱感知器	はり等の深さが0.4m以上1m未満で小区画が連続している場合は、表2-3-9に示す面積の範囲内ごとに同一の感知区域とすることができる。この場合、図2-3-32のように、各小区画は感知器を設置した小区画に隣接していなければならない。 また、0.4m以上1m未満のはり等によって区画された5m ² 以下の小区画が1つ隣接してある場合は、当該小区画を含めて同一感知区域とすることができます。この場合、感知器は小区画に近接するように設けること。なお、小区画を加えた合計面積は、感知器の種別によって定められている感知面積の範囲内であること。																																														
		表2-3-9 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">感知区域</th> <th colspan="2">合計面積</th> </tr> <tr> <th>感知器種別</th> <th>構造</th> <th>火</th> <th>その他の</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">差動式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">補償式スポット型</td> <td>1種</td> <td>20m²</td> <td>15m²</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">定温式スポット型</td> <td>特種</td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> <tr> <td>1種</td> <td>13m²</td> <td>8m²</td> </tr> <tr> <td>熱アナログ式スポット型</td> <td></td> <td>15m²</td> <td>10m²</td> </tr> </tbody> </table>  <p>図2-3-32</p> <p>引用元：日本火災報知機工業会 自動火災報知設備工事基準書</p>			感知区域		合計面積		感知器種別	構造	火	その他の	差動式スポット型	1種	20m ²	15m ²	2種	15m ²	10m ²	補償式スポット型	1種	20m ²	15m ²	2種	15m ²	10m ²	定温式スポット型	特種	15m ²	10m ²	1種	13m ²	8m ²	熱アナログ式スポット型		15m ²	10m ²	記載の適正化										
感知区域		合計面積																																														
感知器種別	構造	火	その他の																																													
差動式スポット型	1種	20m ²	15m ²																																													
	2種	15m ²	10m ²																																													
補償式スポット型	1種	20m ²	15m ²																																													
	2種	15m ²	10m ²																																													
定温式スポット型	特種	15m ²	10m ²																																													
	1種	13m ²	8m ²																																													
熱アナログ式スポット型		15m ²	10m ²																																													

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前			変更後			備考															
第4-1表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果			第4-2表 環境条件を考慮した火災感知器の選定結果			記載の適正化															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">感知方式</th> <th colspan="2">感知器（検定品）の選定</th> <th rowspan="2">検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定</th> </tr> <tr> <th>一般的な環境条件</th> <th>考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>煙</td> <td>アナログ式の煙感知器</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>熱</td> <td>アナログ式の熱感知器</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置</td> </tr> <tr> <td>炎</td> <td>アナログ式でない炎感知器</td> <td>—</td> <td>・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> </tbody> </table>				感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）	煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置	熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置	炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置
感知方式	感知器（検定品）の選定		検出装置（感知器と同等の機能を有する機器）の選定																		
	一般的な環境条件	考慮すべき環境条件（放射線の影響、引火性気体の滞留のおそれ、風雨の影響、設備配置）																			
煙	アナログ式の煙感知器	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・空気吸引式の煙検出装置																		
熱	アナログ式の熱感知器	・アナログ式の防水型の熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器	・光ファイバー式熱検出装置 ・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防爆型の熱検出装置																		
炎	アナログ式でない炎感知器	—	・アナログ式でない防水型の炎検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																		
第4-2表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等			第4-3表 考慮すべき環境条件に適応する感知器等			記載の適正化 (頁番号の変更)															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">考慮すべき環境条件</th> <th colspan="2">環境条件を考慮した火災感知器の選定</th> </tr> <tr> <th>感知器（検定品）</th> <th>検出装置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射線の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・空気吸引式の煙検出装置</td> </tr> <tr> <td>引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）</td> <td>・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器^{※1}</td> <td>・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>風雨の影響（故障の観点）</td> <td>・アナログ式の防水型の熱感知器</td> <td>・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置</td> </tr> <tr> <td>設備配置^{※2}（感知性の観点）</td> <td>・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）</td> <td>・光ファイバー式熱検出装置</td> </tr> </tbody> </table>				考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定		感知器（検定品）	検出装置	放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置	引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置	風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置	設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置	
考慮すべき環境条件	環境条件を考慮した火災感知器の選定																				
	感知器（検定品）	検出装置																			
放射線の影響（故障の観点）	・アナログ式でない熱感知器 ・アナログ式でない熱感知器（差動分布型） ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・空気吸引式の煙検出装置																			
引火性気体の滞留のおそれ（火災発生防止の観点）	・アナログ式でない防爆型の煙感知器 ・アナログ式でない防爆型の熱感知器 ^{※1}	・アナログ式でない防爆型の熱検出装置 ・アナログ式でない防爆型の炎検出装置																			
風雨の影響（故障の観点）	・アナログ式の防水型の熱感知器	・熱サーモカメラ ・アナログ式でない防水型の炎検出装置																			
設備配置 ^{※2} （感知性の観点）	・アナログ式でない煙感知器（光電分離型）	・光ファイバー式熱検出装置																			
<p>※1：アナログ式でない防爆型の熱感知器は、「放射線量が高い場所」及び「引火性気体の滞留のおそれがある場所」の両方で使用可</p> <p>※2：設備配置とは、広範囲の空間において監視の障害となる設備がない、ケーブルトレイが長距離にわたって設置されているといった設備の配置状況のことであり、光電分離型は前者、光ファイバー式熱検出装置は後者の設備配置を考慮して選定</p>																					
- 03-添2-22 -			- 03-添2-25 -																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前				変更後				備考	
感知方式	選定した火災感知器	誤作動防止において考慮すべき環境条件			誤作動防止の設計	誤作動防止において考慮すべき環境条件			備考
		温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)	外光の影響		温度 (周辺設備からの影響を含む)	煙の濃度 (塵埃及び水蒸気の影響を含む)	外光の影響	
煙	アナログ式の煙感知器	—	○	—	塵埃及び水蒸気の影響を受けない場所に設置	アナログ式の煙感知器	—	○	記載の適正化
	アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	—		アナログ式でない防爆型の煙感知器	—	○	
	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	—	配管の空気吸引口を塵埃を吸込みにくい場所に設置	アナログ式でない煙感知器(光電分離型)	—	○	
	空気吸引式の煙検出装置	—	○	—		空気吸引式の煙検出装置	—	○	
熱	アナログ式の熱感知器	○	—	—	作動温度を周囲温度より高い温度で作動するものを選定	アナログ式の熱感知器	○	—	記載の適正化
	アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	—		アナログ式の防水型の熱感知器	○	—	
	アナログ式でない熱感知器	○	—	—		アナログ式でない熱感知器	○	—	
	アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	—		アナログ式でない防爆型の熱感知器	○	—	
	光ファイバー式熱検出装置	○	■	—	光ファイバー式熱検出装置	光ファイバー式熱検出装置	○	—	
	熱サーモカメラ	○	—	—		熱サーモカメラ	○	—	
	アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	—		アナログ式でない防爆型の熱検出装置	○	—	
	アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	—		アナログ式でない熱感知器(差動分布型)	○	—	
炎	アナログ式でない炎感知器	—	—	○	赤外線方式を採用し、以下の場所に設置 ・外光が当たらず高温物体が近傍にない屋内の場所 ・遮光板を視野角に影響がないように設置し、太陽光の影響を防ぐことができる屋外の場所	アナログ式でない炎感知器	—	—	記載の適正化 (頁番号の変更)
	アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	○		アナログ式でない防水型の炎検出装置	—	—	
	アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	○		アナログ式でない防爆型の炎検出装置	—	—	

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前

変更後

備考

第4-1表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法

対象エリア	考慮事項 (上段は感知器の適用箇所に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知方式の組合せ		設置方法
		煙感知方式	炎感知方式	
一般エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10% ^(a))	アナログ式の熱感知器(感度：温度65°C ^(b))	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
原子炉格納容器内オーバーティンクルフロア	—	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度75°C)	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
新燃料貯蔵庫	取付面の高さ 障害物の有無	発火源となり得る設備の直上及び他の流路上 で火災を感知できる場所に設置	発火源となり得る設備の直上に自主設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
原子炉格納容器ループ室 エアリア	取付面の高さ	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10%)	アナログ式の煙感知器(感度：温度65°C) 自主設置	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
加圧器室(上部)	放射線の影響	発火源となり得る管の直上及び場所に設置	発火源となり得る設備の直上に自主設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
再生交換器室	取付面の高さ	設置可能な取付面に設置し、 障害エアリアの感知器を兼用	発火源となり得る設備の直上に設置し、 障害エアリアの感知器を兼用	設置可能な取付面に設置し、 消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
水フィルタ室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度70°C)	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
化学体積制御設備室 バルブ室のうち配管塔設置エリア	取付面の被ばく	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
燃料移行管室	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置

- 03-652-21 -

第4-2表 各エリアにおける異なる感知方式の感知器等の組合せ及び設置方法(1/2)

対象エリア	考慮事項 (上段は感知器の適用箇所に考慮する環境条件、下段は設置時に考慮する条件)	感知方式の組合せ		設置方法
		煙感知方式	炎感知方式	
一般エリア	—	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10% ^(a))	アナログ式の熱感知器(感度：温度65°C ^(b))	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
原子炉格納容器内オーバーティンクルフロア	取付面の高さ	発火源となり得る管の直上及び他の流路上 で火災を感知できる場所に設置	発火源となり得る設備の直上に設置し、 障害エアリアの感知器を兼用	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
新燃料貯蔵庫	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度65°C)	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
再生交換器室	取付面の被ばく	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
水フィルタ室	放射線の影響	アナログ式の煙感知器(感度：燃素度10%)	アナログ式の熱感知器(感度：温度65°C)	アナログ式でない炎感知器 (後の赤外線長を感知)
化学体積制御設備室 バルブ室のうち配管塔設置エリア	取付面の被ばく	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置
燃料移行管室	—	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置	消防法施行規則第23条第4項に基づき設置

- 03-652-21 -

記載の適正化

(頁番号の変更)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前					変更後					備考								
No.	防護対象		火災感知設備		耐震設計の 基本方針	防護対象		火災感知設備		耐震設計の 基本方針								
	対象設備	耐震 クラス	構成品	耐震 クラス		対象設備	耐震 クラス	構成品	耐震 クラス									
①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器(ほう酸ポンプ等)	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持	①	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Sクラス機器(ほう酸ポンプ等)	S	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる地震力に対する機能保持							
			火災受信機盤						火災受信機盤									
②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器(廃棄物処理建屋等)	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持	②	火災防護上重要な機器等のうち、耐震Bクラス機器(廃棄物処理建屋等)	B	感知器等 ^(注3)	C	耐震Bクラス機器で考慮する地震力に対する機能保持							
			火災受信機盤						火災受信機盤									
③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)	③	一般エリア	C	感知器等	C	(注4)							
			火災受信機盤						火災受信機盤									
<p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p>(注3) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器</p> <p>(注4) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>																		
<p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p> <p>(注3) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式でない熱感知器</p> <p>(注4) 耐震重要度分類に応じた静的地震力に対して概ね弾性状態にとどまる範囲で耐えられる設計とする。</p>																		
<p>記載の適正化</p> <p>(頁番号の変更)</p>																		

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前				変更後				備考																						
第4-6表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）	第4-7表 火災感知設備 耐震評価対象機器（重大事故等対処施設）	記載の適正化																												
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の 基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の 基本方針	対象設備	構成品	耐震 クラス	①	火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持	火災受信機盤	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">No.</th> <th>防護対象</th> <th colspan="2">火災感知設備</th> <th rowspan="2">耐震設計の 基本方針</th> </tr> <tr> <th>対象設備</th> <th>構成品</th> <th>耐震 クラス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">①</td> <td rowspan="2">火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)</td> <td>感知器等^(注1,2)</td> <td rowspan="2">C</td> <td rowspan="2">基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持</td> </tr> <tr> <td>火災受信機盤</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注1) アナログ式の煙感知器、アナログ式の熱感知器、アナログ式の防水型の熱感知器、アナログ式でない熱感知器、アナログ式でない防爆型の熱感知器、アナログ式でない炎感知器、アナログ式でない防爆型の煙感知器、アナログ式でない防爆型の熱検出装置、光ファイバー式熱検出装置、熱サーモカメラ、アナログ式でない防水型の炎検出装置</p> <p>(注2) 光ファイバー式熱検出装置はケーブルと同様に敷設する形態であるため、その耐震評価は電路類の耐震性を確認することで実施している。</p>	No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の 基本方針	対象設備	構成品	耐震 クラス	①	火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持	火災受信機盤	記載の適正化 (頁番号の変更)
No.		防護対象	火災感知設備			耐震設計の 基本方針																								
	対象設備	構成品	耐震 クラス																											
①	火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持																										
		火災受信機盤																												
No.	防護対象	火災感知設備		耐震設計の 基本方針																										
	対象設備	構成品	耐震 クラス																											
①	火災防護対策を講じる 重大事故等対処施設 (空冷式非常用発電装置等)	感知器等 ^(注1,2)	C	基準地震動Ssによる 地震力に対する 機能保持																										
		火災受信機盤																												

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料2 発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画において設置する火災感知設備が、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p>	<p>5. 火災防護に関する評価結果</p> <p>本設計及び工事計画により、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された大飯発電所第3号機の工事計画及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画の火災による損傷の防止に係る火災発生防止、火災の消火及び火災の影響軽減のそれぞれの火災防護対策の設計に変更がないことを確認した。</p>	記載の適正化
<p>- 03-添2-28/E -</p>	<p>- 03-添2-31/E -</p>	記載の適正化 (頁番号の変更)

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3－1 耐震設計の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13－1「耐震設計の基本方針」による。なお、本設計及び工事計画の申請対象設備である火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、発電用原子炉施設の耐震設計が「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第4条及び第49条（地盤）並びに第5条及び第50条（地震による損傷の防止）に適合することを説明するものである。本設計及び工事計画における耐震設計の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の資料13－1「耐震設計の基本方針」による。</p> <p>本設計及び工事計画の申請対象設備である設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、技術基準規則第11条及び第52条が要求している基準地震動Ssに対して機能を保持するものとして、別添1にて説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震性については、令和3年8月24日付け原規規発第2108243号にて認可された設計及び工事計画の資料12「耐震性に関する説明書」別添1から変更はない。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-2 基準地震動Ssの概要】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動Ssは、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-2「基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」によるものとする。</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計に用いる基準地震動Ssは、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>資料13-2「基準地震動Ss及び弾性設計用地震動Sdの概要」</u>によるものとする。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-3 重要度分類の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の耐震設計上の重要度分類及び重大事故等対処施設の設備の分類についての基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-4「重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」による。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-4 地震応答解析の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-6「地震応答解析の基本方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の添付資料10-6「地震応答解析の基本方針」による。</p>	<p>1. 概要</p> <p>耐震設計を行う際の地震応答解析の基本方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>資料13-6「地震応答解析の基本方針」</u>及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の<u>資料10-6「地震応答解析の基本方針」</u>による。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-5 設計用床応答曲線の作成方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の添付資料10-7「設計用床応答曲線の作成方針」による。</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計用床応答曲線の作成方針及びその方針に基づき作成した設計用床応答曲線は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>資料13-7「設計用床応答曲線の作成方針」</u>及び令和2年5月14日付け原規規発第2005141号にて認可された設計及び工事計画の<u>資料10-7「設計用床応答曲線の作成方針」</u>による。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-6 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-8「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p>- 03-添3-6-1/E -</p>	<p>1. 概要</p> <p>水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価の方針は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>資料13-8</u>「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」による。</p> <p>- 03-添3-6-1/E -</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3-7 機能維持の基本方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>添付資料13-9「機能維持の基本方針」</u>による。</p>	<p>1. 概要</p> <p>設計基準対象施設の機能維持に関する基本的な考え方は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の<u>資料13-9「機能維持の基本方針」</u>による。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護設備</u>の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」（以下「技術基準規則」という。）第11条及び第52条並びにそれらの「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」が適合することを要求している「実用発電用原子炉及びその附属施設の火災防護に係る審査基準」（以下「火災防護に係る審査基準」という。）に適合する設計とするため、資料2「発電用原子炉施設の火災防護に関する説明書」（以下「資料2」という。）に示す耐震Cクラス機器の火災感知設備が、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震性を有することを確認するための耐震設計方針について説明するものである。火災感知設備への基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性の要求は、技術基準規則第5条及び第50条の対象ではない。</p> <p>耐震計算は、資料2に示す適用規格を用いて実施する。</p> <p><u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備</u>の具体的な耐震計算の方法及び結果は、別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」及び別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」に示すとともに、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに対する各設備の影響評価結果を、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p> <p>[REDACTED]</p> <p>また、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画の火災感知設備の耐震評価の方法及び結果については、令和3年8月24日付け原規規発第2108243号にて認可された設計及び工事計画の資料1-2別添1-2-1「火災感知器の耐震計算書」、別添1-2-2「火災受信機盤の耐震計算書」及び別添1-4「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」から変更はない。</p> <p>[REDACTED]</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p>火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</p>	<p>2. 耐震評価の基本方針</p> <p>火災防護設備の耐震評価は、資料3-4「地震応答解析の基本方針」、資料3-5「設計用床応答曲線の作成方針」、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」及び資料3-7「機能維持の基本方針」に基づいて実施する。</p> <p>耐震評価は、「2.1 評価対象設備」に示す設備を対象として、「3. 荷重及び荷重の組合せ並びに許容限界」で示す基準地震動Ssによる地震力と組みあわすべき他の荷重による応力等が許容限界内にあることを、「4. 耐震評価方法」に示す評価方法を使用し、「5. 適用規格」に示す適用規格を用いて確認する。</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssによる地震力に対して、その機能を保持できる設計とすることを踏まえ、水平2方向及び鉛直方向地震力を適切に組みあわせて実施する。影響評価方法は、「4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮」に示す。</p> <p>2.1 評価対象設備</p> <p>評価対象設備は、火災感知設備のうち火災感知器及び火災受信機盤を対象とする。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の構造計画を第2-1表及び第2-2表に示す。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基礎地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sSの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基礎地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sSの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	<p>3.2 許容限界</p> <p>許容限界は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針に従い、火災感知設備の構造及び支持構造から地震時荷重の伝達を考慮し、応力あるいは荷重が集中する評価対象部位ごとに設定する。</p> <p>評価対象部位ごとの許容限界を第3-1表に示す。</p> <p>各設備の許容限界の詳細は、各計算書にて評価対象部位の機能損傷モードを考慮し、評価項目を選定し、評価項目ごとに許容限界を定める。</p> <p>3.2.1 火災感知設備</p> <p>(1) 火災感知器</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災感知器は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋等にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基礎地震動Ss</u>による地震力に対し、火災感知器を固定する基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sSの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p> <p>(2) 火災受信機盤</p> <p>a. 基礎ボルト</p> <p>火災受信機盤は、構造強度上の性能目標として、火災起因の荷重は発生しないため、基準地震動Ssによる地震力に対し、耐震性を有する建屋にボルトで固定し、主要な構造部材が、火災を早期に感知する機能を保持可能な構造強度を有する設計とする。</p> <p>したがって、<u>基礎地震動Ss</u>による地震力に対し、基礎ボルトが、塑性ひずみが生じる場合であっても、その量が微小なレベルに留まって破断延性限界に十分な余裕を有することを計算により確認する評価方針としていることを踏まえ、許容応力状態IV_sSの許容応力以下とすることを許容限界として設定する。</p> <p>基礎ボルトの具体的な許容限界を第3-2表に示す。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-1 火災防護設備の耐震計算の方針】

変更前	変更後	備考
<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p>評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>4.3 機能維持評価</p> <p>火災感知設備は、基準地震動Ssに対し、火災を早期に感知する電気的機能を保持することを性能目標としているため、火災感知設備の構造強度による機能維持及び電気的機能維持に係る耐震計算の方針は、資料3-7「機能維持の基本方針」を用いる。</p> <p>4.3.1 電気的機能維持</p> <p>地震時及び地震後に電気的機能が要求される機器は、設備ごとの構造強度上の性能目標及び評価方針を踏まえ、基準地震動Ssによる当該設備設置床の最大床加速度が、以下に示す機能確認済加速度以下であることを確認する。</p> <p>(1) 火災感知設備</p> <p>a. 火災感知器</p> <p>火災感知器は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災感知器を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災感知器単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>b. 火災受信機盤</p> <p>火災受信機盤は、基準地震動Ssによる地震力に対し、地震応答解析により求めた火災受信機盤を設置する床の基準地震動Ssによる最大床加速度が、設置状態を模擬した加振試験にて火災受信機盤単体の電気的機能が保持できることを確認した加振台の加速度以下であることにより確認する。</p> <p>4.4 水平2方向及び鉛直方向地震力の考慮</p> <p>基準地震動Ssによる地震力による耐震性評価を実施する火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法に基づき評価を行う。</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備の評価内容及び評価結果は、別添1-3「火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-1 火災感知器の耐震計算書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災区域又は火災区画における放射線、取付面高さ、温度、湿度、空気流の環境条件及び予想される火災の性質（急激な温度変化、煙の濃度の上昇、赤外線量の上昇）を考慮して選定された種類の火災感知器を、発電所全体にわたって広範囲に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知器の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災感知器の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図から第2-4図に示す。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-2 火災受信機盤の耐震計算書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、<u>火災受信機盤が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。</u>その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」（以下「別添1-1」という。）に示すとおり、<u>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤が、地震時及び地震後においても、基準地震動Ssによる地震力に対し、火災を早期に感知する機能を保持するために、十分な構造強度及び電気的機能を有することを確認するものである。</u>その耐震評価は、地震応答解析、応力評価及び機能維持評価により行う。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-2-2 火災受信機盤の耐震計算書】

変更前	変更後	備考
<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災受信機盤の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災受信機盤は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災感知器からの作動信号を常時監視できるよう、中央制御室内に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災受信機盤の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災受信機盤の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図及び第2-2図に示す。</p>	<p>2. 基本方針</p> <p>別添1-1の「2.1 評価対象設備」にて設定している火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤の構造計画を、「2.1 位置」及び「2.2 構造概要」に示す。</p> <p>2.1 位置</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」のうち構造計画に示すとおり、火災感知器からの作動信号を常時監視できるよう、中央制御室内に設置する。</p> <p>2.2 構造概要</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災受信機盤の構造は、別添1-1の「2.1 評価対象設備」に示す構造計画としており、火災受信機盤の構造計画を第2-1表に、外観図を第2-1図及び第2-2図に示す。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、火災感知設備について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p>火災感知設備のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることが確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。（第2-1図②）</p> <p>(3) 発生値の増分による抽出</p> <p>水平2方向の地震力による影響の可能性がある設備に対して、水平2方向の地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力等を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して、水平2方向及び鉛直方向地震力を考慮</p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、別添1-1「火災防護設備の耐震計算の方針」の「2. 耐震評価の基本方針」に基づき、火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備について、基準地震動Ssによる地震力に対する耐震性を確認しているため、動的地震力の水平2方向及び鉛直方向の組合せに関する影響評価について説明するものである。</p> <p>2. 火災感知設備に関する影響評価</p> <p>2.1 基本方針</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備に関する、水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響評価については、資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の評価方針及び評価方法を踏まえて、構造上の特徴を踏まえた抽出を行い、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。</p> <p>2.2 評価条件及び評価方法</p> <p>資料3-6「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価方針」の「4. 各施設における水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに対する影響評価方針」を踏まえて、基準地震動Ssによる地震力に対して耐震評価を実施する設備のうち、従来の設計手法における水平1方向及び鉛直方向地震力を組み合わせた耐震計算（以下「従来の計算」という。）に対して、設備の構造特性から水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せによる影響の可能性があるものを抽出し、設備が有する耐震性に及ぼす影響を評価する。影響評価のフローを第2-1図に示す。</p> <p>(1) 評価対象となる設備の整理</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災感知設備のうち、基準地震動Ssによる地震力に対してその機能が保持できることを確認する設備を評価対象とする。（第2-1図①）</p> <p>(2) 構造上の特徴による抽出</p> <p>構造上の特徴から水平2方向の地震力が重複する観点にて検討を行い、水平2方向地震力による影響の可能性がある設備を抽出する。（第2-1図②）</p>	<p>記載の適正化</p> <p>記載の適正化</p> <p>（次頁への記載内容繰り下がり（03-別添1-3-2 同様に記載内容繰り下がり））</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p>火災防護設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性がある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性がある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p>	<p>3. 評価結果</p> <p>3.1 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの評価設備（部位）の抽出</p> <p>火災防護上重要な機器等又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区域の火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の評価対象設備を第3-1表に示す。評価対象設備の各評価部位、応力分類に対し構造上の特徴から水平2方向地震力による影響を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」に示す以下の項目により検討し、影響の可能性がある設備を抽出した。</p> <p>抽出結果を第3-2表に示す。</p> <p>(1) 水平2方向の地震力が重複する観点</p> <p>評価対象設備は、水平1方向の地震に加えて、さらに水平直交方向に地震力が重複した場合、水平2方向の地震力が及ぼす影響検討が必要となる可能性があるものとして抽出した。</p> <p>(2) 水平1方向及び鉛直方向地震力に対する水平2方向及び鉛直方向地震力の増分の観点</p> <p>(1)にて影響の可能性がある設備について、水平2方向地震力が各方向1:1で入力された場合に各部にかかる荷重や応力を求め、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の設計手法による発生値と比較し、その増分により影響の程度を確認し、耐震性への影響が懸念される設備を抽出した。</p> <p>3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価</p> <p>第3-2表にて抽出された設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値を、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付資料13-19「水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果」の方法にて算出した。</p> <p>3.3 水平2方向及び鉛直方向地震力の影響評価結果</p> <p>「3.2 水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せの影響評価」にて算出した発生値に対して設備の有する耐震性に及ぼす影響を評価した。</p> <p>影響評価結果を第3-3表に示す。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料3 耐震性に関する説明書 別添1-3 火災防護設備の水平2方向及び鉛直方向地震力の組合せに関する影響評価結果】

変更前	変更後	備考
<p>4. 影響評価</p> <p>火災防護設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災防護設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災防護設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p>	<p>4. 影響評価</p> <p>火災感知設備のうち、水平2方向及び鉛直方向地震力の影響を受ける可能性がある設備（部位）について、従来の水平1方向及び鉛直方向地震力の組合せによる設計に対して影響を確認した結果、従来設計の発生値を超えて耐震性への影響が懸念される設備については、水平2方向及び鉛直方向地震力を想定した発生値が評価基準値を満足し、設備が有する耐震性に影響がないことを確認した。</p> <p>以上のことから、火災感知設備について、水平2方向及び鉛直方向地震力について、火災感知設備が有する耐震性への影響はなく、従来設計手法の妥当性を確認した。</p>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【資料5 安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書】

変更前	変更後	備考
<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、<u>火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</u></p> <p>火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではないことから技術基準規則第15条第4項及びその解釈については考慮不要である。<u>火災感知設備は、設計基準対象施設に属する安全設備でないことから技術基準規則第15条第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</u></p>	<p>1. 概要</p> <p>本資料は、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（以下「技術基準規則」という。）」第14条、第15条（第1項及び第3項を除く。）並びにその「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈（以下「解釈」という。）」に基づき、<u>設計基準対象施設又は重大事故等対処施設（所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を除く。）を設置する火災区域又は火災区画の火災防護設備のうち火災感知設備が使用される条件の下における健全性について説明するものである。</u></p> <p><u>火災感知設備は安全施設でないことから、技術基準規則第14条第1項及び第2項並びにその解釈については考慮不要である。また、火災感知設備は、原子炉の安全な停止機能の確保、原子炉格納容器と原子炉冷却材圧力バウンダリ同時破損防止、燃料及び使用済燃料プールの健全性の確保、残留熱除去機能の確保及び非常用電源の確保といった機能を有する設備ではなく、設計基準対象施設に属する安全設備にも該当しないことから、技術基準規則第15条第4項、第5項及び第6項並びにそれらの解釈については考慮不要である。</u></p> <p>以上より、火災感知設備の健全性として、機器に要求される機能を有効に発揮するための、系統設計及び構造設計に係る事項を考慮し、「要求される機能を達成するために必要な試験・検査性、保守点検性等（技術基準規則第15条第2項及びその解釈）」（以下「試験・検査性」という。）を説明する。</p> <p>なお、所内常設直流電源設備（3系統目）及びその電路を設置する上記以外の火災区域又は火災区画における火災感知設備の健全性は、令和3年12月2日付け原規規発第2112024号にて認可された大飯発電所第3号機の設計及び工事計画から変更はない。</p>	<p>記載の適正化</p>

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【添付図面目次】

変更前	変更後	備考
目次	目次	
<p>火災防護設備</p> <ul style="list-style-type: none"> その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p>原子炉周辺建屋</p> <p>【第1-1図】</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)</p> <p>原子炉周辺建屋</p> <p>【第1-2図】</p> 	<p>火災防護設備 ^(注1)</p> <ul style="list-style-type: none"> その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) <p>原子炉周辺建屋</p> <p>原子炉格納容器</p> <p>廃棄物処理建屋</p> <p>【第1-1図】</p> <p>その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)</p> <p>原子炉周辺建屋</p> <p>制御建屋</p> <p>原子炉格納容器</p> <p>廃棄物処理建屋</p> <p>【第1-2図】</p>	
		記載の適正化

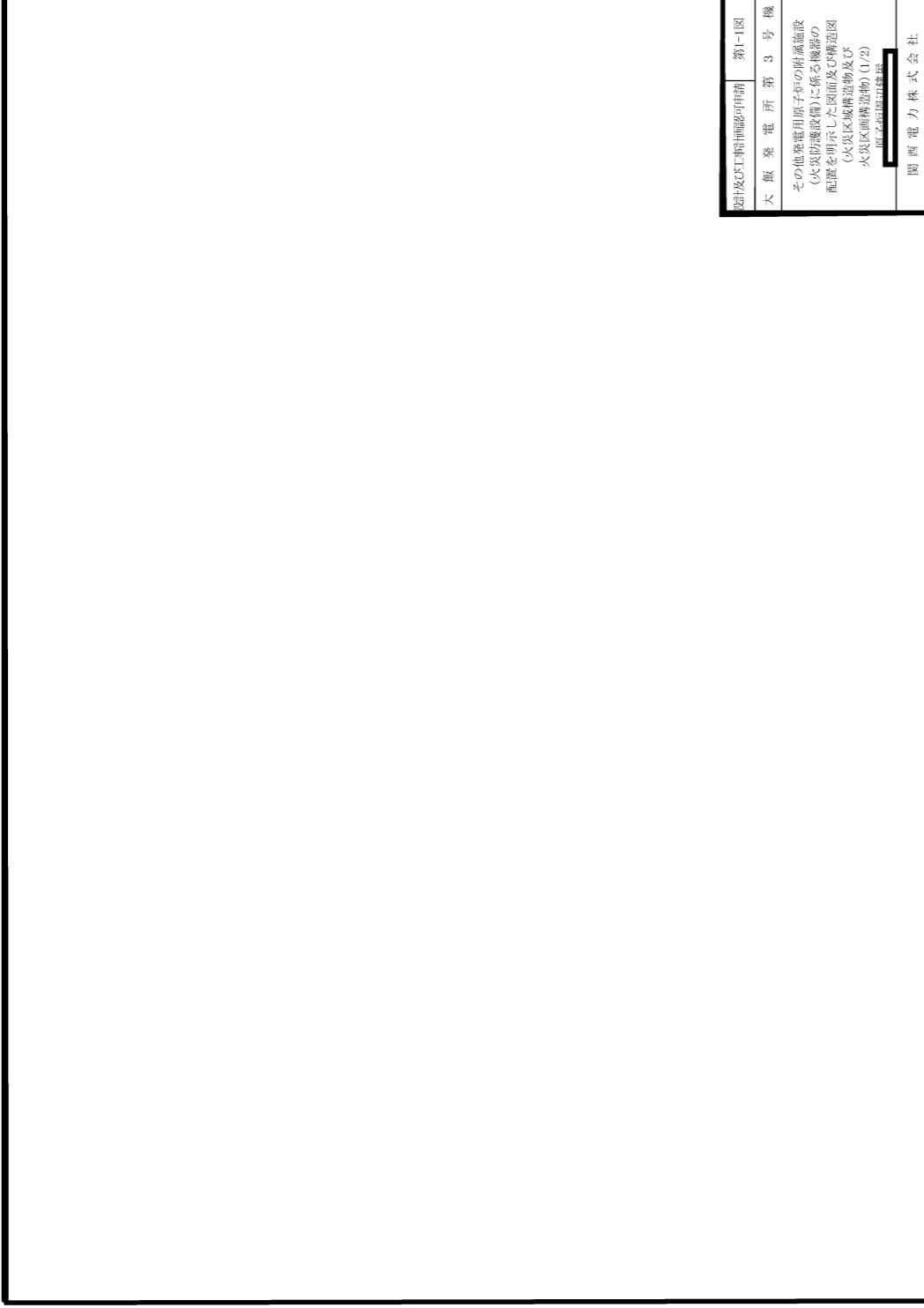
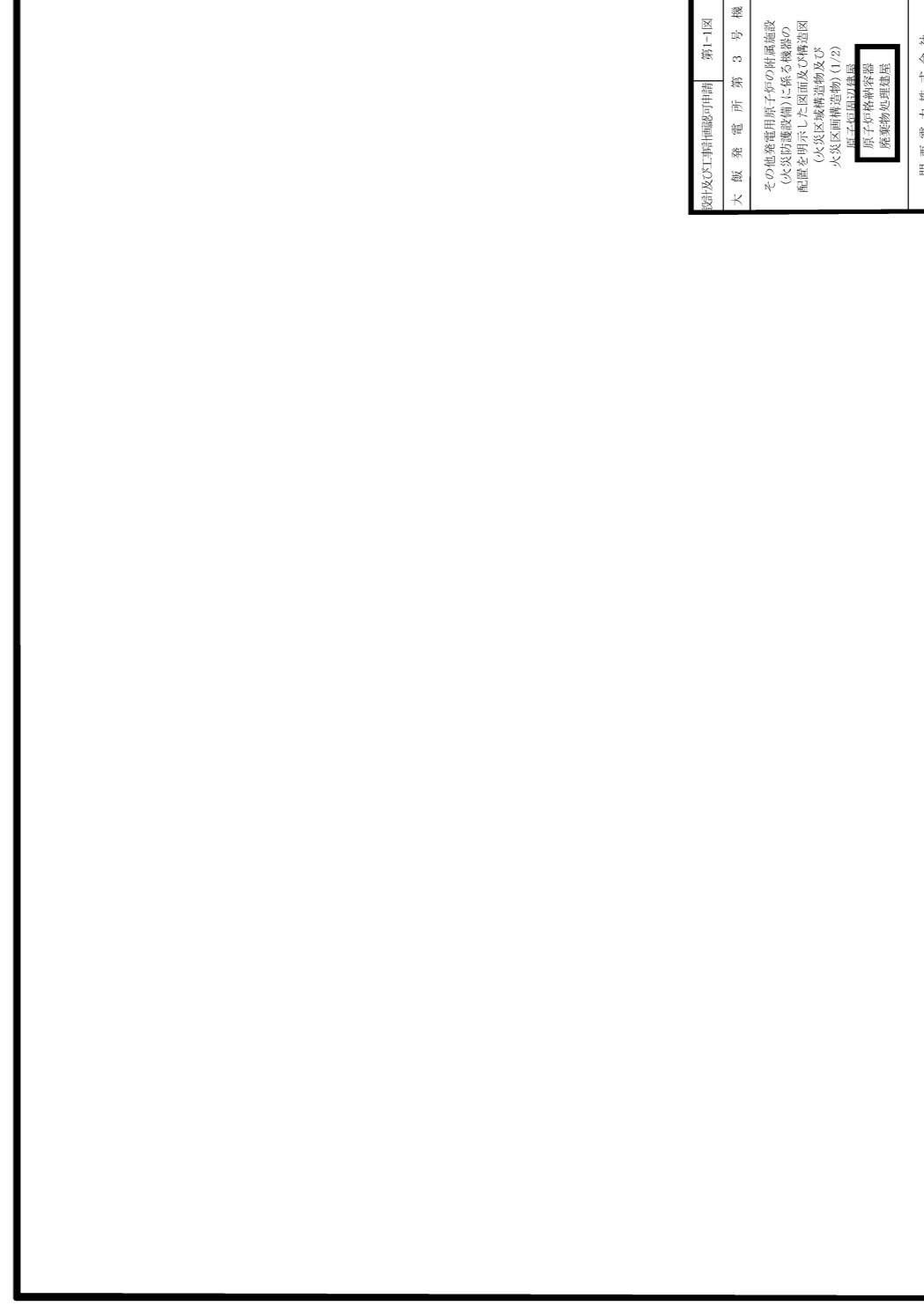
(注1) ・「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2)原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-2図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」から変更するものである。

・「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画の添付図面第9-1-5図「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(5/18)原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋」から変更するものである。

・上記以外の原子炉周辺建屋に係る「その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)」は、平成29年8月25日付け原規規発第1708254号にて認可された工事計画から変更はない。

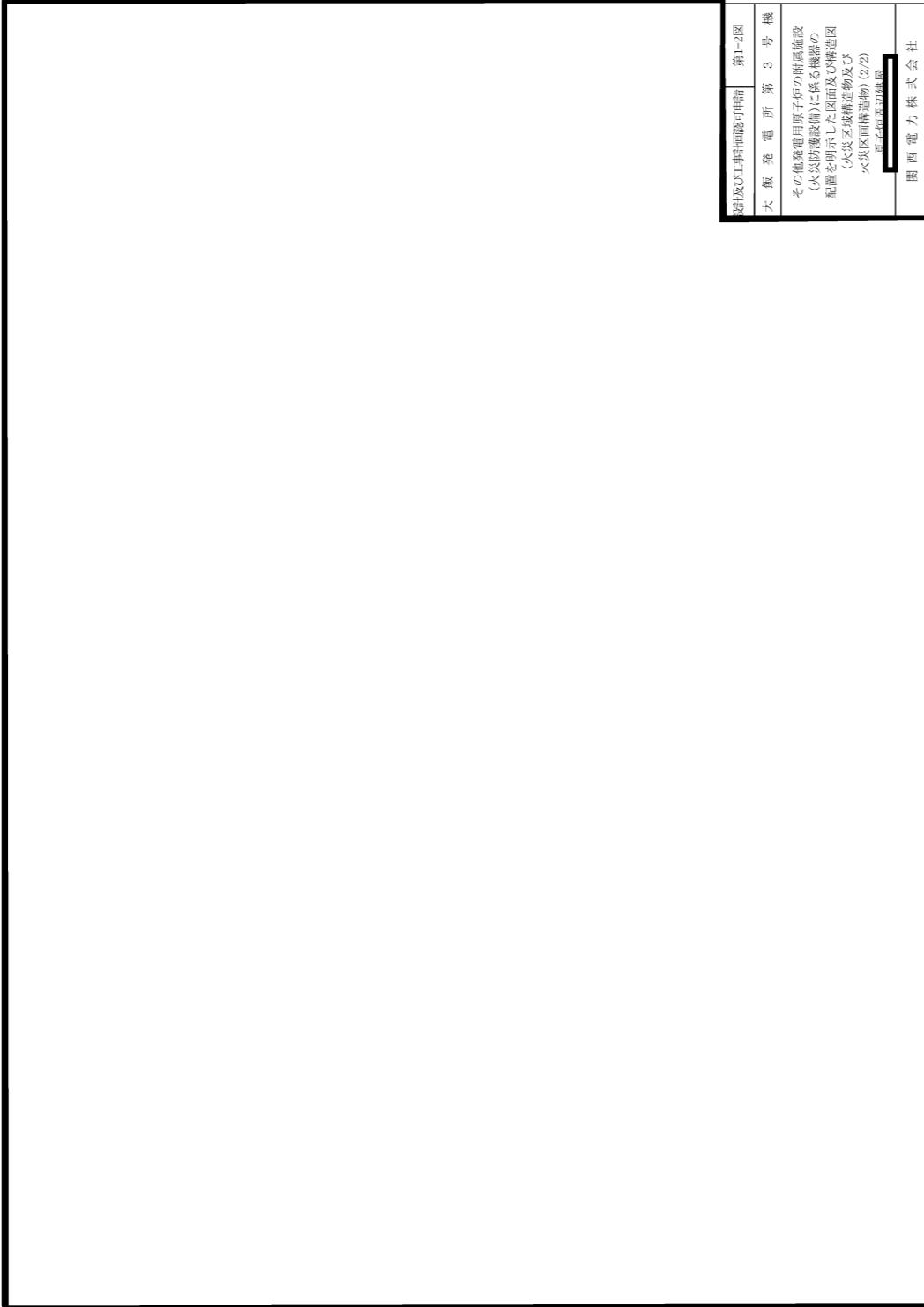
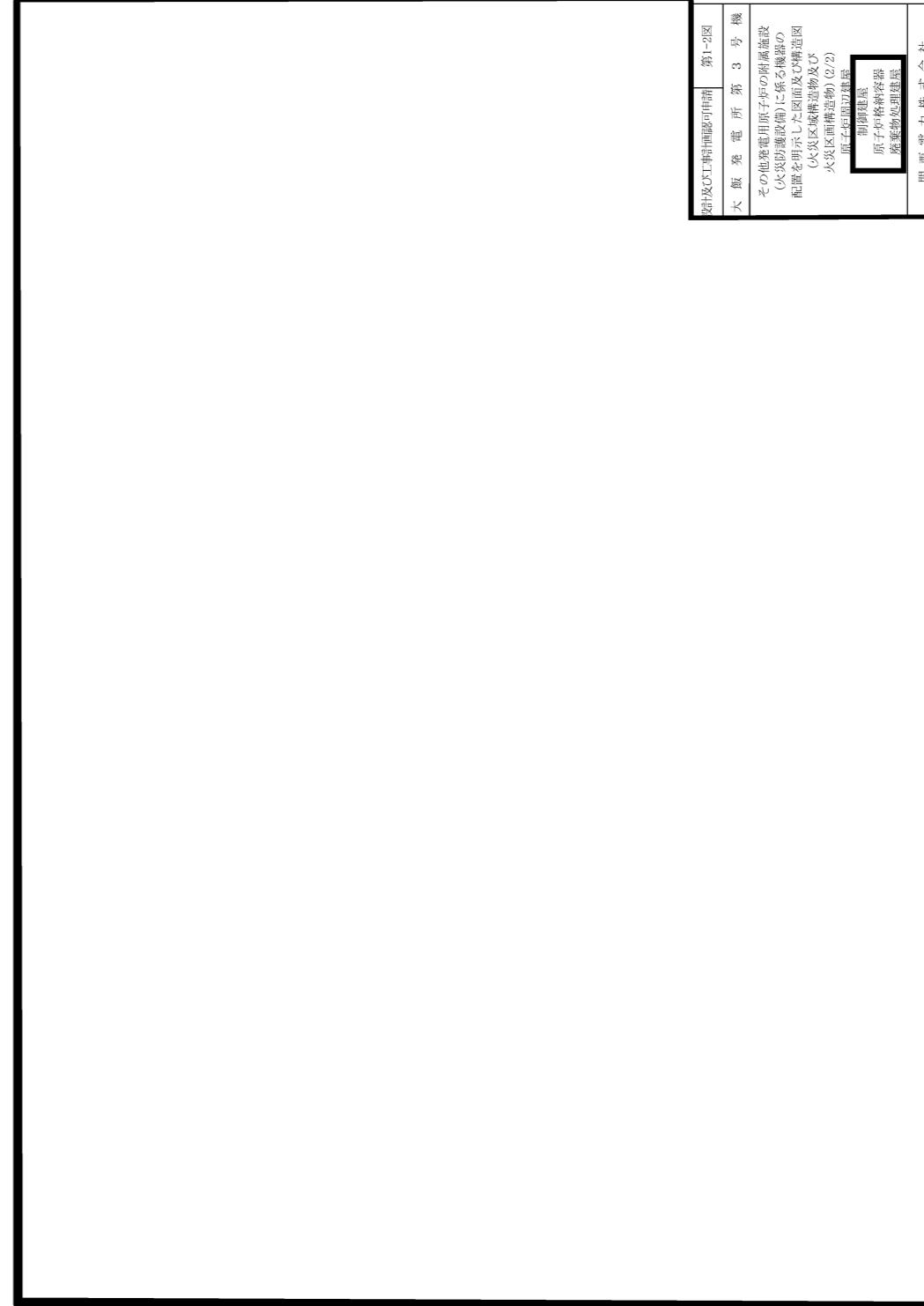
大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-1図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(1/2) 原子炉周辺建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋】

変更前	変更後	備考
 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 設計及び工事計画認可申請 大飯発電所 第3号機 その他の発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 面石田直也 関西電力株式会社 </div>	 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 設計及び工事計画認可申請 大飯発電所 第3号機 その他の発電用原子炉の附属施設 (火災防護設備)に係る機器の 配置を明示した図面及び構造図 (火災区域構造物及び 火災区画構造物)(1/2) 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋 関西電力株式会社 </div>	記載の適正化

大飯発電所第3号機 設計及び工事計画認可申請書の一部補正 補正前後比較表

【第1-2図 その他発電用原子炉の附属施設(火災防護設備)に係る機器の配置を明示した図面及び構造図(火災区域構造物及び火災区画構造物)(2/2) 原子炉周辺建屋 制御建屋 原子炉格納容器 廃棄物処理建屋】

変更前	変更後	備考
<p>変更前</p>  <p>変更後</p>  <p>記載の適正化</p>		